

令和 7 年

第 3 回美浜町議会定例会会議録

令和 7 年 9 月 4 日 開会

令和 7 年 9 月 19 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和 7 年第 3 回美浜町議会定例会会議録目次

9月4日（木曜日）第1号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
同意第3号から認定第7号まで17件一括提案説明	3
散会	10

9月8日（月曜日）第2号

議事日程	11
会議に付した事件	11
会議に出欠席した議員	11
説明のため出席した者の職、氏名	11
職務のため出席した者の職、氏名	11
開議の宣告	11
町政に対する一般質問	12
○10番 荒井勝彦議員	12

1 名古屋鉄道株式会社の関連事業について

- (1) 知多新線の沿線活性化について
- (2) 杉本美術館について

2 日本福祉大学の学部移転について

- (1) 経済損失は。
- (2) 学生減少対策は。

○2番 野田謙弥議員	19
------------	----

1 美浜町の農業者支援施策について

- (1) 農業従事者を取り巻く現状は。
- (2) 担い手不足の現状は。
- (3) 耕作放棄地の現状は。

2 美浜町の空き家について

- (1) 美浜町の空き家の現状は。
- (2) 空き家問題への対策は。
- (3) 空き家活用の方策は。

○ 7番 橋場友昭議員	27
1 小中一貫校建設候補地調査業務について	
2 幼少教育施設と小中学校について	
(1) 保育所の運営について	
(2) 現在の保育所と小学校との連携は。	
(3) 幼児教育と学校教育の環境について	
3 金芽米について	
(1) 保育士や保護者にアンケートの実施は。	
(2) 金芽米の今後の展開は。	
○ 1番 茶谷佳宏議員	35
1 住宅の空き家対策について	
(1) 相続人の範囲は。	
(2) 空き家にさせないための対策は。	
(3) 死因贈与制度で土地・建物を町が受ける考えは。	
2 杉本美術館の運営について	
(1) 名鉄から譲渡される条件は。	
(2) 美術館の運営に意欲を示している事業者数は。	
(3) 美術館の運営に必要な経費は。	
(4) 美術館運営のメリット・デメリットは。	
(5) 本町の負担が増えても引き受けるのか。	
(6) 結論を出す時期はいつか。	
3 学校再編の検討状況について	
(1) 3エリアの具体的な場所は。	
(2) 大学敷地の北側エリアにおける大学との協議の進展は。	
(3) 大学隣接地は経費等から可能なのか。	
(4) 小学校は当分の間、東西に1校ずつ残すことを検討しないか。	
○ 9番 廣澤 肅議員	43
1 本町における空き家問題について	
(1) 今後の対応は。	
(2) 住民向けセミナーの実施は。	
(3) 更地にした後の税金は。	
(4) 建物の滅失届けとは。	
2 美浜町総合公園内各施設の今後の活用について	
(1) スポーツ競技の種類は。	
(2) 各施設の利用日数は。	
(3) スポーツに関する問い合わせは。	
(4) 総合公園グランドの改修をする考えは。	
○ 6番 大寄暁美議員	53

1 中学校の新制服の導入について	
2 コミュニティ・スクールの導入について	
3 正しくごみを分別することで、町の財政負担を軽減するには。	
○ 5番 都筑新悟議員	6 2
1 知多奥田駅周辺の整備について	
(1) 美浜奥田土地区画整理事業の現況は。	
(2) 今後の整備予定は。	
2 本町の公園整備について	
(1) 本町の管理している公園施設の点検周期は。	
(2) 公園の整備計画は。	
3 学校再編について	
(1) 小中一貫校建設に要す事業費について	
(2) 小学校、中学校それぞれの学校再編という選択肢は。	
(3) 学校再編がなされた後の既存の学校施設の管理は。	
散 会	7 5

9月11日（木曜日）第3号

議事日程	7 7
会議に付した事件	7 7
会議に出欠席した議員	7 7
説明のため出席した者の職、氏名	7 7
職務のため出席した者の職、氏名	7 8
開議の宣告	7 8
同意第3号（質疑・討論・採決）	7 8
議案第51号（質疑・委員会付託）	7 9
議案第52号（質疑・委員会付託）	7 9
議案第53号（質疑・委員会付託）	7 9
議案第54号（質疑・委員会付託）	8 0
議案第55号（質疑・委員会付託）	8 1
議案第56号（質疑・委員会付託）	8 2
議案第57号（質疑・委員会付託）	8 2
議案第58号（質疑・委員会付託）	8 2
議案第59号（質疑・委員会付託）	8 2
認定第1号から認定第7号まで7件一括（質疑・委員会付託）	8 3
発議第3号（提案説明・質疑・討論・採決）	9 4
散 会	9 5

9月19日（金曜日）第4号

議事日程	9 7
会議に付した事件	9 7
会議に出欠席した議員	9 7
説明のため出席した者の職、氏名	9 8
職務のため出席した者の職、氏名	9 8
開議の宣告	9 9
議案第51号から議案第55号まで 5 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 9
議案第56号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 2
議案第57号から議案第59号まで 3 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 3
認定第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 0 5
認定第2号から認定第4号まで 3 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 0
認定第5号から認定第7号まで 3 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 2
議員派遣の件について	1 1 6
議会閉会中の継続調査事件について	1 1 6
閉会	1 1 7

令和 7 年 9 月 4 日 (木曜日)

第 3 回美浜町議会定例会会議録 (第 1 号)

令和 7 年 9 月 4 日 (木曜日) 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 同意第 3 号 美浜町教育委員会委員の任命について
議案第51号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
議案第52号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について
議案第53号 美浜町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第54号 美浜町税条例の一部を改正する条例について
議案第55号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第56号 令和 7 年度美浜町一般会計補正予算 (第 4 号)
議案第57号 令和 7 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第58号 令和 7 年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第59号 令和 7 年度美浜町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
認定第 1 号 令和 6 年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号 令和 6 年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号 令和 6 年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号 令和 6 年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号 令和 6 年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号 令和 6 年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
認定第 7 号 令和 6 年度美浜町農業集落排水事業会計決算の認定について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員 (12名)

1番	茶 谷 佳 宏 君	2番	野 田 謙 弥 君
3番	中須賀 敬 君	4番	森 川 元 晴 君
5番	都 筑 新 悟 君	6番	大 寄 曜 美 君
7番	橋 場 友 昭 君	8番	野 田 増 男 君
9番	廣 澤 育 君	10番	荒 井 勝 彦 君
11番	大 岩 靖 君	12番	丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名 (22名)

町長	八谷充則君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	総務部長	宮原佳伸君
厚生部長	中村裕之君	産業建設部長	茶谷昇司君
教育部長	谷川雅啓君	総務課長	大松知彰君
地域戦略課長	下村充功君	防災課長	三枝利博君
税務課長	山本圭介君	住民課長	柴田香緒君
福祉課長	夏目貴子君	健康・子育て課長	藪井幹久君
環境課長	百合草俊晴君	産業課長	富谷佳成君
建設課長	平野恵司君	都市整備課長	平野和紀君
水道課長	竹内健治君	会計管理者	富谷佳宏君
学校教育課長	近藤淳広君	生涯学習課長	戸田典博君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 宮崎典人君 議会係長 江本真実君

〔午前9時00分 開会〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

令和7年第3回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

台風が近づいているようですが、この夏は雨が少なかったようです。これから台風の季節となり、秋の長雨となり、災害とかがないことを願っております。

会議に先立ち、お願ひします。美浜町議会は、本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しています。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御理解、御協力をお願ひします。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう併せてお願ひします。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いします。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和7年第3回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただき、まずもって御礼申し上げます。

さて、9月を迎える実りの時期であると同時に本格的な台風のシーズンの到来もあり、自然災害が心配される季節となりました。

先ほど議長からもありましたように、台風15号が接近しております。農作物の被害が出ないことを願うとともに、人的被害が出ないようにしっかりと対応してまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましても、御理解、御支援賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

〔降 壇〕

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、令和7年5月分、6月分及び7月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたので、御確認をお願いします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野田増男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番 森川元晴議員、7番 橋場友昭議員を指名します。両議員、よろしくお願ひします。

日程第2 会期の決定

○議長（野田増男君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの16日間と決定しました。

日程第3 同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命についてから

認定第7号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計決算の認定についてまで17件一括提案説明

○議長（野田増男君）

日程第3、同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命についてから認定第7号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計決算の認定についてまで、以上17件を一括議題といたします。

以上17件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

本日、御提案申し上げますのは、同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命についてをはじめとして17件でございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

初めに、同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命についてでございますが、美浜町教育委員会委員の齋藤正吉氏が来る9月30日をもって任期満了となります。齋藤正吉氏におかれましては、地元の人望も厚く、教育現場にも熟知され、本町の教育委員会委員としてふさわしい方でございますので、再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は、令和7年10月1日より令和11年9月30日までの4年間でございます。

次に、議案第51号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第52号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、公職選挙法の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第53号 美浜町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本条例等の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第54号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法等の一部改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第55号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございますが、水道料金等の改正に伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第56号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ2億1,973万2,000円を追加し、補正後の予算総額を101億4,307万7,000円とするものでございます。第2条は債務負担行為の補正でございます。

次に、議案第57号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ5,756万6,000円を追加し、補正後の予算総額を21億4,427万円とするものでございます。

次に、議案第58号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ100万1,000円を追加し、補正後の予算総額を4億5,323万3,000円とするものでございます。

次に、議案第59号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ2,919万3,000円を追加し、補正後の予算総額を18億6,166万4,000円とするものでございます。

次に、認定第1号 令和6年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、一般会計の決算額は、歳入総額90億4,457万4,000円、歳出総額87億8,470万1,000円、歳入歳出差引額は2億5,987万3,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源である繰越額3,306万円を差し引いた2億2,681万3,000円が実質収支額となりました。

次に、認定第2号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額21億8,476万1,000円、歳出総額21億4,092万2,000円で、歳入歳出差引額4,383万9,000円の黒字となりました。

次に、認定第3号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額4億4,248万5,000円、歳出総額4億3,897万2,000円で、歳入歳出差引額351万3,000円の黒字となりました。

次に、認定第4号 令和6年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額18億4,948万3,000円、歳出総額18億3,318万6,000円で、歳入歳出差引額1,629万7,000円の黒字となりました。

次に、認定第5号 令和6年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入歳出

総額ともに13万6,000円となりました。

次に、認定第6号 令和6年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、初めに、剰余金の処分については、未処分利益剰余金6,957万8,000円を資本金へ繰り入れることとし、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、決算の認定についてでございますが、収益的収支の収入は5億7,000万2,000円、支出は4億9,923万7,000円となり、消費税精算後の当年度純利益は5,905万4,000円となりました。

次に、資本的収支の収入は1,337万7,000円、支出は1億6,264万9,000円となり、収支の不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

次に、認定第7号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の収入は4,519万9,000円、支出は4,421万7,000円となり、消費税精算後の当年度純利益は50万6,000円となりました。

次に、資本的収支の収入は895万円、支出は1,844万5,000円となり、収支の不足額は当年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

私からの提案理由の説明は以上でございます。

なお、議案第51号から認定第7号までの詳細につきましては、順次担当部課長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

[降 壇]

○総務部長（宮原佳伸君）

初めに、議案第51号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、4ページ、新旧対照表を御覧ください。

最近における物価変動等に鑑み、公職選挙法施行令の一部が改正されたことにより、第8条において、選挙運動用ビラ作成の公費負担の限度額を作成単価「7円73銭」から「8円38銭」に増額改定いたします。

また、11条において、選挙運動用ポスター作製の公費負担の基準限度額を作成単価「541円31銭」から「586円88銭」に増額改定いたします。

次に、議案第52号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、7ページ、新旧対照表を御覧ください。

公職選挙法の一部改正に伴い、第3条第2項において、選挙公報の品位を損なう行為を禁止する条文を新設し、あわせて第4条において、新設による引用先の字句の修正を行うとともに、第2条及び第3条において、選挙公報の発行及び掲載文の申請の手続について一部追加いたします。

次に、議案第53号 美浜町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、10ページ、新旧対照表を御覧ください。

最初に、美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、育児のため勤務しない部分休業の取得形態の多様化規定が追加されたため、项ずれが生じ、第1条において法律の引用先を変更し、第19条において対象となる職員の範囲を定め、第20条において1年の期間ごとに1日2時間を超えない範囲内による休業を第1号部分休業と定義されたことによる条文の修正をいたします。

第20条の2においては、年単位で部分休業の取得の承認手続を行う規定を定め、第20条の3において部分休業を算定する1年の期間を毎年4月1日から3月31日とし、第20条の4において職員の部分休業の取得時間を、第

20条の5において特別な事情が生じた場合の変更についての規定を新設いたします。

また、21条において部分休業の承認を受けた場合の給与の取扱いについて、第22条において部分休業の承認の取消しを、今回の改正に併せ修正いたします。

次に、14ページの美浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、仕事と育児の両立を支援するニーズに対応し、両立支援制度等の周知や意向確認を行うとともに、子や各家庭の状況に応じた事情に配慮するため、第16条の2第1項において、妊娠、出産等について申出をした職員等に関する出生時の両立支援制度の周知や意向確認の規定を、第2項において、3歳に満たない子を養育する職員について育児期の両立支援制度の周知や意向確認の規定を、第3項において、任命権者の配慮義務をそれぞれ新設いたします。あわせて、第15条、第16条の3及び第16条の4において、改正による関連字句及び条ずれの修正をいたします。

続きまして、16ページの美浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律により、人事院規則で定める時間を基準として、条例で定める時間を企業職員の給与の減額規定にも適用いたします。

なお、施行日は令和7年10月1日ですが、附則第3条につきましては、公布の日から施行いたします。

次に、議案第54号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

20ページの新旧対照表または28ページの参考資料3の改正内容を御覧ください。

第20条の改正は、公示送達について、公示事項を従来どおりの掲示場に掲示することに加え、インターネットや地方団体に設置した電子計算機の映像面に表示したものを見ることができるようとするものでございます。

第20条の3は、納税証明事項について第20条の改正に伴う字句の整理を、第33条の2は、法律改正により所得控除について19歳から23歳までの親族を特定親族とし、特定親族特別控除の追加を、第35条の2第1項は、特定親族特別控除の創設に伴う給与所得等以外の所得を有しなかった者の個人住民税申告義務の除外に係る規定の整備をするものでございます。

第35条の3の2第1項は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に、特定親族を追加するものでございます。

第35条の3の3第1項では、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、特定親族特別控除の創設に伴い、申告書の提出義務規定等の整備をするものでございます。

附則第16条の2の2は、法律改正に併せて新設されるもので、加熱式たばこについて、その重量に応じて紙巻きたばこに換算することとするものです。

なお、施行日につきましては、第33条の2、第35条の2第1項ただし書、第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定については令和8年1月1日から、附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定については令和8年4月1日から、第20条及び第20条の3の改正規定並びに附則第2条の規定については、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日でございます。

議案第51号から議案第54号の説明は以上でございます。

○産業建設部長（茶谷昇司君）

次に、議案第55号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございますが、令和7年4月22日付国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長の通知に伴うただし書の追加及び給水収益を全体で7%増とするための水道料金の改定を行うものでございます。

31ページ、美浜町水道事業給水条例新旧対照表を御覧ください。

第7条第1項では、災害その他非常の場合にあって、地元の給水装置工事事業者の確保が困難と判断されるときは、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にするため、ただし書を追加いたします。

第23条では、「区分により」を「表に掲げる」に改め、表を「（1）基本料金」「（2）水量料金」と改正するとともに、あわせて基本料金及び水量料金を改定しております。

なお、施行日は、公布の日からでございます。ただし、料金を改定する第23条の改正規定につきましては、令和8年5月1日でございます。

議案第55号の説明は以上でございます。

○地域戦略課長（下村充功君）

次に、議案第56号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

タブレット内の補正予算書のファイルをお開きください。

初めに、歳出から説明しますので、補正予算書の18、19ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費の庁舎管理事業においては、庁舎壁面シーリング補修をするため、需用費修繕料の増を、7目企画費の企画事業においては、企業版ふるさと納税におけるマッチング支援手数料の増を、11目基金費の基金積立事業においては、事業費の確定や普通交付税等が見込みより増加したことによる各基金の積立金の増を、3項、1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務においては、戸籍振り仮名職権記載機能の追加に伴う戸籍情報システム改修業務委託料の増を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の社会福祉事業では、重層的支援体制整備事業補助金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の過年度返還金を、2目老人福祉費の介護保険事業では、過年度低所得者保険料軽減分に伴う介護保険特別会計繰出金の増を計上いたしました。

20、21ページを御覧ください。

3目障害者福祉費の障害福祉サービス事業では、障害者支援負担金の過年度返還金を、地域生活支援事業では、地域生活支援事業費等補助金の過年度返還金を、4目福祉医療費の福祉医療費支給事業では、未熟児養育医療負担金の過年度返還金を、6目国民健康保険費の国民健康保険事業では、子ども・子育て支援金制度に伴う事務費等の繰り出しに係る国民健康保険特別会計繰出金の増を、7目高齢者医療事業費の後期高齢者医療事業では、子ども・子育て支援金制度に伴う事務費等の繰り出しに係る後期高齢者医療特別会計繰出金の増を、2項児童福祉費、2目保育所費の保育所運営事業では、第2子保育料無償化に係る保育システム改修業務委託料の増を、4目特定教育保育施設給付事業費の特定教育保育施設給付事業では、給食費軽減対策支援に係る保育所等給食費軽減対策支援金の増を計上いたしました。

22、23ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保険衛生費、1目保険衛生総務費の保健センター管理運営事業では、保健センター雨漏りによる保健センター維持修繕工事の増を計上いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の農業振興事業では、県補助金を活用した施設整備補助に係るあいち型産地パワーアップ事業補助金の増を、3項水産業費、2目水産業振興費では、一般財源から企業版ふるさと納税による寄附金への財源更生を計上いたしました。

10款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費では、一般財源から企業版ふるさと納税による寄附金への財源更生を、3目学校給食センター運営費の学校給食センター運営事業では、会計年度任用職員分の賄材料費及び保

存食用冷凍庫の更新による備品購入費の増を計上いたしました。

次に、歳入予算でございますが、補正予算書の14、15ページを御覧ください。

10款地方特例交付金においては、国からの交付額確定通知による当初予算との差額の減を、11款地方交付税においては、普通交付税の交付額確定による当初予算との差額の増を、13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金では、第2子保育料無償化による保育所運営費負担金の減を、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、物価高騰支援に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び戸籍情報システム改修に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増を、2目民生費国庫補助金では、子ども・子育て支援金制度に伴う事務費に係る子ども・子育て支援事業費補助金を、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金では、第2子保育料無料化等事業費補助金の増及び保育所等給食費軽減対策支援金を、4目農林水産業費県補助金では、あいち型産地パワーアップ事業補助金を計上いたしました。

16、17ページを御覧ください。

18款寄附金、1項寄附金では、企業版ふるさと納税によるまち・ひと・しごと創生寄附金の増を、19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金においては、令和6年度介護保険特別会計の精算に伴う繰入金の増を、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、本予算が歳入超過となったことによる財政調整基金繰入金の減を、20款繰越金においては、前年度の繰越金の確定に伴う増を計上いたしました。

21款諸収入、4項、3目雑入においては、小学校及び中学校の学校給食費の増及び後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算金、過年度障害者自立支援給付費負担金及び過年度障害児入所給付費等負担金を計上いたしました。

次に、第2表債務負担行為補正でございますが、補正予算書の7ページを御覧ください。

債務負担行為の情報機器端末等整備事業については、小中学校の児童生徒、教職員のタブレットを更新するもので、期間を令和7年度から令和12年度までに、限度額を7,691万2,000円とし、追加するものでございます。

議案第56号の説明は以上でございます。

○住民課長（柴田香緒君）

次に、議案第57条 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の38、39ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、一般管理事業において、1,372万8,000円を増額計上いたしました。これは子供や子育て世帯を全世代、全経済主体で支える仕組みにより、令和8年度から始まります子ども・子育て支援金制度に伴い、医療保険の保険税と併せて子ども・子育て支援金を徴収するためのシステム改修でございます。

5款、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、基金積立事業において、前年度繰越金の確定により4,383万8,000円を増額計上いたしました。

次に、歳入を御説明しますので、36、37ページを御覧ください。

5款繰入金、1項、1目一般会計繰入金において、事務費等繰入金として歳出で計上しました子ども・子育て支援金に伴うシステム改修と同額を増額計上いたしました。

6款、1項、1目繰越金において、前年度繰越金の確定により歳出で計上しました基金積立金と同額を増額計上いたしました。

次に、議案第58号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の54、55ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、一般管理事業において、令和8年度から始まります子ども・子育て支援金制度に伴い、医療保険の保険料と併せて子ども・子育て支援金を徴収するためのシステム改修として、100万1,000円を増額計上いたしました。

次に、歳入を御説明しますので、52、53ページを御覧ください。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金において、歳出と同額を増額計上いたしました。

議案第57号及び議案第58号の説明は以上でございます。

○福祉課長（夏目貴子君）

次に、議案第59号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、初めに歳出から御説明しますので、補正予算書の72、73ページを御覧ください。

3款地域支援事業費、1項、1目介護予防・生活支援サービス事業費において、介護保険保険者努力支援交付金の減額による財源更生をいたしました。

4款、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金において、1,274万8,000円を増額計上いたしました。これは、前年度繰越金から国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金と一般会計への繰出金を差し引いた残額を次期計画期間の保険料上昇の抑制に充てるため、積み立てるものでございます。

5款諸支出金、1項償還金及び加算金、2目償還金、過年度国庫県支出金等償還金において、令和6年度の介護給付費等における国、県の負担金及び社会保険診療報酬支払基金精算に伴う超過額の返還金として740万3,000円を増額計上いたしました。

2項繰出金、1目一般会計、一般会計繰出金において、令和6年度の一般会計からの繰入金の精算に伴う超過額の返還金として904万2,000円を増額計上いたしました。

次に、歳入を御説明いたします。68、69ページを御覧ください。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目国庫介護給付費負担金において、令和6年度の実績による追加交付1,083万7,000円を増額計上いたしました。2項国庫補助金、4目保険者機能強化推進交付金及び5目介護保険保険者努力支援交付金において、今年度の交付額決定によりそれぞれ減額し、6款繰入金、2項、1目基金繰入金、介護保険給付費準備基金繰入金において、同額の35万円を基金から繰り入れるため、増額計上いたしました。

3款、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金において、令和6年度の実績による追加交付145万7,000円を増額計上いたしました。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、5目低所得者保険料軽減繰入金、過年度低所得者保険料軽減繰入金は、令和6年度の実績による追加交付47万4,000円を一般会計から繰り入れるため、増額計上いたしました。

70、71ページを御覧ください。

7款、1項、1目繰越金において、前年度からの繰越金1,629万6,000円を増額計上いたしました。

8款諸収入、4項、3目雑入、過年度重層的支援体制整備事業補助金は、令和6年度事業実績による介護保険負担分の12万9,000円を一般会計から返還するため、増額計上いたしました。

議案第59号の説明は以上でございます。

○議長（野田増男君）

同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命についてから認定第7号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計決算の認定についてまでの説明が終わりました。

○議長（野田増男君）

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日9月5日から7日までの3日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、明日9月5日から7日までの3日間を休会することに決定しました。

来る9月8日は午前9時より本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

[午前9時42分 散会]

令和 7 年 9 月 8 日 (月曜日)

第 3 回美浜町議会定例会会議録 (第 2 号)

令和7年9月8日（月曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	茶 谷 佳 宏 君	2番	野 田 謙 弥 君
3番	中須賀 敬 君	4番	森 川 元 晴 君
5番	都 筑 新 悟 君	6番	大 寄 曜 美 君
7番	橋 場 友 昭 君	8番	野 田 増 男 君
9番	廣 澤 育 君	10番	荒 井 勝 彦 君
11番	大 岩 靖 君	12番	丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町 長	八 谷 充 則 君	副 町 長	杉 本 康 寿 君
教 育 長	伊 藤 守 君	総 務 部 長	宮 原 佳 伸 君
厚 生 部 長	中 村 裕 之 君	産 業 建 設 部 長	茶 谷 昇 司 君
教 育 部 長	谷 川 雅 啓 君	総 務 課 長	大 松 知 彰 君
地 域 戰 略 課 長	下 村 充 功 君	防 災 課 長	三 枝 利 博 君
税 務 課 長	山 本 圭 介 君	住 民 課 長	柴 田 香 緒 君
福 祉 課 長	夏 目 貴 子 君	健 康 ・ 子 育 て 課 長	藪 井 幹 久 君
環 境 課 長	百 合 草 俊 晴 君	産 業 課 長	富 谷 佳 成 君
建 設 課 長	平 野 恵 司 君	都 市 整 備 課 長	平 野 和 紀 君
水 道 課 長	竹 内 健 治 君	会 計 管 理 者	富 谷 佳 宏 君
学 校 教 育 課 長	近 藤 淳 広 君	学 校 教 育 課 指 導 主 事	井 上 東 君
生 涯 学 習 課 長	戸 田 典 博 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 宮 崎 典 人 君 議会係長 江 本 真 実 君

〔午前9時00分 開議〕

○議長（野田増男君）

おはようございます。

傍聴の方、早朝よりどうもありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

会議に先立ち、お願ひします。美浜町議会は、本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しています。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御理解、御協力をお願ひします。なお、本日は町制70周年をPRすることを目的として、町制70周年記念ポロシャツを着用しての一般質問としております。また、美浜町のマスコットキャラクターをPRする目的で、登壇席に「のまっキー」の縫いぐるみを設置しましたので、御承知おきください。また、お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう、併せてお願ひします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（野田増男君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には、7名の議員より質問の通告をいただいております。通告の順に質問を許可しますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願ひを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおきましては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願ひします。

質問におきましては、通告の内容を壇上で一括質問し、執行部の答弁の後の再質問においては一問一答とします。なお、質問を明確にするため、背景、経緯並びに要望に関する発言は厳に差し控えていただくようよろしくお願ひします。

最初に、10番 荒井勝彦議員の質問を許可します。荒井勝彦議員、質問してください。

[10番 荒井勝彦君 登席]

○10番（荒井勝彦君）

10番 荒井勝彦です。

それでは、皆さん、おはようございます。

本日、9月8日は、1951年第二次世界大戦の終結と日本の主権回復を定めた平和条約を、日本が連合国48か国と締結をした日だそうであります。サンフランシスコ講和条約とも呼ばれておりますが、私の住む河和地区の駅前、新江川に架かる河和橋には、講和記念と刻まれた小さな銅製のプレートが埋め込まれております。この小さなプレートの存在に気づいている人はほとんどいないと思われましたので、私は10年以上前に関係方面に問い合わせてみましたが、古いことで資料が残っておらず、結局、関係性については分からずじまいでした。だけれども、でも、恐らくその頃に架け替えられた橋の名の河和橋に、講和条約の講和という文字を当てたものだ

と私は推察をしております。いまだに世界各地で戦火の絶えることのない現代において、戦後80年の平和な歳月のありがたさをかみしめて、この河和橋を渡りたいと思います。皆さんもぜひ心にとどめておいていただきたいと思います。

さて、ただいまお許しをいただきましたので、通告書に基づいて順次質問をさせていただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。

1つ目です。名古屋鉄道株式会社の関連事業についてお尋ねをいたします。

名古屋鉄道株式会社、以下、名鉄と呼称をさせていただきますが、こちらの知多新線は1980年に全線開通してから45年がたちますが、その間に美浜緑苑の宅地開発、日本福祉大学の総合移転、南知多ビーチランドのオープン、美浜町西部は発展を遂げてまいりました。

しかし、この間にも美浜、南知多の急速な人口減少、福祉大学の学部移転等により乗降客の減少が顕著になってまいりました。

我が町にとっては、大変重要な公共交通機関である名鉄の関連事業についてお尋ねをいたします。

1つ目です。知多新線の沿線活性化についてお尋ねをいたします。

本町と同様に利用客が減少してしまった路線の沿線住民が、積極的に鉄道利用促進活動をしている地域も見受けられます。例えば、名鉄西尾線・蒲郡線利用促進にしま線応援団は、同路線の利用促進に対して様々な啓発活動を行っております。知多新線に関しては、いまだそこまでの住民活動は見られませんが、行政として地域住民の皆さんと一緒にこの問題に向き合い、支援をしていく考えはありますでしょうか。

2つ目です。杉本美術館についてお尋ねをいたします。

本年6月議会で同僚議員の一般質問を受けて、現在閉館中の杉本美術館を名鉄から無償提供を受けて美浜町が運営を検討しているとの内容の記事が、6月6日の中日新聞で大きく報道されました。町民の皆さんの中には、これを決定事項として捉えた方も少なからずお見えになったようございます。この誤解を解くために、後日、町政報告会の場で説明がありましたが、参加者は、2日間にわたって行われましたけれども、限られておりましたので、再度この場で質問をさせていただきます。

そもそも、何ゆえ名鉄は美浜町に対して無償提供を申し出たんでしょうか。収益が上がっている施設ならば、何も閉館をしなくてもよかったです。美浜緑苑の集中浄化槽を名鉄から無償提供を受けることになりましたが、その維持管理費が将来にわたって負担を強いられることと同じになりますでしょうか。そこを私は心配しております。また、現在検討しているならば、いつ頃までに答えを出して、名鉄側に町の方針を伝えるおつもりでしょうか。御回答をお願いいたします。

2つ目の大きい質問に移らせていただきます。

日本福祉大学の学部移転についてお尋ねをいたします。

1983年、日本福祉大学が美浜町に総合移転をしてから42年の歳月が過ぎました。大学が立地することで学生や教職員の消費活動、地域施設とも連携、学内イベントなど、地域経済に直接的、間接的な経済効果をもたらします。ゆえに、この間に本町にもたらされた経済効果は莫大なものがあったと思います。しかし、半田キャンパス、名古屋キャンパス、東海キャンパス、それぞれ開設に伴い、本町から多くの学生、職員が流出してしまいました。さらには、2027年4月に大学の根幹をなす社会福祉学部も東海キャンパスへ移転が計画をされております。福祉大学内のキャンパス内に開校を目指しておりました本町の小中一貫校も、諸事情により二転三転して、いまだに方向性が決まっておりません。

そこで、今後の福祉大学の学部移転による影響と対策についてお尋ねをいたします。

1つ目です。経済損失はどうでしょう。

2027年に計画をされている社会福祉学部の移転に伴い、美浜町における経済損失はどの程度だと見込んでいますでしょうか。

2つ目です。学生減少対策、これはどうでしょう。

現在、本町の小中一貫校の建設地は、日本福祉大学のキャンパス内、大学の隣接地、既存の小中学校用地、この3つの候補地の中から選ぶ条件で検討しているはずですが、大学のキャンパス内としなかった場合、このしなかった場合に社会福祉学部移転による空き校舎に新たな学部の創設など、本町から若い世代が少しでも減らないように、私立の大学に対して美浜町が行えるかどうか分かりませんけれども、美浜町側から依頼をすることはできませんでしょうか。

また、町内に居住をする福祉大学生を美浜町として支援をする施策は考えられませんでしょうか。

以上で、私の壇上での質問を終わらせていただきます。分かりやすい御回答をお願いいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

皆さん、おはようございます。

早朝より傍聴していただいている方、ありがとうございます。本日も簡潔で分かりやすい答弁に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、荒井勝彦議員の御質問にお答えいたします。

初めに、これから名古屋鉄道株式会社の関連事業についての御質問の1点目、知多新線の沿線活性化についてでございますが、名古屋鉄道とはこれまで地域の活性化が有効であるとの共通認識から、関係部局と陸上競技場での催しなどを中心とした本町の取組を共有し、イベントの規模に応じて車両を追加していただくなど沿線活性化を図っているところでございます。今後は地域と共に利用促進活動ができないか検討してまいります。

次に、御質問の2点目、杉本美術館についてでございますが、議員おっしゃるとおり、6月6日の中日新聞朝刊で、「杉本美術館 美浜町が運営へ」、「名古屋鉄道から譲渡打診で 町長方針」という見出しが掲載されました。経過としましては、令和3年3月に名古屋鉄道から杉本美術館の譲渡について申出がございました。本町として直営で運営することは費用面や知識面で難しいと判断し、お受けできませんでしたが、せっかくの美術館が閉館している状況は好ましくないことや、知多新線沿線の活性化が望まれることから、運営していただける方を探しております。

現在、美術館の存在価値を評価される2者の方から運営の意欲を示されており、その方々の意向を聞きつつ、名古屋鉄道とも現地調査などを行っているところで、町の運営が決まったわけではありません。

本町に無償提供の申出がされた理由につきましては、美術館が立地している町であること、及び法律と定款で公益財団法人が消滅する場合に財産を贈与できる相手が、同様の公益財団法人または国、もしくは地方公共団体に限定されているためと伺っております。

また、結論を出す時期につきましては、現在、譲渡の条件や運営の経費的なこと及び美術品を管理運営する方法などについての調査・検討を始めたところでございまして、まずは名古屋鉄道との条件確認や経費の詳細についての調査を継続すること、また、運営を担っていただける方の募集や意向調査などを今年度中に行いたいと思っております。その後、詳細を詰めていくことになりますので、現時点において結論を出す時期は決まっており

ません。

次に、日本福祉大学の学部移転についての御質問の1点目、経済損失はについてでございますが、近年、町内に下宿されている社会福祉学部の学生は約280人とお聞きしておりますが、その方たちが町外に住むことによる経済損失としましては、住居費や食費などの生活費で約3億2,200万円、また、国勢調査人口を基に、国から頂いている地方交付税は約2,300万円の減額となり、合わせて約3億4,500万円の損失と推定しております。

次に、御質問の2点目、学生減少対策はについてでございますが、町より大学へ新たな学部の創設等の依頼をすることはできませんが、美浜キャンパスの学部がより充実することにつきましては、教育連携やスポーツ連携を通じて継続して協力してまいります。

また、新たな学部創設について、町で協力できることがあれば提案させていただきます。

また、町内に居住する日本福祉大学生個人への支援は、現時点では考えておりませんのでよろしくお願ひいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

[降 壇]

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まずは、名鉄関連から伺います。

先ほどの御答弁の中で、名鉄とは陸上競技場などの催しなどを中心とした本町の取組を共有し、イベントの規模に応じて車両を追加していただくなど活性化を図っているところだと、このようにお答えをいただきましたが、私の記憶する範囲では、もう名鉄側の当初からの要望としては、一過性のイベントでのこの鉄道利用ではなく、定期券を購入して常時通勤や通学でこの名鉄知多新線の利用促進を望んでいると伺ったように記憶をしております。根本的な解決策になつていなんじやないでしょうか。どうでしょう。

○総務部長（宮原佳伸君）

議員おっしゃるとおり、名鉄さんとしては、最終的というか目標とするところは、定期券での通勤・通学の方が増えてくれることが条件ですよということを言われておりますが、いきなりそこのことを、あしたから定期で乗ってくださいと言うことはできませんので、まずは名鉄さんと話をする中で、地域活性化していくことで、例えば関係人口が増えたり、引っ越ししてきていただく方が増えたりすることで、定期を使っていただく方につながっていくという、もう長期的な施策であります。

○10番（荒井勝彦君）

部長の模範回答でしたが、ある鉄道評論家の方の書いた記事を読ませていただくと、当初は活性化を目指して知多新線を敷いたのですが、沿線が市街化調整区域になってなかなか宅地開発も望めんところを、今こういうふうに人口が減少してきて、定期の利用者は伸び悩んでおるのですよというような記事を読んだ覚えがあります。今おっしゃるように、行く行くは定期利用で継続的に知多新線を利用してくれればいいのですが、一時期、過渡期であるというふうに捉えるように、今は私のはうとしては考えていくようにしていきたいと思います。

それではもう一つ、地域と共に利用促進活動ができないか検討をしていくとのお答えをいただきましたが、それでは例えば、具体的に住民の皆さんも一緒に交えて同じテーブルに着いて、協議会みたいな形で立ち上げて、意見を交換するようなそういう予定というのはあるのでしょうか。

○総務部長（宮原佳伸君）

現時点で具体的な計画はございませんが、当然、乗っていただく方、地域の方ですので、地域の方の考え方だとかそういうことも把握しながら、町としても一緒になって考えていくことが今から必要だと思っております。

○10番（荒井勝彦君）

本当に危機感を感じている地域は、もう住民の皆さん積極的にこういう活動に参加をして、住民側からいろいろな御意見を発信して活動もしているようでございますので、早急にこれはそういう協議会でも立ち上げて、住民の皆さんと一緒にこの問題に立ち向かっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、現時点で小中一貫校の建設場所がまだ決まっていない。この時点での質問としてはいささかそごがあるかもしれません、私は小中一貫校への通学手段として名鉄利用もあり得ることだと、このように理解をしておりましたが、さきの町政報告会では、電車通学は考えていないと、このようにお答えを聞いたように記憶をしておりますが、方針は変わったのでしょうか。名鉄側とはこの点について共有をされているでしょうか。どうでしょう。

○教育部長（谷川雅啓君）

小中一貫校の通学方法の検討状況についての御質問ですが、議員おっしゃられるように、町政報告会では小中一貫校の通学方法、電車も含むということで御説明をさせていただきましたが、今年度、小学校、保育所の保護者を対象に学校再編のアンケートを実施いたしました。その中のアンケートの自由記載欄に保護者の方の意見がございまして、電車に対する不安の声がありました。現在では電車を想定せずに、徒歩、自転車、スクールバスでの通学を検討しております。

○10番（荒井勝彦君）

保護者の皆さん、本当に大事な子供がちょっと離れたところまで通うのに、そういう不安もあるのかもしれません。実際に、私も子供が大きくなりましたので、子育てが一段落しましたので、現在のところをあまり認識をしておりませんが、そのように保護者の方が判断したのであれば、一番安全な方法を取っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

8月26日の中日新聞朝刊で、赤字が検討されている名鉄広見線の新可児御嵩間で、沿線の1市2町の連名で鉄道存続を目指すと発表したと、このように報道をされました。

これ、上下みなし分離方式での運行を想定しているようですが、名鉄側から知多新線に関して何かしらのアクション、これどういうことだか限定はしませんが、何かしらのアクションはあったのでしょうか。住民の皆さんの中には随分不安に感じておる方もお見えになりますので、私もいろいろ御意見を伺いますので、何か名鉄側からアクションがあったのでしょうか。

○総務部長（宮原佳伸君）

名鉄さんからそういった他の地域と同様のアクションというのはございません。ダイヤ改正された際に、名鉄さんを訪問していろいろお話をした際に言われたのは、これは知多新線に限らずですけれども、知多新線を今後も継続していくためにダイヤ改正するんですよということは言われました。ですので、今、御嵩線とか西蒲線とかで協議を行われているようなことについての名鉄さんから同様なアクションというか、そういった言葉はまだ全くいただいておりません。

○10番（荒井勝彦君）

それを聞いてちょっと安心しました。知多新線の存続、継続していくためのダイヤ改正をしたんだと、このよ

うに名鉄側からお答えをいただいているということを今、部長からお答えいただいて、ちょっと私も安心しましたので、町民の皆さんもどうか共有をしていただきたいと思います。

それでは次に、杉本美術館についてお尋ねをいたします。

杉本美術館については、存在価値を評価されている2者の方から、2つの事業所か個人か分かりませんけれども、2者の方から運営の意欲を示されている、このようにお答えをいただきました。その方というのは、先ほど公益財団法人が財産贈与する云々は、受け入れる側の資格もあるんだという、そういうような御回答いただきましたが、公益財団法人が財産を贈与できる資格のある相手なんでしょうか。美浜町が代わって譲渡を受けなければならぬのか、その辺のところはいかがでしょう。

○総務部長（宮原佳伸君）

まず、ちょっと前段を御説明しますと、杉本美術館の土地、建物については、名古屋鉄道さんのものです。中の美術品、絵とか絵画作品につきましては、公益財団法人杉本美術館という団体が所有しております。

今、先ほど町長当初答弁でも申し上げましたように、公益財団法人が、例えば解散する場合については、そのものを同様の事業をやっている法人、公益財団法人とか、あと、例えば学校法人とかという法人、もしくは国または地方公共団体にしか譲渡できないので、そういったことを定款で定めておきなさいよという法律があります。その法律に基づきまして、杉本美術館の法人のほうが定款の中で同様に、公益財団法人とか国または地方公共団体に譲渡するんだよというようなことが定められておりますので、申出のあった方に直接行くのではなくて、そういう意味もあって美浜町にどうでしょうかというお話を来て、今進めておりますのは、町が一旦頂いて、町が改めて指定管理とかいろいろな方法で運営していただく方にお任せするということですので、あくまで譲渡先は美浜町ということになりますので、よろしくお願いします。

○10番（荒井勝彦君）

今、部長から御説明いただきましたが、まずは美浜町が受けなければ次の人には、次の人というか、実際にやつていただく人には伝わらないということですので、ぜひとも美浜町の財布が痛まないように、これ以上美浜町の財政を苦しめないような形でやるのならやると。私はいかがなものかなと思っておりますが、もう一つ、ついでと言ったらなんですが、この譲渡を受ける対象物件で、これ隣接地にかつて営業されていた和風レストランがあったと思いますが、これも含まれているんでしょうか。

○総務部長（宮原佳伸君）

今までお話しをいただいているのは、美術館の土地と建物でございます。ですので、隣接にあった元のレストランの分は入っておりません。

○10番（荒井勝彦君）

あれも私は名鉄のものだというふうに勝手に思っておりましたが、あれは別ということで、もしレストランが営業すれば、いろいろな方が来てそこで食事をしたり、美術館ついでに食事を。でも、それがお客様が来なかつたから営業が成り立たなかつたということで、ここでV字回復ができるとはちょっととても思えませんが、次の質問ですが、多くの公立の美術館の自主財源比率というものは10%から30%にとどまるそうで、残りはもう公費で補填をしている事例がほとんどのようです。いわゆる入場料の収入だけではとてもやっていけない。これは全国のどんな美術館も、全世界の美術館はそうだというふうに記述してある文献もございました。それでも美浜町はお受けするつもりでしょうか。どうでしょうね。

○総務部長（宮原佳伸君）

まず、赤字になってもお受けするという話で進んでおるわけではありませんので、あくまで美術館の運営をお

任せできる方が見つかって、町の負担を最小限に抑えることができてという大前提で今検討をしておりまますので、よろしくお願ひします。

○10番（荒井勝彦君）

ちょっと安心しました。大赤字でなるものを何で受けるんだということを、本当にまことしやかに声高におっしゃる町民の方も大勢私の周りにはお見えになりますので、この場を借りて私はあえて質問をさせていただいたらつもりでございます。どうか本当に大赤字になって、物すごいお荷物しょこねたというふうにならないような、じっくりと検討をしていただきたいと思います。

何かありますか。

ちょっと次の質問に移る前に町長に発言していただきます。

○町長（八谷充則君）

済みません。杉本美術館の件でございますけれども、部長答弁したとおり、町に多大な損失を与えて運営する気はないということはもちろんでございますし、運営していただける方が自主的に運営していただくということがベストでございます。

今回、御提案というか検討するに至ったのは、杉本美術館というものがあつて、多少なりとも乗降客に対する寄与があるということ、知多新線の存続にいい影響が出るのではないかという期待とともに、地域の財産としてそうした芸術の拠点として活用できるのではないかというような面もございます。例えば、子供たちがただでそこで絵を見て勉強できる、これは一つの町の魅力になると思っておりますので、そうした意味でせっかくある資源、使えないかということで検討を始めたと。頂けるということについて、やはりそれは多大な負担になるものですから、最初はお断りしていたと。ただ、支援をするのでやってはどうだという声があり、検討しているという状況でございますけれども、当然、全く負担なしでできるかということをこれから精査してまいりますけれども、と同時に、その場合、若干町が補填して、あるいは補助してでもやるかという判断につきましては、費用対効果ということがございます。例えば、幾らまでなら先ほど言った知多新線の沿線の活性化、あるいは町内の芸術の拠点、あるいは子供たちに対する勉強の場といったものとして町が維持できるかということについては、このぐらいではどうでしょうということは、当然私どもも検討してまいりますし、同じく議会においても、あるいは住民の方においても、同じく御検討いただいて、これだけ出すんじゃ無理だろとか、このくらいだったらということについては、改めて御協議いただくということに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○10番（荒井勝彦君）

町長から御丁寧な御答弁をいただきましたが、我々議員もただただただでもらいました、はいそうですかと、こういうふうに言っているわけではございません。やはり、情報は開示していただいて、我々はそれぞれ町民の皆さんから負託を受けてこの場に立たせていただいておりますので、全てを出せとは言いませんけれども、ある程度ちゃんと議会と話合いをして、それはちょっとえらいんじゃないのかという意見が出たら、潔く撤退することも頭の片隅に置いていただきたいと思います。

それでは、福祉大学関連の質問に移らせていただきます。

日本福祉大学は私立の大学ではありますが、広い意味で美浜町の経済に大きく寄与をする、私は産業の一つだと、このように言えると思っております。実は、私たちチャレンジみはまメンバーの4名は、去る6月25日に日本福祉大学指定アパート美浜家主組合の皆さんと意見交換をする場を与えていただきました。発足当時に64名いた家主組合の組合員の皆さんと、現在は31名まで減少したそうです。家主組合の皆さんと、独自の福祉大学学生支援として、美浜町奥田から東海キャンパスへ通学する場合には6,000円、半田キャンパスへ通学する場合には

5,000円をそれぞれ定期代として支援をしているそうです。私、全く知りませんでした。もうパンフレットにも明示して、こういう努力をしているんだというふうにおっしゃっておりました。これは、知多奥田駅から6か月定期を購入した場合のほぼ全額に近い金額でございます。産業の一つだと考えれば、町内に居住をする日本福祉大学の学生個人への支援は、現時点では考えておりませんとのお答えでしたが、渴して井をうがつ前に、どうでしょう、考えていただけませんでしょうか。いかがでしょう。

○総務部長（宮原佳伸君）

産業の一つという位置づけでということもあるかもしれません、あくまで個人への支援ということになりますと、寮に入っている学生さん以外にも一般住民のお子さん等、名古屋方面に通学している方も多く見えますので、そういった方との当然バランスも出てきますので、あくまで個人への支援という点におきましては難しいと思っております。

○10番（荒井勝彦君）

大胆不敵に、そこを何とかというのが私の提案でございますが、現時点ではそれは無理だと、今、部長も丁寧にお答えいただきました。ひょっとしたら、やっぱりあのときそうしておけばよかったというふうになれば、また考えていただきたいと思います。

まだ16分もありますが、私は趣味で山間地の集落跡を巡る旅を続けております。軽トラックでいろいろなところを巡りますが、鉄道の廃線跡や集落跡を見るたびに、まだ我が町美浜町は恵まれているほうだと感じます。名鉄電車の存続をかけたダイヤ改正は、私鉄ゆえの合理化で致し方ないことなのかもしれません。当初より名鉄側から要望されているように、一過性のイベントではなく、定住人口の増加を図ることが唯一の解決策だと考えます。

福祉大学の件も、美浜に総合移転してきたことは社会情勢も大きく変わりました。早急に小中一貫校建設計画を実現し、美浜に拠点を置いていただけるスポーツ科学部と教育心理学部としっかりと連携をし、他地域から逆に羨望のまなざしを受けるような町になるように願って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、荒井勝彦議員の質問を終わります。荒井議員は自席に戻ってください。

[10番　荒井勝彦君　降席]

○議長（野田増男君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を9時50分とします。

[午前9時39分　休憩]

[午前9時50分　再開]

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番　野田謙弥議員の質問を許可します。野田謙弥議員、質問してください。

[2番　野田謙弥君　登席]

○2番（野田謙弥君）

皆さん、おはようございます。無会派、2番　野田謙弥でございます。

昨年夏に起きた令和の米騒動以降、米不足と米価高騰が全国的に続いています。物価対策や農業政策が争点となつたこの夏の参議院選挙は、政府与党にとって非常に厳しい結果になりました。米の安定供給に向け、政府は

これまでの事実上の減反、生産調整政策を見直し、増産政策に踏み切ることを表明しました。生産量の不足が価格高騰の要因であることを認め、農地集約による生産性向上や輸出拡大を掲げることで農家を後押しするという方向性を示しています。美浜町にとって国の農業政策と地域社会の成り立ちは切っても切れない関係にあります。私は今回、少子高齢化の中、美浜町の基幹産業である農業に関わる町民の暮らしを充実させる町政の在り方、そしてもう一つ、持続可能な明るく元気な町の実現に向けて、美浜町の空き家対策について伺いたいと思います。

まず、大きな項目の1つ目、美浜町の農業者支援施策について質問します。

1点目は、美浜町も農業だけをなりわいとして生活している町民の数は随分少なくなってきた。しかし、全く農業とは関わらずに生活しているわけではなく、何らかの形で農業と関わっている人が数多くいます。農業生産者の所得が上がらない限り、農業をより魅力的な産業として捉えにくいと思います。

そこで、農業従事者の減少が危惧される昨今、現状について伺います。

2点目は、深刻な少子高齢化の中、農業の担い手不足は喫緊の課題であり、農家の家族にだけ頼るのではなく、新たな担い手の育成確保が重要になってきました。

そこで、農業の担い手不足解消に向けての町の施策を伺います。

3点目は、米増産政策に呼応したとしても、後継者の有無や温暖化による植生の変化などによって、各地に耕作放棄地が数多く存在しています。まずはその解消が課題になります。

そこで、美浜町にはどのくらいの耕作放棄地があるのか。また、耕作放棄地に対し、町はどのような働きかけをしているのかを伺います。

次に、大きな項目の2つ目として、美浜町の空き家について質問します。

総務省の令和5年住宅土地統計調査によると、日本全国で900万2,000戸の空き家が存在し、今なお急速に増え続けています。少子高齢化の中、持続可能な明るく元気な町の実現のためにも、美浜町の空き家について積極的な施策が必要だと思い、次のとおり質問します。

1点目は、町内の空き家の数の推移を把握していますか。また、町内の空き家にはどんな特徴があるのか伺います。

2点目は、少子高齢化の影響で相続されない家が増加し、空き家になり得る可能性が高まっています。空き家問題を見て見ぬふりをして先延ばしにすると、やがてそこが廃墟となり、地域社会の崩壊にもつながります。町は空き家問題に対してどういった対策を考えておられるのか、御説明ください。

3点目は、少子高齢化の中、流出人口を食い止め、地域ぐるみで空き家の活用を考える時期だと思いますが、具体的な施策がありましたら御説明ください。

これで、通告書に基づく私の壇上での質問を終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

それでは、野田謙弥議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、美浜町の農業者支援施策についての御質問の1点目、農業従事者を取り巻く現状はについてでございますが、従事者数として、令和2年の農林業センサスでは、農業経営体数が359経営体で、前回の平成27年度と比較して同数で推移しております。

また、各農家個々の所得について把握することはできませんが、生産額につきましては、農林水産省の令和5

年市町村別農業産出額の推計では、本町における米や野菜などの耕種部門と鶏卵等の畜産部門を合わせて57億円で、令和4年の同調査と比較して約7億円増加しておりますが、燃料や肥料、資材等の高騰により経営は大変厳しい状況にあるというふうに考えております。

次に、担い手不足の現状はの担い手不足解消の施策についてでございますが、新規就農希望者が役場窓口に相談に来た際には、研修先や資金については愛知県を、知識・技術の習得については農業大学校を紹介しているほか、農地マッチング支援事業により農地の紹介も行っております。

また、町内・町外を問わず、各地区の農業法人の参入についても、積極的に受入れの相談に対応しております。

また、就農された方には、国・県と連携し、就農時の経営リスクを低減させるための助成を行っており、地域の担い手となる認定農業者は5年前と比較し33名増え、90名に上っています。

次に、耕作放棄地の現状はについてでございますが、令和6年度末の耕作放棄地の面積は、町の調べで田畠合わせて223ヘクタールで、5年前と比較し11ヘクタール増えております。

なお、御質問で耕作放棄地対策の方策はという御質問もされましたけれども、通告書には載っておりませんので、第1答弁では控えさせていただきます。

次に、美浜町の空き家についての御質問の1点目、美浜町の空き家の現状はについてでございますが、本町では、平成28年度に一戸建て住宅の空き家の実態を把握するため、水道の使用実績がない住宅を抽出し、その住宅の外観等の現地確認と所有者アンケート調査を実施しました。当時の調査では374件を抽出し、そのうち274件を空き家と判定しました。その後は、現地調査や所有者からの申出等により随時加除・修正しており、昨年度末時点で217件の空き家を把握しております。

空き家の特徴については、本町の物件は資産としての価値が低く、相続しても処分ができず、家財等もそのままで、倉庫として活用しているような物件が多いと捉えております。

次に、御質問の2点目、空き家問題への対策はについてでございますが、空き家バンク制度と空き家の改修・解体費用等の助成制度や、司法書士会、宅建協会と連携し、無料相談会などを定期的に行っており、今年度新たな取組として、今後空き家になる可能性の高い75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、住まいのエンディングノートを配付し意識啓発を図るとともに、住まいに関するアンケート調査を実施し、対象所有者の意向確認、分析、新たな対策に生かしていきたいと考えております。

次に、御質問の3点目、空き家活用の方策はについてでございますが、空き家は私有財産であり、町としてできることには限界がございます。全国には、民間による移住促進やマッチングサービスを行っている様々な事例もございますので、そのような事例を参考に、本町でもできる対策を民間と連携を図り、進めていくことを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

[降 壇]

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○2番（野田謙弥君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、大きな1つ目、美浜町の農業者支援施策について質問します。

農業従事者を取り巻く現状について、5年ごとの農林業センサスで、令和2年の経営体数が過去5年間で同数で推移しているとの答弁でした。これは、農業経営体全てが健在であったということでしょうか。経営体の廃業

や新たな起業はなかったのでしょうか。

○産業課長（富谷佳成君）

農林業センサスで現在公表されております数値につきまして、令和2年度とその前の平成28年度といったあまり新しくない数字ではございますが、平成28年以降現在まで、就農時に農業次世代人材力投資事業の補助を受けた農業者が13名いらっしゃいますので、少なくともこの同数の離農、廃業があったものと見ております。

○2番（野田謙弥君）

ということは、少なくとも5年間で13の経営体が廃業したと考えられます。そこで、経営体の数や全体的な生産額では表せない農家の困り事はないのでしょうか。兼業農家を含め、農業の継続を望む小規模の生産者は多いと思います。経営体力に乏しい農家をどう支えていくのか、何かお考えはありますか。

○産業課長（富谷佳成君）

集落ごと、また農家ごとに様々な課題があろうかと思いますが、農業の将来的、経済的課題が全ての根幹にあろうと考えております。

また、農業を営まれている方全ての経営状況や関係者などの関連で、一律に補助を入れることは困難ではございますが、作物ごとに団体のある部会に入るなど栽培技術の向上や、また団体で出荷するなど、こういった恩恵にあずかれるほか、経済的な補助は難しいものの、栽培など営農に係る技術的、また心理的な支援を県やJAと連携して進めてまいります。

○2番（野田謙弥君）

続きまして、農業の担い手不足への町の施策として、就農相談や補助金の制度があるという答弁でした。

それでは、今までにどのぐらいそういったケースがあったのか御説明ください。

○産業課長（富谷佳成君）

先ほどお答えいたしましたとおり、平成28年度以降、13名の方が農業次世代人材力投資事業の補助を受けられており、営農の一助となってございます。この補助を受けるには年間の栽培計画や資金計画、また決算などを提出させて、計画に沿った営農ができているか町で監査し、必要な改善策等の指導を各個人に合わせて個別に行っております。

○2番（野田謙弥君）

引き続き、新たな担い手への援助を手厚く執行していただき、安心して農業経営ができるよう制度や環境を整えていってほしいと思います。

次に、新たな担い手の確保だけでなく、現存する経営体がより魅力的に、継続的な農家経営ができるよう町の指導、援助はありますか。例えば、温室ミカンのブランド化のように、新たな農畜産物のブランド化を考えておりますか。

○産業課長（富谷佳成君）

農業者に対しまして持続的、継続的な営農が行えるよう、また、大型機械の導入により、効率的、合理的な営農が図れるよう、地域担い手育成支援事業として国庫補助を受けられるよう愛知県と連携し、助成を行っております。

また、新たな農畜産物のブランド化につきましては、JAあいち知多が知多半島産の農畜産物、また、広くその加工品において知多どれと銘打ちまして、JA産直店舗以外にも大型スーパーなどで特別販売を行うなど、精力的な周知活動に尽力されております。

○2番（野田謙弥君）

新たな農畜産物のブランド化としての紹介のあった知多どれ、これについて、知多半島5市5町の協力の下、できれば知多半島ブランドで全国的に有名になることを期待しています。

続きまして、耕作放棄地の現状について答弁をいただきました。

令和6年度末の耕作放棄地が223ヘクタールということでした。では、この中には太陽光発電システムも含まれていますか。

○産業課長（富谷佳成君）

御質問のありました耕作放棄地に太陽光発電のシステムの用地が含まれているかということでございますけれども、太陽光発電システムの設置用地は耕作放棄地には含まれてございません。

○2番（野田謙弥君）

では、お聞きします。

町は耕作放棄地の解消に努力をしていますか。昨年度の実績はどのくらいですか。

○産業課長（富谷佳成君）

耕作放棄地解消に向けて、町で助成を行っております令和6年度実績で2件ではございますが、2件、21アールを助成しております、大まかな内訳としましては、北方地内で1筆、2アール、北奥田地内で13筆、19アールとなっております。

○2番（野田謙弥君）

昨年度実績で2件、21アールの耕作放棄地が解消されたということは、耕作放棄地223ヘクタールに対し、微々たるものかもしれません、少子高齢化の中、耕作放棄地の増加を食い止めているのは評価できると思います。

それでは次に、農地マッチング支援事業について詳しく御説明ください。

○産業課長（富谷佳成君）

農地マッチング支援事業についてということでございますけれども、後継者がいない、高齢で耕作が難しい、こういった方の農地を貸したい方と、新規就農を目指したい、また営農規模を拡大したい等の農地を借りたい方の両方をおつなぎするものでございまして、貸したい人から提供された情報を借りたい人に開示し、農地の状況、契約の条件等、両者の折り合いがつきましたら、第三者である農地中間管理機構を介して契約していくことになっております。当然、農地を借りることができる方については、諸条件ございますけれども、人づての口コミだけで探すよりはよっぽど効率的かと考えております。

令和6年度からの事業となっておりますので、実績としてはまだまだ少ないですが、貸したい農地の登録が38件、マッチング件数は6件に上っております。

○2番（野田謙弥君）

後継者がいない、高齢で耕作が難しい、それから、農地の管理が大変といった理由があれば、誰でも農地中間管理機構、いわゆる農地バンクに登録できるのでしょうか。

○産業課長（富谷佳成君）

農地バンクについてでございますが、一般的に借手となる相手方があつての登録となりますので、今現在後継者がいない、また高齢により耕作が難しい、こういったことであれば、農地の管理が大変ということでございまして、先ほど申し上げました農地マッチング支援事業を御活用いただきまして、取り急ぎ登録を進めていただければと存じます。

○2番（野田謙弥君）

美浜町は農地を集約して大規模農業をやるほど農地や人材はありません。全国一律の農家支援政策が当てはまらないと思います。小規模農家が自立して、我が町、美浜町に活気を取り戻す重要なファクターとして、なお一層の農業者支援に取り組んでいただきたいと思います。

次に、大きな2つ目、美浜町の空き家について質問します。

美浜町の空き家の現状について、答弁では217件を把握しているとのことです、では、この空き家の持ち主、管理者とは連絡が取れるようになっているのでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

登記情報等で持ち主の氏名、住所や所在地については把握をしておりますので、持ち主に何か伝えたいことがある場合は、文書や資料等を郵送で通知をしております。電話番号が分かっている方につきましては、お電話を差し上げることもございます。しかしながら、持ち主がお亡くなりになっていたり、相続者が不明で連絡が取れない場合もございます。よろしくお願ひいたします。

○2番（野田謙弥君）

空き家の特徴として、資産としての価値が低く、相続しても処分ができない物件が多いということですが、そういういった物件こそ連絡をして、何らかの指導を入れるべきだと思うのですが、連絡の取れない空き家はどうされているのでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

まず、空き家は私有財産でありますので、空き家の処分の仕方だとかそういうものについて町から指導することはありません。ただ、瓦が落ちていたりとか庭木の草が伸び放題な場合は近所に御迷惑がかかっておりますので、そのような場合は管理不十分な空き家といたしまして、町から適切に管理するよう連絡のほうはしております。

連絡が取れない空き家につきましては、所有者死亡の場合は町から相続人となる方を調査し、連絡をします。ただ、それでも分からぬ場合は何ともならない部分もございますが、空き家が崩壊寸前で道路に通行の支障が出そうな場合につきましては、空家等適正管理条例に基づきまして、町が緊急安全措置として危険な状態を回避するために、必要な最低限の措置をすることもありますので、よろしくお願ひいたします。

○2番（野田謙弥君）

空き家問題への対策として空き家バンク制度があるとのことですが、現在何件ぐらい登録されていますか。

○都市整備課長（平野和紀君）

現在7件の登録がございます。

○2番（野田謙弥君）

司法書士会、宅建協会と連携して、無料相談会を定期的に行っているという答弁でした。

それでは、相談内容、相談件数にどういった特徴がありますか。

○都市整備課長（平野和紀君）

令和6年度から司法書士による無料相談会を年3回行っています。1回の相談日で最大4名の方が受けられます、昨年度は平均で2名ほど、今年度は8月に第1回を開催しましたが、最大の4名の方が相談を受けられました。

相談内容につきましては、ほとんどが空き家の相続に関することと処分に関することでございます。

また、宅建協会による不動産無料相談も毎月第2火曜日の午後から役場で行っていますが、空き家に関する相談も年々多くなっているとお聞きしております。

○ 2番（野田謙弥君）

今年度、空き家にさせない対策として、住まいに関するアンケート調査と住まいのエンディングノートを配付したことですが、その詳しい内容について御説明ください。

○都市整備課長（平野和紀君）

まず、住まいのアンケート調査でございますが、75歳以上の高齢者の方が、自分が亡くなった後、今お住まいのおうちはどうされるのか、どうしたいかを可能な範囲でより具体的にお聞きするアンケートでございまして、内容といたしましては、現在の状況として家族構成、今お住まいの家の持ち主、建てられた時期、耐震性があるかどうか、今後について相続者がいるのか、次に住む人が決まっているのか、それとも空き家になってしまうのか、空き家になったら貸したいのか、売りたいのか、それとも解体したいのか等、現状を具体的にお聞きして調査するものでございます。

エンディングノートでございますが、こちらは昨年6月に公表されたもので、発行元は国土交通省、日本司法書士会連合会、全国空き家対策推進協議会となっており、それぞれのホームページ等で御覧もいただけます。

内容については、エンディングノートでございますので、本人が亡くなった後、残された御子息が相続で困らないよう、御自身の持っている資産や負債や友人の連絡先等を記載できるようになっております。

また、記載欄とは別に、空き家になった場合のことや相続の進め方についての解説ページもありますので、大変便利なノートになっております。

○ 2番（野田謙弥君）

住まいに関するアンケート調査と住まいのエンディングノートは町内の何世帯に、いつ配付されたのでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

対象の世帯が1,533世帯ございまして、家族が集まる機会が多いであろうお盆の時期に合わせまして、8月7日に郵送で発送しております。

○ 2番（野田謙弥君）

積極的な空き家対策を講じるためにも、大変意義深い試みだと思います。ただ、75歳以上の高齢者のみの世帯だけでなく、65歳以上の高齢者がいる世帯にも配付する考えはありませんか。その理由は、空き家に対する意識啓発を図り、世代間の話合いを促すためです。

○都市整備課長（平野和紀君）

まずは現在実施中の75歳以上の高齢者のみ世帯のアンケートの集計を分析した上、その後、それより若い世代の調査も必要との判断であれば検討したいと思いますが、現時点では配付する考えはございません。

○ 2番（野田謙弥君）

空き家活用の方策について、空き家は私有財産であり、町としてできることには限界があるという答弁でした。全国には、農家民宿とか移住者の受入れとか、地域ぐるみで空き家活用や移住促進を推進している例があります。その点どうお考えでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

先ほど、町長答弁でも申し上げましたとおり、全国には空き家を活用した民間の事例はたくさんございます。美浜町でも民間との連携、協力体制は必要と考えており、今後どのような連携・協力ができるか、現在行っております住まいのアンケート調査の結果を参考にしながら検討したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○2番（野田謙弥君）

最後に、町長にお聞きます。

このまま少子高齢化が進み、美浜町で生まれた子供たちがよその市町で住むようになったりすると、20年後、30年後には、今住んでいる自分たちの家も空き家となる運命にあります。美浜町ならではの持続可能な、美浜町独自の空き家対策はないのでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○町長（八谷充則君）

新たな傍聴者も来ましたけれども。空き家については全国的な課題でございまして、これに対するいろいろな方策が各地で検討されている、あるいは実施されているということで、これをもって解決するということはございません。基本的には人口が減少していく中で、そして、子供たちがより都会に出ていくというこの現状というのは、美浜町に限ったことではございません。

ただ、それがいわゆる地方創生という名の下に地域間の競争になって、そしてよりサービスの高いところに流れしていくという、こうした状況について憂えているということはこれまで答弁しておりますが、そうしたことば抜きにしても、美浜町というのは私は十分に魅力的な町だと思っております。名古屋から1時間から2時間に来られる場所であるし、気候も温暖であるし、おいしい食べ物もある。そして医療機関も非常に充実していると。さらに、これ自虐的に言えば、地価が非常に安いということでございまして、新たな家を購入する、あるいは造るということに関しては、本当に魅力的な町だというふうに思っております。

そしてまた、新たな教育も進めようとしております。

こうしたことをより積極的に町外にアピールして、そして人を呼び込んでいくという、あるいは残っていただくという施策を取っていくことがやはり重要なんだろうなと思っております。

そのために、本年度、地域戦略課というものを設置して、そして今、そうしたことをPRできるパンフレットのほうも作成しております。こうしたことを通して進めていくと。

ただ、先ほど来答弁しているように、やはり職員の数には限界ございますし、専門的な知識にも欠ける部分があるということは認めざるを得ないところでございますので、民間と連携した対策というものが必要になってくると。そうしたことについて、今後より積極的に進めていきたいというふうに考えております。

美浜町、決してこのまま衰退していく町ではなく、魅力を発信すればより人を呼び込める町であるというふうに私は考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○2番（野田謙弥君）

美浜町から出ていった人たちも、海に面して、里山の緑も豊富で、魚や農産物も新鮮で、温暖な気候のこの美浜町をふるさととして愛しているはずです。少し前ですけれども、団塊の世代が定年後にどこで暮らすのかで移住相談窓口はぎわっていました。近年は40代以下が70%前後を占め、このうち30代が最も多くなっています。移住を目指す主流は完全に若年世代にシフトしています。地方移住のキーワードはワーク・ライフ・バランス、地域貢献、農ある暮らしの3つだそうです。町長には、若者たちにどんな未来を残すのか、地方自治体のトップとしての責任を自覚していただき、美浜町が明るく元気な町になるよう御尽力いただきたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上をもって、野田謙弥議員の質問を終わります。野田謙弥議員は自席に戻ってください。

〔2番　野田謙弥君　降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を10時40分とします。

[午前10時26分 休憩]

[午前10時40分 再開]

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 橋場友昭議員の質問を許可いたします。橋場友昭議員、質問してください。

[7番 橋場友昭君 登席]

○7番（橋場友昭君）

皆さん、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出いたしました一般質問通告書に基づき、順次質問させていただきます。

1つ目です。小中一貫校建設候補地調査業務についてです。

町政報告会でも説明がありましたが、改めて調査内容等について伺います。また、報告会後の進捗があれば、このことについても御説明ください。

2つ目、幼少教育施設と小中学校について。

本町を取り巻く環境は、出生が少なく少子化が進み、非常に厳しく混迷の度を増しています。学校再編は、9年間の連続した学びの環境をつくるため小中学校を統合し、小中一貫校の設立を目指してきました。また、保育所も同様に園児が減少しています。子供たちは地域の宝物です。4月に大熊町立学び舎ゆめの森を視察して、学校とは何だろうと考えたとき、自ら考え、自ら判断し、行動できる自立心を育む教育と伺いました。そのような教育が本町にも必要と考え、幼児教育の遊びから小中学校の学びへと切れ目のないシームレスな学び（ゼロ歳から15歳まで）について本町も取り組み、異なる価値観を持つ多様な他者と当事者意識を持って対話をを行い、問題を発見し解決できる持続可能な社会のつくり手を育てる必要性がこれまで以上に高まっていると考えます。幼児期から一貫した学習を進めるため、保育所と学校運営及び教育方針について、どのような考えをお持ちかお聞かせください。

1つ目、保育所の運営について。

現在、保育所には何名の園児が通所されていますか。また、今後の統廃合の予定はどのようになっていますか。園児が減少する中、保育所の今後をどのように考えているのかお聞かせください。

2点目、現在の保育所と小学校の連携は。

各課を超えての連携が必要と考えますが、どのような連携をしていますか。

3つ目です。幼児教育と学校教育の環境について。

小中一貫校を考える中で、幼少期には遊ぶ、また、小中学校では学びから探求へつながる環境が必要と考えますが、町長が学び舎ゆめの森を視察されて、本町にもできることは何と考えますか。本町の今後の教育環境についてどのように考えているのかお聞かせください。

4つ目です。金芽米について。

保育所で、栄養価とうまみの高い金芽米の給食が始まり1年がたちました。保育士、保護者と園児の反応をお聞かせください。

1点目、保育士や保護者にアンケートの実施は。

金芽米を食べた感想を把握されていますか。また、アンケートを実施されましたか。

2点目、金芽米の今後の展開は。

栄養価とうまみの高い金芽米の周知について、町民に対する情報提供をどのようにしていきますか。また、学校給食での金芽米の提供を検討されていますか。

以上で、壇上の質問を終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

橋場友昭議員の御質問にお答えいたします。

私からは、幼少教育施設と小中学校について及び金芽米についての御質問にお答えし、小中一貫校建設候補地調査業務については、教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いします。

初めに、幼少教育施設と小中学校についての御質問の1点目、保育所の運営についてでございますが、令和7年8月1日現在、美浜町立保育所には、全体で370名の園児が通園しております。今後の町立保育所の再編については、平成30年3月に策定しました美浜町保育施設将来基本構想において、令和9年度までに東部2園、西部2園もしくは3園に、令和10年度以降は東部1園、西部1園に再編としており、現在は東部2園、西部3園で構想どおりでございます。

次の段階として、令和10年度以降に東部1園、西部1園とする計画に沿って再編を図ってまいりたいと考えておりますが、この基本構想策定時より急速な少子化が進んでおり、小中一貫校の開設を踏まえて、早急に検討していく必要があると考えております。

次に、御質問の2点目、現在の保育所と小学校との連携はについてでございますが、各小学校においては、生活科の学習発表の時期や入学説明会などに合わせて、在校生と新就学児の交流を図っております。また、新就学児が小学校生活に希望を持ち、入学前の不安を少しでも取り除くことができるよう、在校生が学校生活の紹介や読み聞かせなどを行っております。また、河和小学校では毎年、年長児が小学校を訪問し、校庭の遊具を使用するなどして、小学校と保育所の垣根を越えて一緒に遊ぶことを目的とした在校生との交流を行っております。

小学校と保育所の職員間の連携としては、全ての小学校において、時期は様々ですが、教員が保育所を訪問し、園児の日頃の生活の様子を見学するとともに、保育所職員との情報共有を行い、また就学時期の直前にも再度、保育所職員との情報共有を行っております。

各課の連携としましては、学校教育課指導主事が毎年5月頃から町内全ての保育所等を訪問し、年長児のみならず年中児、年少児の日頃の生活の様子を見学しています。また、必要に応じて園児と保護者と面会し、就学に向けての教育相談や学校見学を行っております。

次に、御質問の3点目、幼児教育と学校教育の環境について、福島県大熊町立学び舎ゆめの森を視察し、本町としてできることは何と考えるかとの御質問ですが、私が強く感じたことは、新しい学校をつくるのは、また、教育方針を考えるのは、すばらしい教育者でも学者でもない、保護者、住民が教育委員会、行政と一緒にになってつくり上げるものだということでございます。学び舎ゆめの森は、東日本大震災により住民全体が集団移転させられた福島県大熊町に建設された学園ですが、非常に特色ある教育方針に基づく魅力的な教育を展開しております。しかし、こうした方針は、震災前から行われてきた教育方針の下に、保護者、住民と何度も話し合いを重ね、つくり上げたものとのことでした。そしてそれは校長が替わっても、教員が異動しても変わることなく受け継がれるシステムが出来上がっていました。

今、本町は新しい小中一貫校の整備を目指していますが、小中一貫校のよさは何か、特色ある教育は何か、魅

力ある教育とは何かとよく質問されます。これまで、町として、教育委員会として考えるよさ、特色、魅力をお答えしてきましたが、大熊町に行き、そうしたよさ、特色、魅力を保護者、住民と話し合い、つくり上げることができる、保護者、住民の声を反映させた新しい学校をつくることができる、それが大切なのだと気づかされました。

もちろん、新しい学校をつくるなくても、話し合いにより新しい教育を展開することはできると思いますが、簡単なことではないと思います。大きなきっかけがなければなかなか新しいことにチャレンジしないものだからです。

また、本町の教育環境についてどのように考えているかについてでございますが、本町の自然豊かな環境の中で、伸び伸びと児童生徒一人一人の個性を伸ばし、美浜町に誇りと愛着の持てるような教育環境を整備していくればいいと考えており、そうした教育が認められ、子育て世代に選ばれるまちとなることにつながればと考えております。

次に、金芽米についての御質問の1点目、保育士や保護者にアンケートの実施はについてでございますが、金芽米とは、お米を精米する際に舌触りのよくない部分を除いた胚芽の底の部分である金芽と、お米の栄養とうまみ成分が含まれる亜糊粉層を残した、とてもおいしい無洗米でございます。本町保育所の給食では令和6年度から町内産のお米による金芽米を提供しております。金芽米を提供した感想につきましては、試食会などの際に一部の保護者から、おいしい、金芽が分かったなどの声をいただき、栄養士をはじめ保育士、調理師等からも、同様の声を聞いておりますが、アンケートは実施しておりません。

次に、御質問の2点目、金芽米の今後の展開はについてでございますが、本町では金芽米の提供については、昨年度から始めた保育所の給食のほか、本年度より子育て応援記念品として、出産された方に5キログラムの金芽米をプレゼントしております。町民に対する情報提供としましては、本町が金芽米を提供していることを、保育所園児の保護者や出産された家庭を含め、広く町民の皆様にも周知してまいりたいと考えております。

また、学校給食での金芽米の提供につきましては、量的確保の事情や低廉安定供給といったコスト面で、学校給食での委託炊飯方式では提供は難しいと考えております。

今後も金芽米につきましては、議員おっしゃられるとおり、栄養価とうまみの高いお米でございますので、町内の皆様にも知りていただくとともに、町内のお子様の健やかな成長を願い、提供していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

壇上の答弁は以上でございます。

[降 壇]

○教育部長（谷川雅啓君）

次に、小中一貫校建設候補地調査業務についてでございますが、小中一貫校の候補地を新たに選定するため、現在、大学の敷地内、大学隣接地及び既存の学校用地の3つのエリアを建設候補地として、現状把握及び課題等の整理、概算事業費、事業スケジュールなどの検討を行っております。

町政報告会後の進捗状況でございますが、3つのエリア内、大学敷地内につきましては、正面玄関に近い北側の人工芝グラウンドを含む場所と、7号館、8号館を中心とした場所の2案を検討しております。

北側エリアにつきましては、現在、人工芝グラウンドとして、大学生、高校生が日常的に使用しておりますが、大学と協議し、条件の整理と可能性を検討しております。

大学より提案のあった7号館、8号館の活用につきましても検討いたしましたが、配置や附帯設備などの課題があります。

大学隣接地につきましては、整備可能な場所が農地などを含むため、規制解除、開発許可、用地買収に時間がかかることや、造成やインフラ整備の費用が上乗せされることなどの課題がございます。

既存の学校用地につきましては、全ての小中学校を比較検討した中で、面積要件のほか、既存の体育館と武道場が活用できる中学校が現実的と考え、校舎の建て替え費用の算出などの検討を行っております。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○7番（橋場友昭君）

順次質問させていただきます。

最初に、小中一貫校建設候補地調査業務について再質問させていただきます。

先ほどの答弁でもありましたけれども、建設候補地の課題等の整理のほか事業スケジュールについても検討しているとのことですですが、開校予定はいつ頃になる予定ですか。お教えください。

○教育部長（谷川雅啓君）

開校年度がいつになるかという御質問でございます。

布土小と奥田小が複式学級になる令和14年度までには遅くとも開校したいと考えております。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。町政報告会でも令和14年というようなことがありましたので、承知はしておりますけれども、複式学級になるときということで承知しました。

続きまして、大学敷地内の北側エリアについて、大学と協議し、条件の整理をしているとのことですですが、具体的に分かりやすく御説明お願いします。

○教育部長（谷川雅啓君）

大学との協議、条件等の整理についてでございますが、校舎、体育館の建設予定地の多目的グラウンドの代替地の検討や、北側エリアを含む大学敷地内の土地建物には社会福祉学部の太田川駅前への移転に伴う借入金の抵当権が設定されており、賃借権登記、債権者の同意登記が可能なのか、また候補地になった場合は抵当権を解除できるかなど、大学より債権者に確認していただいております。

また、校舎・体育館建設予定地であります多目的グラウンドは、調整池の機能を有しております、多目的グラウンドに校舎を建設する方法と、それにかかる費用を確認しております。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。まだ検討ということ、大学との協議中ということで承知いたしました。

次に、大学の7号館、8号館の活用や、大学隣接地について課題があるとのことですですが、その点についても分かりやすく説明をお願いします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

今回的小中一貫校の建設候補地の調査、先ほど答弁申し上げたように、大学の敷地の中、それから隣接地、あと既存の小中学校での検討をしております。答弁申し上げた7号館、8号館の活用、それから大学の敷地内、大学の隣接地について、課題が多いということなので、その内容をもう少し具体的にということでございました。

まず、7号館、8号館でございます。こちらにつきましては、昨年度策定をいたしました小中一貫校基本計画、これが7号館、8号館を中心としたエリアに近いエリアでございます。こちらにつきましては、どうしても敷地が限定期になるということで、校舎と7号館、8号館を使用しましても、校舎、体育館、グラウンドを造ろうと配置をしようと思うと、どうしても造成が必要となってくるという点。また、7号館、8号館につきましては、

現在も社会福祉学部の学生、教育心理学部の学生、スポーツ科学部の学生さんが活用しています。東海キャンパスに一部、社会福祉学部の学生さんが移転した後でも、残ったスポーツ科学部と教育心理学部の学生さんがまだそこを使う予定だったんですけども、全て私たち小中一貫校が7号館、8号館を使ってしまいますと、学生さんがまた勉強する場所というのをほかに学内で設ける必要が出てくるということが分かってきました。というように、非常に整備が引っかかるということが分かってきましたので、そういった多くの費用面で課題があるということになっております。

あと、大学の隣接地でございます。こちらも答弁申し上げました。どうしても大学周辺で、隣接地で探そうとしておりまして、整備可能な場所がどうしても農地などを含みますので、規制解除、それから開発の許可、用地交渉、それから今から土地を取得しなければなりませんので、そういった相当な時間がかかるということ。あと、土地造成やインフラ整備の費用が上乗せされるということで、事業スケジュールの面、それから費用の面で多くの課題があるということが分かってまいりました。まだまだ、検討調査する最中ですので、最終的な答えはまだ私たちも調査中でございますが、そういった大きな課題があるということが分かってまいりましたので、お答えさせていただきました。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。今の御説明ですと、非常に難しい場所がかなりあるというような印象を受けました。

その中で、既存の学校用地のことも先ほどお答えいただいたのですけれども、中学校が現実的と考えていることですが、小中一貫校にある程度の面積が必要だとは思いますが、河和中学校、野間中学校それぞれの敷地面積等を教えてください。よろしくお願ひします。

○学校教育課長（近藤淳広君）

両中学校の敷地面積についてでございます。

河和中学校が4万1,044平米、野間中学校は2万5,769平米でございます。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。小中一貫校が必要とする面積は、もう一度確認ですけれども、どの程度必要ですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

やはり面積要件というのは非常に大きい要件でございます。毎日子供たちが通う交通、どうやって通うかというのと同じぐらいやっぱり必要な面積というのは大事な要件でございまして、これにつきましては3ヘクタールから5ヘクタールは必要であるというふうに調査をしております。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。3から5ヘクタールということは、今、可能があるのは河和中学校ということと、あと、先ほどの大学の中のほうでも7号館、8号館というのは非常に厳しいのかなという印象で今承っておりますけれども、その辺については、よろしいですか。やめときますね。

続きまして、今後、この条件を皆さんに周知する必要があると思っております。我々議員もそうですけれども、保護者の皆さんにもしっかりと必要と思いますけれども、どのように周知をしていく予定ですか。お答えください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

現在、調査の途中でありますと、半年ぐらいもう少し時間がかかると思っています。

この秋には、委託業者からの調査報告というのが出てまいりますので、その調査報告を受けまして、議会の皆さんですとか教育委員会、あと、保護者の皆さんに参加していただいております協議体であります学校再編の検

討委員会という組織があります。この組織の中に、区長さんですか保護者の皆さん、あと大学の方も入っていただいているのですが、そういった検討委員会での検討をした後に、しっかりと町としての方向性を見定めて、それからしかるべき時期に、保護者の皆さん、それから住民の皆さんへのしっかりと報告をしてまいりたいというふうに考えております。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。秋にはということですけれども、秋口ぐらいからといつてももう今秋に差しかかっております。もうあと何か月しかないというところでありますので、しっかりとした説明をしていただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

幼少教育と中学校、小中学校に関してですけれども、保育所の縮小は分かりました。今後、既存の保育所を利⽤していくのか、別のところに行くのかというところをお聞かせください。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

保育所の再編の場所につきましては、既存の場所、既存の保育所の利用を考えております。新たに別の場所に建設するというふうに考えておりません。現時点では考えておりませんので、よろしくお願ひいたします。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。以前も同僚議員が質問はしていたので、変わりはないということですけれども、先ほどの小中一貫校のことも踏まえまして、まだまだ検討の余地があるのかなというふうには感じておりますので、もう一度再考のほうを考えていただきたいと思います。

続きまして、小学校と保育所の連携について、河和小学校のほうで、垣根を越えての一緒に遊ぶ授業のほうをやっているとのことですが、今後ほかの学校でやる予定はありませんか。お答えください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

済みません、河和小学校を除く全ての小学校におきまして、生活科の学習発表会や入学説明会などに合わせて、在校生と新就学児の垣根を越えた交流を行っておりますが、河和小学校はどうしても規模が大きいですから、そういった入学説明会の機会ではなくて、別の機会に交流をしているということを答弁申し上げましたので、申し訳ございません、そういうことで他校もやっておりますのでよろしくお願ひします。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。済みません、私の質問のほうがちょっとおかしかった。済みません、分かりました。やっているだけているというのは分かりましたので、今後もしっかりとやっていただきたいと思います。

続きまして、特色ある、魅力ある学校とはどのように考えていますか、お答えください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

魅力ある学校ということでございます。私ども、小中一貫校の整備に当たりまして小中一貫校整備基本構想ですとか、小中一貫校基本計画などを策定してまいっております。一昨年策定をいたしました小中一貫校整備基本構想の中に、特色ある美浜の教育の推進について示させていただいておりますので、この点について申し上げたいと思います。

こちらでは大きく3点、申し上げております。

1点目は、ふるさと学習の推進でございます。地元に、地域に誇りと愛着を持っていただくという町長答弁もありましたが、ふるさと学習の推進が1点目。それから、美浜町の特色、現在も交流をしておりますが、この町村部に大学があるということ、日本福祉大学との連携、これが2点目でございます。3点目は、施設一体型の小中一貫校のよさを生かす教育。

この3点を美浜の教育の特色というふうに、そちらの構想に掲げておりますので、申し上げておきたいと思います。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。もちろん何度も何度も聞いていますので、魅力のあるということは分かっておりますが、あえてですけれども、通告書の中にも言いましたけれども、やはり自立した子供たちをしっかりと今後送り出していけるような環境が必要かなというふうに感じております。その中で、ふるさと学習とかいろいろな面で地域の人と関わってもらいたいながら、しっかりと将来に向けて自立した子供たちが美浜から育っていただきたいというふうに考えております。

次の質問に移らせていただきます。

いろいろな教育があると思うのですけれども、その中でも、いろいろなところの視察等を考えていないのかなと思います。県内にもいろいろな学校があって、議員だけでなく保護者の皆さん、いろいろな方がいろいろなところに視察に行くことによって、いろいろな教育の現場が見られると思います。なぜ、こんなことと言うんですけれども、実際、学校訪問を自分としてここ2年行かせていただいた中で、僕らというか、50代の僕らが行っても、もう当時とは全然違う学校の中身、教育だと思います。また、子供たちが通っていた20年前とも全然今変わっているというのも感じております。そういう中で、やはりどこかいろいろな魅力のある学校がもしあるとするならば、学校訪問等を皆さんで考えていただき、皆さんで学んでいただきたいなと思っております。

○町長（八谷充則君）

いろいろな学校がある、そしてゆめの森は福島県ですのでなかなか行くことができないです。そして近くでいくと、にじの丘学園ですかね、瀬戸市にあるということで、実は私行ったことがないんです。議員の皆様方行っていらっしゃる。そして教育委員会も行っている。私、行きたいなということで何とか調整できないかとしたんですけれども、非常に人気のある学校でございまして、いわゆる視察依頼が殺到しているということで、実は今回お断りされたということなんですよ。先方の負担も考えなければいけない。こちらとしては何回も見てもらいたい、それは僕も本当にそう思うのですよ、僕も見に行きたいし保護者の方にも行っていただきたい。ただそれが先方の事情もあるのでできないということがあって、今回、飛島学園のほう見させてもらいますけれども、先ほど来、私も答弁で申し上げましたが、魅力ある、そして特色ある教育は何だということは、いわゆるもちろん町も考えますし、教育委員会も考えるのですけれども、それを皆様方と一緒に考えていく、これこそが魅力だと私は思っております。そして、皆様方は、既に何回かいいろいろな学園に見に行かれているので、逆に、何が魅力がある、その見に行った先がね、どういった魅力がある、特色があるということについてもぜひ御教示いただきたいなと思っています。そして、そうした声をいろいろ反映させながら、保護者と共に、ここにはこんなことをしている、ここはこんなことをしているというものを参考にしながら、何ができるだろう、何が取り入れられる。

先ほどの福島県のゆめの森、非常にすばらしいです。ただ、あそこは非常に少人数でやっておりますので、全ての子にケアができるような、本当に特徴的な教育ができていますけれども、じゃ、果たしてそれがそのまま美浜町でできるかということになると、なかなかそうもいかない部分もある。ただ、それがいわゆる参考にしている学園が名古屋にありますので、そうしたところの教育はどうしたことをしているんだろうと。去年までしてきたいわゆるワークショップ、これがまさにその部分に当たると思います。このワークショップの中で、お父さん、お母さん、そして地域の方々が、どんな教育がいいだろうということを考えていただくことをもっともっと進めしていく必要があると思っています。

そして、今はインターネットで、あるいはいろいろな形で情報が得られるわけです。ゆめの森学園についてもこんな教育をしていますよということが簡単なユーチューブ動画で幾つにもまとめられていますし、同じように、ほかの学園についても、そうしたことはある程度入手ができるわけでございます。この前行ったシンガポールのベドック小学校も非常にすばらしい教育をしておりまして、日本語版の字幕のついたそうした情報も実は見ることができるのでございますので、お父さん、お母さん方にはできればいろいろな学園に行っていただきたいわけですけれども、先方の事情等もございますので、そうした情報も含めて提供しながら、一緒になって考えてみたいというふうに考えております。お願ひします。

○7番（橋場友昭君）

町長、ありがとうございます。

町長が言われる地域の方と、保護者の方とつくっていく学校がということが、最初の答弁のときにありました。まさに、ただ、ここの中だけではやっぱり井の中のカワズになってしまふ可能性もあります。やはりいろいろな教育をいろいろな場所で皆さんのがやっぱり見ていくというのも必要だと思います。町長が言われたとおり、ユーチューブ等でも、インターネットでも見られるということもあります。でも、生の声をやっぱり聞いたり、生の子たちを見て、どういうふうに育てているというのも、やはり関心があるところでございます。できれば、ぜひとも、どこか行ける場所がありましたら、皆さんで行って参考にして、今後の美浜町の学校運営にしていただきたいというふうに考えております。

続きましての質問に移らせていただきます。

金芽米についてでございます。アンケートは実施していないということなのですけれども、今後、アンケートの予定はございますか。

○健康・子育て課長（藪井幹久君）

アンケートの実施についてということでございますが、アンケートを実施すると、していくということについては、保育所の運営全般についてアンケートを取る際ですとか、先ほどもあった次回以降の試食会、そういう際に実施をしていきたいというふうに考えておりますので、お願いいいたします。

○7番（橋場友昭君）

分かりました。ほかと一緒にアンケートを取っていただくということですけれども、ぜひとも生の声というか聞いてみたいと思います。やはり、栄養価の高くておいしいということもありますし、なるべくせっかくやっているので、しっかり皆さんに周知していただきたいのと、取った結果によつては、こういうふうだったんだよというのを皆さんにやっぱり僕らも言えるので、しっかりその辺をまた取っていただいてお示ししていただきたいと思っております。金芽米のほうを質問も終わりましたので、以上で、私からの一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、橋場友昭議員の質問を終わります。橋場友昭議員は自席に戻ってください。

[7番 橋場友昭君 降席]

○議長（野田増男君）

ここで、休憩とします。再開を午後1時とします。

[午前11時16分 休憩]

[午後1時00分 再開]

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 茶谷佳宏議員の質問を許可いたします。茶谷佳宏議員、質問してください。

[1番 茶谷佳宏君 登席]

○1番（茶谷佳宏君）

皆さん、こんにちは。1番、日本共産党の茶谷佳宏です。

今朝未明に起こった天体ショー、皆既月食を御覧になられましたか。太陽、地球、月が一直線上に重なり、月が徐々に欠けていき、地球の陰に隠れて、月が赤くぼんやり見える現象です。これは、それぞれの軌道を正確に計算し、いつ起こるのか予測されていました。町政は、このように緻密な計算や予測はできませんが、正しく住民ニーズを把握し、住民のための施策を実行することが大切です。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づき、住宅の空き家対策について、杉本美術館の運営についてと学校再編の検討状況についての3項目について、順次質問します。

初めに、1項目めの住宅の空き家対策について。

美浜町では、毎年200人以上の人口が減少しており、人口減少は止まりません。ちなみに、令和6年度は322人減少しました。そのため、空き家は今後も増えることが予想されます。本町は、空き家対策の一つとして、現在75歳以上の世帯に、お住まいの住宅に関するアンケート調査を実施しています。高齢者の中には生きている間は住み続けたいが、死亡した後は空き家になるという人がいます。

空き家対策のため、次のとおり質問します。

1点目、相続人の範囲は。

今回の調査で、具体的に相続人とは、続柄でどの範囲までを指しますか。

2点目、空き家にさせないための対策は。

今回調査した結果、空き家にさせないためにどのような対策を考えていますか。

3点目、死因贈与制度で土地・建物を町が受ける考えは。

持家の所有者が死亡した後、空き家にしないため、土地・建物を死因贈与制度により町は受ける考えはありますか。

2項目めの杉本美術館の運営について。

杉本美術館は、名古屋鉄道株式会社（以下、名鉄といいます）が運営しておりましたが、現在は閉館しております。この美術館を名鉄から打診を受けて、本町が引き受ける方向で検討していると報道されました。本町の今後の負担が心配されていますので、次のとおり質問します。

1点目、名鉄から譲渡される条件は。

名鉄から打診された譲渡の条件について、現時点で分かっている内容を説明してください。

2点目、美術館の運営に意欲を示している事業者数は。

町政報告会で、運営方法は直営ではなく、指定管理制度やコンセッション方式と説明されましたが、運営に意欲を示している事業者数は幾つありますか。

3点目、美術館の運営に必要な経費は。

美術館の運営に必要な経費は、運営方法や開館日数などにより異なると思いますが、幾らと試算していますか。

4点目、美術館運営のメリット、デメリットは。

美術館を引き受けることのメリット、デメリットは何と考えますか。

5点目、本町の負担が増えても引き受けるのか。

本町の負担が増える場合は、引き受けることを断念しますか。

6点目、結論を出す時期はいつか。

引き受けるか受けないかの結論を出す時期はいつを予定していますか。

3項目めの学校再編の検討状況について。

5月に発注された委託業務で、小中一貫校建設候補地は、1、日本福祉大学敷地内、2、大学隣接地、3、既存の学校用地の3つのエリアと説明され、秋頃には結論を出さなければ、次の予算に反映できないと言ってきました。9月に入り、秋になってきましたので、具体的な検討状況について、次のとおり質問します。

1点目、3エリアの具体的な場所は。

3つのエリアの具体的な場所は、どこを想定していますか。

2点目、大学敷地内の北側エリアにおける大学との協議の進展は。

日本福祉大学敷地の北側エリアは、基本計画で、大学に話せる段階ではない、代替施設の確保が必要になるとありました。大学との協議はどのように進んでいますか。

3点目、大学隣接地は経費費等から可能なのか。

大学の隣接地は、農地等を購入して建設することになると考えますが、経費の面でも、法規制等の手続からスケジュールの面でも可能と考えますか。

4点目、小学校は当分の間、東西に1校ずつ残すことを検討しないか。

保護者アンケートで、小中一貫校をどう思うかの問い合わせに対して、「どちらでもない」が5割超と、小中一貫校に固執していません。既存の学校を活用して、段階論として、小学校は当分の間、東西に1校ずつ残すことも検討しませんか。

午前中の同僚議員とかぶるところはありますが、丁寧に説明していただきたいと思います。

以上で、壇上での質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

茶谷佳宏議員の御質問にお答えいたします。

私からは、住宅の空き家対策について及び杉本美術館の運営についての御質問にお答えし、学校再編の検討状況については、教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いします。

初めに、住宅の空き家対策についての御質問の1点目、相続人の範囲はについてでございますが、今回の調査では、相続人の範囲を特定しておりませんが、相続人としては民法で定める法定相続人と考えております。

次に、御質問の2点目、空き家にさせないための対策はについてでございますが、今回のアンケート調査の結果を集計、分析した上で、処分したい、貸したい意向の所有者には、まずは空き家バンクの登録を促すとともに、民間を活用した必要な対策を今後検討していきたいと考えております。

次に御質問の3点目、死因贈与制度で、土地・建物を町が受ける考えはについてでございますが、仮に贈与を受けた場合には、本町で維持管理をすることになり管理費用も必要となりますので、利活用できる見込みのない土地・建物を町が受け取ることは考えておりません。

次に、杉本美術館の運営についての御質問の1点目、名鉄から譲渡される条件はについてでございますが、譲

渡の申出がありましたのは、名古屋鉄道株式会社が所有する美術館の土地と建物及び公益財団法人杉本美術館が所有する基本財産約300点、基本財産以外の作品約9,000点及び定期預金約4,000万円の無償譲渡でございます。

これまでの協議において、建物の修繕が必要な箇所や更新が必要な設備については、対応後の譲渡とすることや、光熱水費に相当する500万円を10年間分負担することが提示されております。

次に、御質問の2点目、美術館の運営に意欲を示している事業者数はについてでございますが、2者の方から意欲がある旨の申出をいただいておりますが、具体的なことは示されておりませんので、今後その方々を含め条件を示し、募集することを計画しております。

次に、御質問の3点目、美術館の運営に必要な経費はについてでございますが、閉館前の運営費は年間約2,200万円であったと伺っております。閉館後4年を経過していることから、物価上昇を見込む必要があると思いますが、運営方法の工夫や開館日数を限定することで、経費の削減は可能と考えております。

次に、御質問の4点目、美術館運営のメリット、デメリットはと、御質問の5点目、本町の負担が増えても引き受けるのかについては、関連がございますので併せてお答えいたします。

メリットとしては、文化芸術の拠点があることにより地域に付加価値がつくこと、小中学生などの子供世代をはじめ住民の方々が芸術に身近に接する機会が持てるここと及び知多新線沿線の活性化による観光客と電車利用者の増加の一助となることが挙げられます。

デメリットとしては、経費的に負担が生じる場合を想定していますが、芸術文化的な公共施設としてどの程度までの負担が適切であるかという点をしっかりと精査をした上で、皆様の御意見もお聞きし、引き受けるか否かの判断に至ると考えております。

次に、御質問の6点目、結論を出す時期はいつかについてでございますが、御質問いただいた譲渡の条件や運営の経費のこと及び美術品を管理運営する方法などについての調査、検討を始めたところでございまして、まずは、名古屋鉄道との条件確認や経費の詳細についての調査を継続すること、また、運営を担っていただける方の募集や意向調査などを今年度中に行いたいと思っております。

その後、詳細を詰めていくことになりますので、現時点において、結論を出す時期は決まっておりませんので、よろしくお願いします。

壇上での答弁は以上でございます。

[降 壇]

○教育部長（谷川雅啓君）

次に、学校再編の検討状況についての御質問の1点目、3エリアの具体的な場所はについてでございますが、3つのエリアのうち、日本福祉大学敷地内につきましては7号館、8号館を中心とした場所と、北側の人工芝グラウンドを含む場所でございます。大学隣接地につきましては、大学西側の農地及び大学の駐車場を含む場所です。既存の学校用地につきましては、全ての小中学校について敷地面積など条件整理した中で、現在は河和中学校と野間中学校について、具体的に検討をしております。

次に、御質問の2点目、大学敷地の北側エリアにおける大学との協議の進展はについてでございますが、現在、人工芝グラウンドとして大学生、高校生が日常的に使用しており、これまで大学側と協議できる段階ではありませんでしたが、現在は大学と協議し、条件の整理と可能性を検討しております。

次に、御質問の3点目、大学隣接地は経費等から可能なのかについてでございますが、大学隣接地は、経費の面で用地取得、造成工事及びインフラ工事の費用が上乗せとなつてまいります。また、事業スケジュールの面では、用地取得、規制解除及び開発許可などに時間を要するものと考えております。

次に、御質問の4点目、小学校は当分の間、東西に1校ずつ残すことを検討しないかについてでございますが、これまで申し上げておりますように、加速する児童生徒数の減少を見据え、本町の特色を生かした魅力ある小中一貫校を目指してまいりたいと考えております。当分の間だけ東西に小学校を残すということは、現在は検討しておりません。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、順次質問させていただきます。

1項目めの住宅の空き家対策について再質問します。

今回の調査では、相続人の範囲を特定していない旨の答弁がありましたが、民法で定める法定相続人の範囲を説明してください。

○都市整備課長（平野和紀君）

相続人の範囲でございますが、配偶者がいれば常に配偶者が相続人となります。子がいる場合は配偶者と子、子がなく親がいる場合は配偶者と親、子も親もいない場合は配偶者と兄弟姉妹と、相続する順位が定められています。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは次に、処分したい、貸したい意向の所有者には空き家バンクの登録を促す旨の答弁がありましたが、あくまで相続を受けた場合の対策であり、今回の調査対象に対する空き家にさせないための対策は何か考えていますか。

○都市整備課長（平野和紀君）

まず、今回の75歳以上の高齢者世帯への住まいに関するアンケート調査自体がもう、空き家にさせない対策の一つと考えておりますが、町長の答弁でもございましたとおり、アンケート結果を集計、分析した上、今後の対策につなげていけたらと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○1番（茶谷佳宏君）

相続を受けた人が、使わない土地を国に返す制度も始まったかと思いますが、概要を説明してください。

○都市整備課長（平野和紀君）

こちらにつきましては、多分、相続土地国庫帰属制度のことだと思いますが、こちらの制度につきましては、令和5年度から始まっております。一定の要件を満たし、国の承認が得られれば、手数料と10年分の管理費用を国に納めることで、相続した土地を国が引き取ってくれる制度でございます。管轄は法務省となり申請窓口は法務局になりますので、よろしくお願ひいたします。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは次に、死因贈与制度は、土地建物の所有者が死亡したことで効力が生じる贈与契約制度です。死亡した後は誰も住む人がいないので、自治体で活用してもらえるのであれば贈与したいという人がいた場合、町が贈与を受けるには多くの条件が必要だと思いますが、移住対策の一つとして、体験移住で活用できるような物件であれば受けることを検討しませんか。

○地域戦略課長（下村充功君）

移住関連のほうが私のほうになりますので、私から説明のほうさせていただきたいと思います。

活用できるような物件であれば受けることの検討も考えられますが、先ほども町長も申し上げたとおり、受け

ることにより維持管理費用の問題、また議員もおっしゃられたように、受けるのにも条件も出てくるかと思いま
すので、これらを検討しながら考えていきたいと思います。

○1番（茶谷佳宏君）

そもそも自治体が死因贈与契約を結ぶことは可能ですか。

○都市整備課長（平野和紀君）

こちらは契約行為になりますので、その辺条件が整えば可能だと考えております。よろしくお願ひいたします。

○1番（茶谷佳宏君）

空き家が増えることが予想されますので、今回の調査をきっかけに利活用できるように検討していただきたい
と思います。

それでは次、2項目め、杉本美術館の運営について再質問させていただきます。

美術館の運営に意欲を示している業者が2者あるということですが、社会貢献として意欲を示しているのか、
利益を上げることができるとして意欲を示しているのか確認していませんか。

○総務部長（宮原佳伸君）

2者の方、それぞれ詳しく利益が出るだとか、そこまでの話はまだ詰めておりませんけれども、両者申される
のは、せっかく美術館がある、譲渡していただけると言っているのに、それを町が一方的に断って、閉館のまま
の状態が続くのは非常にもったいないというところで、自分たちでできるのであればということで、まだ手を挙
げていただいている段階でございます。

○1番（茶谷佳宏君）

メリットとして、地域に付加価値がつく、住民が芸術に接する機会が持てる、観光客と電車利用者の増加が見
込めるを挙げましたが、効果はごく小さいのではないかですか。

○総務部長（宮原佳伸君）

確かに、議員おっしゃられるとおり、すぐに効果が出て、経済的な効果が出るとは思っておりませんが、知多
新線の活性化にしましても、そういう芸術文化の機運高揚につきましても、少しずつこつこつ積み上げていっ
た後に成果が出てくるものだと思っておりますので、すぐに大きい効果が出るということは期待はしておりませ
ん。

○1番（茶谷佳宏君）

経費負担を考える上で、町はこの施設を美術館として活用したいのか、ほかの目的で活用したいのか、どのよ
うに考えていますか。

○総務部長（宮原佳伸君）

これまで閉館するまで、杉本美術館という形で美術館を経営されていましたので、基本的には美術館を継承す
るということで考えております。ただ、名鉄さんが閉館されるときに、博物館法における美術館という位置づけ
は一旦閉じておりますので、法律の縛りのない形での美術館という経営でいくというふうに見込んでおります。

○1番（茶谷佳宏君）

譲渡を受ければ、現在入っている固定資産税収入がなくなります。現在、この土地建物に係る固定資産税収入
はどのくらいありますか。

○総務部長（宮原佳伸君）

個々の税額についてはちょっと差し控えさせていただきますが、美術館の部分の土地建物、総額で大体300万
超えぐらいの固定資産税を頂いております。

○ 1番（茶谷佳宏君）

まだ分かっていないことが多い中で、町の負担が増えるのではないかと住民は不安を感じています。具体的な内容が分かってきた段階で、決定する前に不安を払拭できるように、住民に対して丁寧に説明していただけますか。

○ 総務部長（宮原佳伸君）

情報の提供につきましては、午前中の荒井議員の質問に町長もお話をしたとおり、当然まだ今検討している段階です。それと、経費を幾らかけてでも町がやることでもございません。段階的に、議会にも、あと住民の方にも町政報告会などを通じて状況の報告をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○ 1番（茶谷佳宏君）

財政が厳しい本町にとって、住民が不安にならないように決断していただくようお願ひして、次の質問に移ります。

3項目め、学校再編の検討状況について、大学敷地内の具体的な場所の一つとして7号館、8号館を中心とする場所と説明されましたが、7号館、8号館の建物を取り壊して校舎を建てるとして検討されているのですか。

○ 学校教育課長（近藤淳広君）

7号館、8号館の建物を取り壊して校舎を建てるのかということでございました。取り壊して新校舎を建築するということではありませんで、建物を一部改修してそのまま活用することを、大学から提案がありましたので、それについて検討をしておるところでございます。

○ 1番（茶谷佳宏君）

大学敷地内の北側エリアでは協議できるようになったと説明されましたが、芝生グラウンドの代替施設はどのように検討していますか。

○ 学校教育課長（近藤淳広君）

芝生グラウンドでございます。現在も、高校生、大学生が使っているグラウンドでございますので代替地が必要だということでございます。こちらにつきましては、現在も大学のほうと協議中ではございますが、候補地として、美浜町運動公園内の多目的広場の活用もいいのではないかということで内部で検討をしているところでございます。

○ 1番（茶谷佳宏君）

今、多目的広場が代替地として検討されているということですけれども、多目的広場というのがそうすると大学や高校の専用で使うようなことを検討されるということですか。

○ 教育部長（谷川雅啓君）

専用利用は考えておりません。あくまでも利用に合った、その場所を授業で使うということを、申込みをいただいてお借りするということですので、よろしくお願ひいたします。

○ 1番（茶谷佳宏君）

専用利用ではないにしても、優先的に使ってもらうということですね。

○ 教育部長（谷川雅啓君）

大学の授業のまとめ、こちらの予約の関係を調整しながら使える範囲内で使っていただくということですので、お願ひいたします。

○ 1番（茶谷佳宏君）

なかなか當時使っている中で、そういう使いができるのか難しいかなと思いますが。

次に、大学敷地内で検討している上で、ほかに問題となるような事項はありませんか。

○教育部長（谷川雅啓君）

他の問題となる事項ということで御質問いただいております。

北側エリアを含む大学の敷地内につきましては、土地建物、社会福祉学部の移転に伴います借入金の抵当権が設定されております。大学側より賃借権登記、債権者の同意登記があれば、賃借権は担保されるというお話をいただいております。債権者に確認していただいている途中でございます。また、候補地となった場合は抵当権を解除することができるかにつきましても、併せて確認をしていただいております。

もう一点ございまして、校舎、体育館の建設予定地、多目的グラウンドにつきましては、グラウンド自体が調整池の機能を有しております。調整池のところに校舎、体育館、建てることが可能なのか、また校舎を建設する場合にはどのような方法があるのか、またそのときにかかる費用はどのくらいかかるのかなどを検討しております。

○1番（茶谷佳宏君）

今の北側エリアについて、令和6年度では事業費の算定や何かしておりますけれども、調整池であるということや何かはそのときは検討されていたんですか。

○教育部長（谷川雅啓君）

令和6年度の基本計画の段階では、北側エリアの検討につきましては、校舎、体育館の建設の費用のみで、そのときもちょっと御説明させていただいたんですけども、あと駐車場が必要だと、代替地が必要だよということをお話しさせていただきました。今回の調整池の費用につきましては、基本計画の段階では想定はしておりません。

○1番（茶谷佳宏君）

そうすると、令和6年度の基本計画の中で出たその北側エリアのところについてはじいた事業費の中には調整池として代わるものだと、代替地の費用については入っていないかったかと思うのですけれども、今回、検討する上では、その部分も含めて考えるということですか。

○教育部長（谷川雅啓君）

そうですね、トータル的に幾らかかるんだよという代替地の整備費用も含めて、そこに小中一貫校を整備するトータルの費用で概算の事業費をはじいてまいりたいと考えております。

○1番（茶谷佳宏君）

ただ、調整池となると、立地条件、要はそこの敷地の中の低いところにしか調整池というのは設けることができないかと思いますので、代替地を設けて、ほかの調整池、それに代わる機能を設けるということは可能と考えていますか。

○教育部長（谷川雅啓君）

今、その点につきましても業者さんを交えて検討しておりますので、お願いいいたします。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは次に、大学隣接地では、用地取得や造成などの費用面から、令和6年度に作成した基本計画から見て難しいのではないですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

こちらにつきましても、現在、建設候補地の調査業務の中で、費用、それからスケジュールを含めた検討を行っておりますが、やはり、第1答弁でも申し上げましたように、非常にスケジュール的にも難しいのではないかというに考えております。

○1番（茶谷佳宏君）

今、費用面ということで聞いたのですけれども、費用面も難しいということでよろしいですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

造成が伴いますので、費用面でも難しいと考えております。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは次に、大学隣接地を建設候補地とした場合、土地規制の許可、土地取得やインフラ整備などに時間を要すると答弁がありましたが、具体的にはこの大学隣接地をもし候補地とした場合、開校時期は何年なら可能と考えますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

開校年次の御質問でございました。これ隣接地もそうですけれども、全てのエリアについて、事業スケジュール、開校年次を含めた事業スケジュール、あと概算費用などについて同様に調査をしております。

したがいまして、現在、調査中でございまして、まだ開校年次を含めた事業スケジュールについては示されおりませんが、今後示していきたいというふうに考えております。

○1番（茶谷佳宏君）

今年4月、5月に実施した保護者アンケートでは、小中一貫校に固執していないことは明らかです。保護者の意見を尊重する上でも、段階論も検討するべきではないかと考えますが、いかがですか。再度伺います。

○教育長（伊藤　守君）

茶谷議員のおっしゃるとおり、小中一貫校は魅力的であるか、魅力的に感じないか、どう思いますかという質問に対して、保護者の約半数が「どちらでもない」というふうに回答をいただいている。

ただ、この数値をどう読むかなのですが、小中一貫校の計画がなかなか進んでいないこと、それから小中一貫校について説明が不足していること、イメージが湧いていないこともその一因にあるということで、この数値に表れているんじゃないかなと考えています。ただ、同じアンケートの新しい学校に期待することの質問に対しては、約半数の保護者が小中一貫校のよさと回答をいただいている。

小学校を東西に1校に再編した場合、小中一貫校への再編はかなり先になるだろうということを思います。また、西地区では、令和2年度生まれ、今の年中さんの子供ですけれども、小学校を1校に再編しても1クラスになることが予想されます。令和4年度、5年度、6年度生まれの子供たちの学年も同様です。そうすると、義務教育9年間、クラス替えのない学級で学校生活を送ることになりますので、現在は小中一貫校建設候補地調査業務を行っている途中でありますので、現在は段階論は検討しておりません。

○議長（野田増男君）

茶谷議員、残り時間10分程度となりました。

○1番（茶谷佳宏君）

今、教育長言われたように、小中一貫校についての思いが、このアンケートでもそうなのですけれども、まだまだ、小中一貫校の必要性だとか魅力だとかというのが保護者に十分伝わってないというのが表れている原因じゃないかと思いますので、その辺については、その辺、周知できるような形を取っていかないと、本当の気持ちというのは、アンケートの中に表れてこないのかもしれないと思います。

それから、午前中の同僚議員の質問の中で、既存の学校敷地というのも当然候補地として今検討しているということの中で、学校の規模というのを、必要な面積というのを3から5ヘクタールということで言われましたけれども、そのときに野間中学校のほうは3ヘクタールを切っているということでしたけれども、その中でも野間

中学校も検討の中に入れているということで、今はいるんですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

町内に7つの小中学校ございまして、全ての小中学校の校地面積、またいろいろな条件について調べた中で、現在はやっぱり、どうしても西、中学校2校ありますので、しかも、その中学校には武道場とか体育館、使えるものはやっぱり既存の学校を使っていく魅力としては、既存のものを使えるところは使っていきたいという考えもありますので、リストアップをしています。私たちは、この秋に報告書としてしっかりと数値を明確にして比較検討できる資料を作っています。その中で、大学の敷地内でいえば、先ほど申し上げた北エリアと7号館、8号館のところですし、隣接地では1か所なのですけれども、既存の学校としては数字でしっかりと記録に残すのは2か所、今現在調べておりますので、それを公表してまいりたいというふうに考えております。

○1番（茶谷佳宏君）

まだ、候補地の調査ということの途中だということの中で、なかなか回答としてもすっきりしたものは出ないというのは、こちらも承知している中で今回質問させていただいております。

その中では、やはり保護者の意見、また地域住民の意見やなんかもしっかりと捉えていただきたいと思います。本町にとって、学校再編は今後のまちづくりを考える上で最も重要な施策の一つです。町で一方的に決めるのではなく、住民に丁寧に説明し、意見をしっかりと反映できるように進めていただくことをお願いしまして、私の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、茶谷佳宏議員の質問を終わります。茶谷佳宏議員は自席に戻ってください。

〔1番 茶谷佳宏君 降席〕

○議長（野田増男君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を1時55分とします。

〔午後1時44分 休憩〕

〔午後1時55分 再開〕

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 廣澤毅議員の質問を許可いたします。廣澤毅議員、質問してください。

〔9番 廣澤毅君 登席〕

○9番（廣澤 毅君）

皆さん、こんにちは。チャレンジみはま所属、9番 廣澤毅でございます。

議長のお許しも得ておりますので、前もって提出いたしました一般質問通告書に基づき、順次質問させていただきます。

1つ目の項目でございますが、本町における空き家問題についてでございます。午前、午後と僕の前に2名ほど同僚議員から同じような質問が出ております。したがいまして、質問の流れ上、重なる部分もあるとは思いますが、御容赦いただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは質問させていただきます。

空き家列島日本、日本全国の空き家数は、最新の調査で約900万戸に達し、過去最多となっています。空き家率は住宅総数に占める割合で、こちらも過去最高の13.8%に達しています。

ここでモニターを御覧ください。

総務省の調査データに基づいて作成した表になります。正面に向かって一番左側、こちらが知多半島内5市5町の空き家数になります。中央が同じ5市5町の空き家率になります。そして、一番右側が愛知県内空き家率の順位となっております。

質問に戻ります。

本町も多分に漏れず、空き家数は、令和5年住宅土地統計調査によると2,240戸あり、空き家率は19.8%に達し、愛知県内空き家率順位では3位となっております。管理が行き届いていない空き家は、防災、衛生、景観などの面で地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があり、空き家対策として、解体や改修、活用などが進められておりますが、問題は深刻化しており、さらなる対策が求められております。

そこで、今後の対応も含め質問いたします。

1つ目、今後の対応は。

空き家について、今後どのような対策を考えておりますか。

2つ目、住民向けセミナーの実施は。

空き家物件を所有している人たち向けのセミナーを開催していますか。

3つ目、更地にした後の税金は。

空き家を解体して更地にすると、税金はどうなりますか。

4つ目、建物の滅失届とは。

解体工事をした後、建物の滅失登記を行わないとどうなりますか。

大きい項目2つ目、美浜町総合公園内各施設の今後の活用についてでございます。

スポーツを核としたまちづくりにより、交流人口を増やすため、美浜町運動公園（陸上競技場）ではイベントや大会誘致等を積極的に行い、順調に運営が進んでいると思われます。総合公園では、ソフトボール場を建設中ですが、今後、総合公園をどのように活用する予定なのか、質問させていただきます。

1つ目、スポーツ競技の種類は。

どんなスポーツ競技による施設利用がありますか。

2つ目、各施設の利用日数は。

グラウンド、体育館、テニスコートなどの利用日数を教えてください。

3つ目、スポーツに関する問合せは。

スポーツに関する問合せには、どんなものがありますか。

4つ目、総合公園グランドの改修をする考えは。

以前にも質問しましたが、硬式野球の練習ができるグラウンドに改修する考えはありませんか。

以上で、壇上での質問を終わりますが、執行部の皆様におかれましては、町民の皆様に対して分かりやすい答弁を期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求める。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

廣澤毅議員の御質問にお答えいたします。

私からは、本町における空き家問題についての御質問にお答えし、美浜町総合公園内各施設の今後の活用につ

いては、教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願ひします。

初めに、本町における空き家問題についての御質問の1点目、今後の対応はについてでございますが、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、今年度新たな取組として実施している住まいに関するアンケート調査の結果をデータベース化し、所有者の意向を確認、分析した中で、全国の事例を参考にしながら、民間を活用した空き家対策についても検討していきたいと考えております。

次に、御質問の2点目、住民向けセミナーの実施はについてでございますが、令和4年2月に空き家所有者を対象にした講演会と個別無料相談会の二部構成による空き家対策セミナーを開催いたしました。当時のセミナー参加者等から個別に相談したいとの御意見が多く寄せられましたので、令和6年度から司法書士による空き家・登記無料相談会等を定期的に開催しております。

次に、御質問の3点目、更地にした後の税金はについてでございますが、更地にした土地につきましては、取壊し前の家屋の管理や使用状況にもよりますが、住宅用地に対する課税標準の特例が適用されなくなるため、固定資産税の軽減措置がなくなることとなります。

次に、御質問の4点目、建物の滅失届とはについてでございますが、滅失届とは、建物を取壊した場合など建物がなくなった場合にその事実を登記簿に反映させる手続でございます。届出をしない限り、建物の登記は抹消されませんので、よろしくお願ひいたします。

壇上での答弁は以上でございます。

[降 壇]

○教育部長（谷川雅啓君）

次に、美浜町総合公園内各施設の今後の活用についての御質問の1点目、スポーツ競技の種類はについてでございますが、総合公園体育館メインアリーナでは、バトミントンが最も多く利用されており、続いて体操やダンス、バスケットボールの順になります。

サブアリーナにおいても体操やダンスが多く、続いてバトミントンの利用があります。また、グラウンドの利用においては軟式野球が一番多く、続いてグラウンドゴルフになります。

次に、御質問の2点目、各施設の利用日数はについてでございますが、令和6年度の総合公園内のスポーツ施設の利用可能日数は305日ありました。そのうち、利用実施日数につきましては、グラウンドが157日、体育館では295日、テニスコートにつきましては265日になっております。

次に、御質問の3点目、スポーツに関する問合せはについてでございますが、施設での利用可能な競技についての問合せが多く、具体的には、グラウンドでの硬式野球の利用、また、体育館ではレクリエーションとしてのドッジボールや大縄跳びの競技ができるかの問合せをいただいております。

次に、御質問の4点目、総合公園グラウンドの改修する考えはについてでございますが、現在、総合公園グラウンドでの硬式野球の試合及び練習での利用につきましては、グラウンド外の公園利用者のほか、自動車等に対して危険なことから禁止しております。

今後においても、本町の財政状況を踏まえますと、整備を行うことは大変厳しい状況であると考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○9番（廣澤 毅君）

それでは、まずは空き家問題についてからの再質問をさせていただきます。

最初に、今後の対応はの再質問でございますが、住まいに関するアンケート調査をやっておると。その結果をデータベース化し、所有者の意向確認、分析した中で全国の事例を参考にしながら民間を活用した空き家対策についても検討していくということでございますが、今の時点では民間をどういった活用するかとか何か対策案等はお持ちでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

現時点は、例えば今、宅建協会だとかこちらも当然民間業者になりますので、そういったところと協定を結びまして、いろいろな情報の交換等はしております。

○9番（廣澤 毅君）

宅建協会とは情報交換をしておるということですが、もう少しいろいろな不動産とか、建設関係ですか、そういったところとも話をして、すると、また違う意味でいい対策案等出るかもしれませんので、1回そっちもチャレンジしていただきたいなと思います。

今の段階ではその程度ということでございますので、今現在、どんな対応、対策、また制度等を利用しておるのか説明お願いできますでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

今の現在の対策でよろしいでしょうか。

○9番（廣澤 毅君）

はい。

○都市整備課長（平野和紀君）

現在の対策は、まず、空き家を売りたい、貸したい人と、空き家を買いたい、借りたい人をマッチングさせる空き家バンク制度を行っております。加えて、空き家バンク制度に登録した物件を購入された方、これは町外の方に限りますけれども、空き家バンクで購入された方だとか、あと改修された方には、一定の改修費の一部や購入費の一部を補助してございます。

また、空き家を解体する場合に、一定の条件はございますが、解体費用の一部を補助する制度も今行っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○9番（廣澤 毅君）

空き家バンクの登録ということで、午前中に同僚議員から何件ありますかという話の中で、7件という話がございました。空き家の数に比べると、非常に何か少ないのかなと。空き家バンクに登録する。何かなかなか難しいですか。何かこういう条件がないと登録できないとか、もしそういうのが決まったものがあるのでしたら教えてほしいのと、それからあと、空き家バンク登録というのはあくまでも住居としてのマッチングなのですね、これ。店舗とか何かには利用できないのですよね。ちょっとその辺を御説明願えますでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

まず、空き家バンクの登録です。

こちらは身元の確認が大事なですから、まず免許証の写しだとか、あと、その方がきちんと税金を払っているかどうかという確認をしております。そのほかの条件はございませんけれども、あと、今はちょっと店舗等とか、あとアパートだとか商業用の空き家についてはちょっと難しいのですけれども、あくまでも住居用の登録のみと今はさせていただいております。

○9番（廣澤 毅君）

これ、他市町の話なのですが、市あるいは町の所有している物件も含めて、やっぱり居住だけだというとなか

なか難しいということで、店舗兼居住ができるという形も取って、そういう形で募集し、またそれをうまく活用してもらえてる民間ですか、そういうところも何かあるということでございますので、もう少しその辺も柔軟的に考えてもらえたならなと思っております。

次の質間に移ります。

住民向けセミナーの実施はというところでございますが、以前、二部構成ということで、講演会と、それから個人無料相談ですか、やってみえたということでございますが、ちょっと質問が重なるかもしれません、いま一度その内容ですね、そのときの内容を教えていただけますでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

これは令和4年2月のセミナー内容を申し上げさせていただきますけれども、まず前半は、講演会を行いました、まず初めに、町の職員が本町の空き家の現状や空き家の対策だとか、現在の補助制度の概要の説明を行った後、次に、外部の講師としてまずお一人目は、愛知県司法書士会の半田支部所属の司法書士さんから「司法書士から見た空き家問題と対策」というテーマで御講演いただきました。続きまして、お二人目は、株式会社住宅相談センター所長さんから、「空き家で困らないように今からやっておくこと」をテーマに御講演をいただきました。

後半の無料個別相談会は、前半に講演していただきました司法書士さんらに相談員になっていただき、事前予約のあった6名の相談をお受けしました。内容につきましては、相談された方が全て町外の方でしたので、親から相続した土地や空き家をどうしたらいいんだろうというのがほとんどございました。

○9番（廣澤 賀君）

令和4年当時は二部構成でそういうセミナーをやられたということですが、今現在は司法書士によるそういう空き家の相談、登記無料相談会ということなのですが、そっちのニーズのほうが多いということで、この二部構成のセミナーはやめられたんですか。

○都市整備課長（平野和紀君）

そうですね。セミナーのときにアンケートを取ったんですけども、やはり個別相談会を充実させてほしいというような声がありましたので、同じ予算の範囲内でどっちも事業を行う必要がありましたので、無料相談会のほうに重きを置きまして今対策を進めているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○9番（廣澤 賀君）

分かりました。ありがとうございます。

今、家の終活、家じまい、これを考えてる方も結構おられるようとして、考えておられる人のほとんどがどこに、誰に、どういう形で相談したらいいかというのが分からぬという方が何か多く見えるという話を聞きました。

今、司法書士さんに聞く云々もいいんですが、そういう要望が多いということで、それもいいんですが、いま一度、そういう人たち向けに、空き家をお持ちの方もそうですし、将来的に空き家になるだろうという物件を持つ、あるいは相続する可能性がある人たちに対しても、民間のそういう企業等と協力し合ってそういうセミナーをぜひやっていただきたいと思っておりますが、それに対しては執行部はどういった考え方ですか。

○都市整備課長（平野和紀君）

まさに今75歳以上のそれこそ空き家に将来なる可能性のある方からアンケート調査を行っておりますので、どのような声が1回あるか分かりませんけれども、その辺を集計して、ニーズがあればそのようなセミナーのほうもまた開催について検討したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○9番（廣澤 賀君）

分かりました。ありがとうございます。検討をよろしくお願ひいたします。

それでは、その次の質問に移らせていただきます。

更地にした後の税金はどうなるんですか。あと、建物の減失届とはということで質問させていただきましたが、今、空き家物件を持っている方、なかなか町内、不動産価値も低く、売ることも難しく、またリフォームして貸すというのもなかなか難しいのが状況でございます。

そういう形で、だけど相続しました、いつまでも放っておくと危険空き家になっちゃうとかでしようがなく解体、更地にせないかんと。だけれども、更地にしたときにこういったものがいろいろ変わってくるんですよねという意味で、ちょっとこれを聞くことによって空き家を解体する人が減るかもしれません、だけど、これは事実なので、知りたいということで、あえてこういった質問をさせていただきました。

そこで、まず更地にした後の税金はについての再質でございますが、住宅用地に対する課税標準の特例が適用されなくなるため固定資産税の軽減措置がなくなると。この課税標準の特例というものは何なのか、まず御説明お願いできますでしょうか。

○税務課長（山本圭介君）

課税標準の特例とは、住宅用地に対する固定資産税の課税標準を減額する特例でございまして、200平方メートル以下の住宅用地の課税標準額につきましては、価格の6分の1、また、それ以上の面積の住宅用地につきましては、価格の3分の1の額とする特例措置でございます。

○9番（廣澤 賀君）

その特例がなくなる、軽減措置がなくなることによって、最終的に更地にしたときの税金、これはどういった形になるのでしょうか。

○税務課長（山本圭介君）

固定資産税の軽減措置がなくなるとどうなるかというところですけれども、住宅用地の課税標準額につきまして、先ほど説明しました価格の6分の1または3分の1の額とする特例措置がなくなりますので、通常税額が上昇いたします。

○9番（廣澤 賀君）

6分の1または3分の1の額が特別措置がなくなって上昇するということは、元に戻るということなのですよね。6倍になるという思いもあるかもしれません、元の1になるということですね。分かりました。

あと、これ今、固定資産税の話をさせていただきましたが、都市計画税についてはどのような形になるのでしょうか。

○税務課長（山本圭介君）

都市計画税についても同様でございます。

○9番（廣澤 賀君）

更地にすると元の税金、高くなるということを御承知おきください。

今の流れで、この特例措置、200平米以下の住宅用地に関するものに関しては価格の6分の1ということでございましたが、建物の面積が200平米以上になると、税金はどう変わるんでしょうか。

○税務課長（山本圭介君）

建物につきましては、建物の床面積に応じて、面積に比例して税額は上昇いたします。

○9番（廣澤 賀君）

皆さん、分かったでしょうか。更地にすると高くなると、そう思つとつてくれれば間違いないんですが、ただそれが6分の1なのか、3分の1なのか、元のあれがまた違うということで、詳しく知りたい人は税務課に行つてください。

続きまして、空き家の中でも特定空き家と一般空き家というのがあるんですが、特別な空き家に認定されると、これ税金はどういった形になるんでしょうか。

○税務課長（山本圭介君）

特定空き家に認定されると、住宅用地に対する課税標準の特例が適用されなくなりますので、税額が上昇いたします。

○9番（廣澤 賀君）

こちらもやはり高くなるということですね。一般空き家のうちに処分したほうがいいよねという話なのかな、ちょっと……。

続きまして、特定空き家に認定された後、放置しておると何か罰則等はあるのでしょうか。

○都市整備課長（平野和紀君）

罰則等はございませんけれども、多分、特定空き家になると、法律的には条例でもありますけれども、指導、勧告だとか、最終的には代執行という制度がございますので、お願ひいたします。

○9番（廣澤 賀君）

ここで聞くのは、ちょっとごめんなさい、違うかもしれませんのが、前の質問のところで聞いたらよかったですかもしれませんのが、隣に空き家があるところに住んでいる人、セミナーとか何かどこでもそういう相談がもしかしたらあったのかもしれませんのが、例えば、隣の空き家が傾いてきて俺んちちょっと危ないんじやないかとか、あと、庭木、草木が自分の土地に入ってきたりなんかして、そういった苦情といいますか、相談といいますか、問合せといいますか、そういったものは何かあるのでしょうか。もし、ある場合はどういった対処をしているのか教えてください。

○都市整備課長（平野和紀君）

隣の空き家が傾いたりだとか、枝や草が伸びているというような苦情は、集計はしていないんですけども、月に1件程度の割合で町にも寄せられております。

そういう問合せがありましたら、町から適切に管理していただくよう通知はさせていただきますが、基本的には隣同士の問題となりますので、所有者同士で解決していただくということになるかなと思っておりますので、お願ひいたします。

○9番（廣澤 賀君）

今、家の傾きだとか草木が侵入という話でございましたが、一番最初に壇上でも言いましたが、衛生面、特に害獣が住みついたりとか、害虫も住みついたりとか、そういったところにごみをポイ捨てするとか、そういったような問合せとか苦情等は何かありますでしょうか。

○環境課長（百合草俊晴君）

衛生面の御質問でございました。

議員おっしゃられた雑草の茂った駆除、あるいは害虫ですと、今多いのが蜂の巣です。あまり害獣、獣に対する苦情、通報というのは今のところないものですから、これから対応になりますけれども、都市整備課長も答弁しましたように、まず地主さん、管理をされている方を確認しまして、そちらの方に御対応いただくように通知を環境課から出しております。

害獸、これから可能性としてあるかと思います。例えばハクビシンとかということも起こり得るのですけれども、今のところないですけれども、これから発生したときは産業課等と調整して対応してまいりたいと思います。

○9番（廣澤 毅君）

ちょっと話が飛んで申し訳ないです。

ちょっと戻しまして、建物の滅失届についての再質問に移ります。

建物の登記が抹消されていない状態が続ければ、税金はどういった形になるのでしょうか。

○税務課長（山本圭介君）

登記が抹消されておりませんと、登記簿上、建物が存在したままになりますものですから、その建物の固定資産税が課税されることになります。

○9番（廣澤 毅君）

あと、建物解体後、何日ぐらいまでに滅失届を行わないといけないのか、そういった何かルールなり条例なり、何かあるのでしょうか。

○税務課長（山本圭介君）

不動産登記法で建物が滅失したときは、1か月以内に滅失の登記を申請しなければならないとされております。

○9番（廣澤 毅君）

1か月以内ですね。分かりました。ありがとうございます。

空き家問題についての再質は以上とさせていただきます。

最初に、住まいのアンケート調査ということで、そういった話もございました。今後も、それをベース化した後に、民間の企業、あるいはそういったよく分かる人たちとも協議をした上、また進めていってほしいなと思います。

次の質問に移らせていただきます。

総合公園のほうです。スポーツ競技の種類、ここはどんなスポーツ競技が使用しているかの確認ですので、特に再質はございませんが、この間、たまたま総合公園グランドのところで、僕、ラクロスですか、初めて見させていただきました。こういった競技もここで使用しているんだなと。

そういう意味では、グラウンドの利用可能日数が305日ある中で157日と。パーセントにすると51.4%、約半分ぐらいなので、もうちょっとその辺がそういうスポーツ競技の団体等にアピールするなり使ってもらうというか、誘致するなりとか、何かそういったお声かけ、そういったことは執行部ではしていないんでしょうか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

確かにグラウンドの利用量につきましては、ほかの施設に比べまして少なくなっているのが数字でも見て分かるように、現状でございます。原因の一つといたしましては、やはり体育館等でやられる競技に比べてグラウンドでやる競技というのは団体競技等も多いですから、平日の利用がなかなか少ないということも考えられます。

今、ラクロスというお話をいただきましたが、今年度、夏休みの期間中ではございますが、東海学生ラクロス大会というものを総合公園のグラウンドと、あと運動公園のグラウンドを利用して、2か所で実は大会をしていただきました。また、サッカー大会においても運動公園、総合公園で活用して、大変好評を得ております。

このような運動公園のフィールドも活用しながら共同で大きな大会ができる、また、宿泊施設等もあるということで、今後、各スポーツ団体、大きな大会とか練習についてはPRをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○9番（廣澤 毅君）

しっかりとアピールしていただきたいと思います。

何でそんなことを言うかといいますと、今現在、グラウンドの奥にソフトボール場を建設中でございます。以前にも言いましたが、コロナ前はソフトボールのチームは町内に15チームありましたが、今、今年また1チーム減りまして7チームになりました。

実際、ソフトボールの試合として使うのは、年に多分10日もないかなぐらいなので、以前も言いましたが、少年野球でも使えるようにしたらどうだという話もさせていただきました。ローカルルール上、できるんじゃないかなという話でございましたが、それにしてちょっともったいないかなと思いますので。

以前、軟式少年野球だと思うのですが、何か全国大会的なことをやられていたと思うのです。僕の記憶では2年ぐらい続いておったと思うのですが、今はやっていないと思うのです。そういう大会も含めての誘致、せっかく造っても遊んでいることが多いんじやもったいないので、そういう誘致のことは考えておりますか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

現在の総合公園の利点といたしましては、確かにアクセス、本当に美浜インターを降りてすぐあるということと、また駐車場も多いということです。

先ほど議員おっしゃられた野球大会、たしか私の記憶でも全国のほうですね、野球大会を開催していただいたことは記憶しております。そのときはたしか観光協会さんのほうの主催で、旅館もいろいろ旅館組合さんとかが協力をしながら全てのチームのところでやっていただいたと記憶しております。

今後も、観光協会さんと連携を密にしながら大会の誘致を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○9番（廣澤 毅君）

ぜひやってください。もし、そういう大会を誘致できたときには、優勝の副賞としてみはまっこミカンをつけるとか、知多牛をつけるとか、何かそういう副賞をつけると、もうちょっとやる人たちもやる気が出るのかなと思いますので、女子ゴルフだとか美浜タウンマラソンばかりじゃなく、そういうしたものにもつけていただきたいなと思っております。

次の質間に移ります。

スポーツに関する問合せの中で、体育館でのレクリエーションとしてドッジボールや大縄跳びの競技ができるのかの問合せがあるということですが、実際には体育館ではできないんでしょうか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

現在、議員おっしゃるとおり、大縄跳びとドッジボールにつきましては、今、メインアリーナ、サブアリーナとともに中止という形をさせていただいております。

こちら、なぜ大縄跳びということになりますと、やはり一定的に同じ箇所に縄が当たりますと床が傷つくため、そちらの形で中止をさせていただいております。また、ドッジボールにつきましては、壁につきまして、通常の補強されている壁ではございませんので、現在のところ中止をしております。

そのほかにも、メインアリーナにつきましては、フットサル、また屋内テニス等についても中止をし、サブアリーナにつきましては、ソフトバレーも中止をして、全てが床と壁を傷つけてしまい、ほかの競技に支障が出るということで現在のところ中止としておりますので、よろしくお願ひいたします。

○9番（廣澤 毅君）

分かりました。ありがとうございます。

それでは、この質問の一番最後、4点目、僕が一番聞きたいことなのですが、総合公園グランドの改修はできないのかと、硬式野球の練習はできませんかという質問でございますが、財政上、非常に厳しいのでできないと言われちゃうと何かちょっと質問がしづらいですが、質問させていただきます。

以前、一番最初にこの質問させてもらったのは令和4年の3月、このときには前向きに検討させていただきますという話でしたが、その1年後、今のグラウンドの大きさのままフェンス等を高くすることによってできますよねという話で、それで幾らぐらいかかりますかという概算の見積りをお願いしたことがございました。その当時、あれ多分令和5年だと思うのですが、1億5,000万円前後ぐらいだったと思うのですが、今現在、もし同じことをやった場合、まずどのぐらいかかるのかなと。その辺は何か資料ございますでしょうか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

以前も、廣澤議員から、現在のグラウンド、もちろん面積上、試合ということはできないということも重々承知の上での練習会場としてできないかというお問合せもいただいて、その当時、1億5,600万円ほど、フェンスを高くする工事、また、それを設計する設計費を込みで1億5,600万円ほどかかるという御回答をさせていただいております。

その後、御承知のとおり、人件費、材料の物価高騰を踏まえまして、同じ仕様で現在どのぐらいかかるかということを試算させていただいて業者に確認したところ、1億9,400万円ほど、前回に比べて約3,800万円ほど資材高騰、人件費で増額ということを確認しております。

○9番（廣澤 毅君）

3,000万円以上余分にかかるということで分かったんですが、僕の本来のこの質問の意味といいますか、これは硬式野球の試合ができる規模の球場を造りたいなということから始まっておるんですが、それをやりますと、十何億円、20億円とかかることが大体予想されますので、美浜町の今の財政上厳しいのかなと。何とか練習ができるレベルのものは造ることができないかなと。

知多半島内に13歳から15歳ですか、いわゆる中学生の硬式野球なのですが、このチームは約4チームほどある。その中で決まった練習場があるところもあれば、なくて、県内あるいは岐阜県だ、三重県だ、できる場所を探しながら練習をしているチームもあります。そういうチームが、もし美浜町にそういう練習場を造っていただけるならば、そこを拠点にやりたいというようなクラブチームも現にございます。そのチームからは、プロ野球の選手が現役、今も2名ほどおります。

スポーツを核としたまちづくりで交流人口を増やすという意味では厳しいかもしれません、そういうことも交流人口を増やすという意味では手段の一つじゃないかなと思っておりますので、いま一度御検討いただきますようよろしくお願ひいたします、時間はまだありますが、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○都市整備課長（平野和紀君）

済みません。先ほど私、答弁の中で特定空き家に関する罰則はありませんという答弁を申し上げたんすけれども、空家特別措置法によりますと、指導、勧告、命令、代執行とあるんですけれども、命令に従わなかった場合は50万円以下の過料を科すという条文がございましたので、決して罰則がないわけではないので、訂正のほうさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○9番（廣澤 毅君）

わざわざありがとうございました。

○議長（野田増男君）

以上をもって、廣澤毅議員の質問を終わります。廣澤毅議員は自席に戻ってください。

[9番 廣澤毅君 降席]

○議長（野田増男君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を2時50分とします。

[午後2時37分 休憩]

[午後2時50分 再開]

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 大寄暁美議員の質問を許可します。大寄暁美議員、質問してください。

[6番 大寄暁美君 登席]

○6番（大寄暁美君）

皆さん、こんにちは。6番、美浜みらい所属、大寄暁美です。

議長の許可をいただきましたので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づき質問させていただきます。今回は大きく3つの質問をします。

1つ目は、中学の新制服の導入についてです。

現在、多くの自治体が多様性への対応や機能性・耐久性の向上等のため、中学校の制服を変更しています。令和5年3月の定例会で私が行った多様性のある社会の実現についての一般質問の中で、制服の変更は学校の再編に合わせてと答弁をいただいております。当初、開校の予定は令和10年でしたが、2年延期となり、現在は未定の状況です。

隣町の武豊町では今年度から既に新制服が導入され、南知多町では来年度から新制服の導入を決定しています。美浜町も学校再編を待たず、新制服の導入を考えてはどうでしょうか。

2つ目の質問は、コミュニティ・スクールの導入についてです。

令和6年3月策定の美浜町小中一貫校整備基本構想にコミュニティ・スクールについての記載があります。地域の方が積極的に学校教育に参画できることを期待しておりましたが、新制服と同様に、開校年度とともに導入が遅れることが残念でなりません。

ここで、コミュニティ・スクールの説明を少しさせてください。

コミュニティ・スクールとは、学校と保護者、地域の方々が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域と共に学校づくりを進める法律に基づいた仕組みです。

大きな特色は、学校運営に必要な支援について協議を行う機関として学校運営協議会を学校に設置し、協議会は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べることができる、教職員の任用に関して教育委員会規則にも定める事項について教育委員会に意見を述べることができると、主に3つの機能を持つことです。

学校再編を待たず、現行の各学校でコミュニティ・スクールを導入してはどうでしょうか。むしろ、学校再編後の導入より、再編前に導入することで新たな学校運営協議会へスムーズに移行ができると考えます。

3つ目の質問は、正しくごみを分別することで、町の財政負担を軽減するにはです。

平成29年にミックスペーパーの分別収集、令和3年度からは可燃ごみ袋の有料化、プラスチック製容器包装の分別収集が始まりました。ごみを正しく分別し可燃ごみを減量させることは、ごみの処理量に応じた焼却施設運

當に係る分担金を軽減させます。また、資源ごみ、再生可能な紙類、プラスチック類のリサイクル化は、循環型社会の構築につながります。

住民の方々に正しいごみの分別を改めてお伝えし、削減に取り組む意識をさらに高めていただきたいと思い、ごみ減量化の進捗状況として近年の家庭ごみ排出量と家庭系リサイクル率の推移についてお聞きします。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

大寄曉美議員の御質問にお答えいたします。

私からは、正しくごみを分別することで、町の財政負担を軽減するにはについての御質問にお答えし、中学校の新制服の導入について及びコミュニティ・スクールの導入については、教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いします。

初めに、正しくごみを分別することで、町の財政負担を軽減するにはについてでございますが、本町で出たごみのうち、家庭から排出されたごみの量は、令和4年度が5,108トン、令和5年度が5,113トン、令和6年度が4,764トンでございました。

また、家庭から排出されたごみのうち、資源化したごみの比率を示す家庭系リサイクル率は、令和4年度が22.6%、令和5年度が26.7%、令和6年度が22.6%でございます。

私の壇上での答弁は以上でございます。

〔降 壇〕

○教育部長（谷川雅啓君）

次に、中学校の新制服の導入についてでございますが、当初、学校再編に合わせて新制服の導入を検討していくこととしておりました。しかしながら、昨今の気候の激しい変動や男女で別の制服を着用することへの抵抗など、様々な実態への適切な配慮は必要なことあります。

小中一貫校の開校が延期されている中で、新制服の導入も先延ばしにしていくことは、生徒の生活への配慮も先延ばしにすることとなります。こうした現状を考慮し、令和10年度には新制服を導入できるよう進めてまいります。

次に、コミュニティ・スクールの導入についてでございますが、現在、各小学校区には青少年を守る会や青少年を育てる会が組織されており、年度当初に校長が学校運営の基本方針を伝え、学校教育に対する協力を依頼しております。

また、青少年を守る会・育てる会は、あいさつ運動や交通指導といった子供たちの地域生活での安全面に関わる活動を行い、学区によっては、学校と連携してハイキングや農業体験など行事の運営等を行っております。現在、本町においてコミュニティ・スクールは導入されておりませんが、この青少年を守る会・育てる会は、その一端を担っている部分があります。

今後は、小中一貫校開校後、コミュニティ・スクールとしてスムーズに地域と学校との連携を図るため、現在の青少年を守る会・育てる会と学校との連携における課題等を整理しながら準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○ 6番（大崎暁美君）

それでは、中学校の新制服の導入から再質問いたします。

まずは、先ほど質問の中で、武豊町と南知多町の導入状況については話しましたが、知多管内でその他の市町の新制服の導入状況を教えてください。

○学校教育課指導主事（井上　東君）

御質問の知多管内の新制服の導入状況についてお答えします。

阿久比町を除く各市町において新制服が導入されております。また、予定になっております。

武豊町と南知多町を除くということで、ほかの市町についてですが、大府市、半田市、東浦町が令和5年度、東海市、常滑市が令和6年度、知多市が令和7年度に導入となっております。

○ 6番（大崎暁美君）

それでは、阿久比町以外は既に令和8年度までに導入が決まっているということですね。

先ほど答弁にありました令和10年度に導入は随分遅いなと感じてしまいますが、この令和10年度というのは、小中一貫校の開校が令和10年度だったことからか、それとも、今から始めてでも2年半くらい準備期間が必要で、そのため令和10年度になるのかお答えください。

○学校教育課指導主事（井上　東君）

御質問の令和10年度になぜ導入なのかというところなのですが、これは、当初開校年度に合わせてではなくて、今から準備を進める上で準備に必要な期間として確保した上で令和10年度の導入を予定しております。

○ 6番（大崎暁美君）

それでは、スケジュールのめどを立ててみて2年半ぐらいかかるなということだったと思います。

では、今後の2年半のスケジュールというか、予定をお聞かせください。

○学校教育課指導主事（井上　東君）

御質問の約2年半のスケジュールについてですが、あくまで現段階のスケジュール案としてお話しします。

本年度、令和7年度に衣料品店の意見交換、それから保護者、児童生徒等へのアンケートの実施と分析を行いたいと思います。それから、来年度、令和8年度ですが、保護者を入れた検討委員会を設置し、縫製方法だとか、あと制服イメージの検討であるだとか、それからメーカーの決定、そしてサンプルの確認、投票、新制服の決定まで来年度行っていきたいと思っております。令和9年度につきましては、保護者への案内や取扱店への説明をしっかりと行いまして、11月頃、採寸、販売が始まるという流れで行ついたらというふうに考えております。

○ 6番（大崎暁美君）

よく分かりました。

では、導入後、数年の間は現在の制服と混合になるかと思いますが、その後、全ての生徒が新制服に変わるという完了期間を設けますか。

○学校教育課指導主事（井上　東君）

新制服に変わる完了時期の設定についてですが、移行期間は設定しますが、何年間かというのは、今後、検討委員会でしっかりと検討していきたいと思っております。

○ 6番（大崎暁美君）

では、今回の新制服導入に合わせて、体操服、体育館シューズ、ジャージ、かばん等の変更は同時にすることを考えていますか。

○学校教育課指導主事（井上 東君）

その他の学用品の変更についてですが、制服に合わせて同時期にということは現在は考えておりません。ただ、小中一貫校の開校に合わせてそういうものも準備を進めていきたいというふうに考えております。

○6番（大崎暁美君）

制服について最後の質問となります。

新制服の導入は大変楽しみです。しかし、その反面、制服の購入は家計の大きな負担となります。

南知多町では、入学する家庭に入学のお祝いとして3万円を出しております。新制服の導入年度から入学する家庭にお祝い金を出すことを考えませんか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

新制服の検討についても、これからしっかりとやっていくということを申し上げました。

補助金については現在のところは検討しておりませんが、参考にさせていただきたいと思います。

○6番（大崎暁美君）

今回、他市町と比較してちょっと遅れるものの、学校再編を待たずに新制服を導入予定であるということで安心いたしました。

しかし、制服の購入は、先ほど話したとおり、御家庭にとっては大変な負担となります。負担軽減のために、メーカーとデザインを決める際には近隣市町の中学校で採用されている制服にするとかして数量を確保して価格を抑えることができると思いますし、現行制服と新制服の混合可能な移行期間を長く設定するなど、配慮していただけたらと思います。

また、全国には中学の制服を無償化している自治体もあります。時間はありますので、何かしら家庭への負担軽減についても検討していただけたらと思います。

次は、コミュニティ・スクールの再質問に移りたいと思います。

答弁にありました青少年を守る会・育てる会とコミュニティ・スクールとの相違点は何でしょうか。

○学校教育課指導主事（井上 東君）

青少年を守る会・育てる会とコミュニティ・スクールとの違いですが、まず、両者は、保護者、それから学校、地域が連携して子供たちを育成する組織というところは共通していると思います。

青少年を守る会・育てる会は、地域の子供たちの安全・安心に関する様々な取組ですとか、地域と触れ合える行事を行うということで、学校教育を支援することを主目的とする保護者、地域、学校でつくる組織であります。

一方、コミュニティ・スクールにつきましては、学校運営協議会を設置した学校のことで、先ほど大崎議員からありましたように、学校の教育目標や運営方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりするなど、そういうところの支援をするだけではなくて、保護者、地域が教育の当事者として学校運営に関わっていく、そういう組織であります。

○6番（大崎暁美君）

青少年を守る会・育てる会は、小学校の組織と先ほどお話がありましたが、中学校には青少年を守る会・育てる会のような組織はありますか。

○学校教育課指導主事（井上 東君）

中学校にはということですが、中学校は生徒指導推進連絡協議会というものを設置しております、生徒の健全育成、それから、各小学校や中学校などの様子、地域における児童生徒についての情報交換等を行っております。

また、学区会もありまして、学区会においては、地域の方に学校運営方針を伝え、年度末には学校評価アンケートの結果を基に意見をもらう機会をもらったりだとか、そういうことをしております。それが、小学校の青少年を守る会・育てる会のような組織であるのかなと思っております。

○6番（大崎暁美君）

では、設置がもう努力義務になっているコミュニティ・スクールですが、現在の全国での導入状況はどうでしょうか。コミュニティ・スクールの導入学校の数、導入自治体の数、また、その導入率を教えてください。

○学校教育課指導主事（井上 東君）

全国のコミュニティ・スクール導入学校数、自治体数、またその導入率についてですが、令和6年度の全国公立学校のコミュニティ・スクール導入学校数は、小、中、それから義務教育学校、合わせて2万7,474校中1万7,942校で、導入率は65.3%です。導入自治体数は、1,813自治体中1,449自治体で、導入率は79.9%となっております。これは、1校でも導入していればカウントされる数です。

○6番（大崎暁美君）

もう既に半数以上の学校が導入しているということですね。

では、コミュニティ・スクールの学校運営協議会に校長の基本方針を承認する、運営に意見が述べられる、教員の任用に意見が述べられるなど、従来の組織では考えられないような権限を持つのはなぜかと考えますか。

○学校教育課指導主事（井上 東君）

御質問のような権限を持つのはなぜかということですが、コミュニティ・スクールにつきましては、地域と共に学校をつくっていく、そういった必要がありますので、学校と保護者、そして地域の方が学校運営に関する目標だとか、それからビジョン、こういったものをしっかりと共有して、教育の当事者として学校運営に関わっていただかなければなりません。そのような権限を持っているのは、そのためであるというふうに考えております。

○6番（大崎暁美君）

それでは、美浜町ではなぜ開校年度が決まってもいないのに、コミュニティ・スクールを導入するのは小中一貫校後と決めているのでしょうか。開校前に進めていかないのはなぜか教えてください。

○学校教育課指導主事（井上 東君）

御質問のなぜ開校前に進めていかないのかということにつきましては、現時点では、青少年を守る会・育てる会ですとか学区会などが、各校を支える地域の組織、それらが学校運営に大変御協力いただいておりますので、各学校が閉校となり新しく小中一貫校が開校するときに導入していきたいというふうに考えております。

○6番（大崎暁美君）

それでは、どのようなスケジュールで準備していかれますか。

○学校教育課指導主事（井上 東君）

スケジュールにつきましては、開校年度が決まりましたら、設置に向けてしっかりと計画を立てて準備をしています。

○6番（大崎暁美君）

青少年を守る会・育てる会、そして学区会には、地域の住民として、また議員としても関わっております。会を通して多くの組織と住民が学校教育に携わっていて、子供たちの成長を地域で見守るすばらしい団体・会だと思っております。そして、そのような地域であることが誇りにも感じております。

しかし、もしそれぞれの地域で学校が閉校になったとき、そのモチベーションを継続していくのかと大変不安です。そのあたりはどのように考えますか。

○学校教育課指導主事（井上 東君）

子供たちの健全育成のために、様々な立場から学校に協力いただき感謝申し上げます。

それぞれの地域の学校が閉校となつても、地域の方々がその後、学校運営協議会や地域学校協働活動に御協力いただけるように、計画準備の時点でしっかりと説明等も行っていきたいというふうに考えております。

○6番（大崎暁美君）

これから働きかけで維持することが可能ということです。

ただ、ちょっと私、心配症なのか、今、学校に関わっている方の中には、自分が卒業した学校だから、自分の子供が卒業した学校だからという思いで活動されている方も見えると思います。

そこで、学校再編し、地域にあった学校が閉校したとき、地域の人たちが継続して学校と関わることができるよう、地域コーディネーター、地域学校協働活動推進員を閉校前に設置してはどうでしょうか。開校前に地域コーディネーターが学校と地域住民と円滑にコミュニケーションを取り、学校との橋渡し役となつていれば、新たな学校に各学校の地域の人たちがスムーズに加わって、コミュニティ・スクールが導入できるのではないかでしょうか。

地域コーディネーターの育成は始まっていますか。まだでしたら、今後の予定は。

○学校教育課指導主事（井上 東君）

地域コーディネーターの育成はというふうなところですが、現時点では、地域学校協働本部の設置に向けた地域コーディネーターの育成は行っておりませんが、今後、小中一貫校開校後のコミュニティ・スクールや地域学校協働活動に携わつていただける方には、県が行っております研修会に参加していただくなど、コーディネーターの力量向上をしっかりと図つていきたいというふうに考えております。

○6番（大崎暁美君）

コミュニティ・スクールの最後の質問です。

小中一貫校の校舎の中に、地域の人が集える、集まれる部屋、コミュニティールームをつくると当初聞いておりますが、その計画は変更ないですか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

小中一貫校整備基本構想の中で、そういった部屋をつくるというふうに記載をしてございます。こういった考えに変更はありません。地域の方に開かれたコミュニティースペースをしっかりとつくりていきたいと考えております。

○6番（大崎暁美君）

コミュニティ・スクールは、学校運営や学校の課題に対して広く保護者や地域住民の皆さんに参画できる仕組みです。当事者として子供の教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組が充実するとともに、子供、保護者、教員、住民に関わる全ての人に様々な魅力やメリットがあると考えます。

今回の答弁では、コミュニティ・スクールの導入は小中一貫校開校後のことですが、現在のそれぞれの学校を支えている地域の人たちが積極的に新たな学校に、そして教育に関わる、気軽に、そして集まれる学校になるよう開校に向けて働きかけを続けていただきたいと思っております。

それでは、このままごみ減量化の再質問に移ります。

答弁では、家庭から排出されたごみの量については着実に減っていますが、家庭系ごみの中に事業系のごみが入っているということはないですか。

○環境課長（百合草俊晴君）

各地区のごみ集積所でございますけれども、家庭から出るごみを収集するために設置がされております。事業所から出たごみというのは出すことができませんけれども、中には明らかに事業系のごみが出されているのを見受けることがあります。

○6番（大崎暁美君）

事業系のごみが入っているということが分かった時点で、その場合、どのような対応をしておりますか。

○環境課長（百合草俊晴君）

そのような事業系のごみを発見した場合、直接事業所に出向きまして、適正に処理していただきますよう指導しております。具体的には、ゆめくりんであったり、知多南部クリーンセンター内の中継施設へ直接搬入いただくか、あるいは廃棄物処理業者への依頼により処理する方法について説明をしております。

○6番（大崎暁美君）

事業系ごみの混入を未然に防ぐために、例えば商工会へ事業所のごみの処理方法についてとか、説明をされているということはないですか。

○環境課長（百合草俊晴君）

たまたまこの夏、そういったごみが多く見受けられました。そういった状況もございまして、美浜町の商工会と美浜町の観光協会に御協力を得まして、それぞれ加入されている各事業所様に宛てて改めて注意を促すチラシの配布を8月末に依頼したところでございます。

○6番（大崎暁美君）

それでは、答弁にありましたリサイクル率についてお聞きします。

答弁では、昨年度は22.6%だったということですが、ごみ減量化実施計画では、家庭系ごみのリサイクル率は27.2%以上を目指しています。ごみ減量化実施計画を策定した令和3年度の25.2%より悪くなっていますが、考えられる理由は何でしょうか。

○環境課長（百合草俊晴君）

理由でございます。

まず、ごみ全体、総ごみの排出量というのは減少傾向になっておりますが、同様に、総資源化量というのも減少となっております。議員がおっしゃられるように、その割合であるリサイクル率も年度によって上下がありますけれども、令和6年度は22.6%と低下しております。

令和3年度より始まりました可燃ごみ処理の有料化に伴いまして向上した分別の意識が、数年経過しまして徐々に慣れといいますか、意識の低下により分別が徹底できていないというところも一つの要因と考えております。

一方で、民間の事業者さんが設置いただいているリサイクルステーション、そちらへ資源として出される住民の方が随分増えてきているというのを感じております。衛生組合によるごみの処理量、資源化量の集計に含まれない部分が随分増えてきているということも影響があるのではと推測をしております。

○6番（大崎暁美君）

確かに、私も商業施設の中にある駐車場にありますエコステーションを持っていく機会が最近増えております。資源ごみの量は正確には出せないということですね。

では、令和3年4月から始まった木・竹・草類の推移はどうでしょうか。

○環境課長（百合草俊晴君）

木と竹、草をまとめました搬入量となりますけれども、令和3年度が578トン、令和4年度が614トン、令和5

年度が543トン、そして令和6年度が607トンということで、年度によって増減が見受けられる状況でございます。

○6番（大崎暁美君）

それでは、その木・竹・草類のリサイクルへの費用はどのようにかかっていますか。

○環境課長（百合草俊晴君）

知多南部クリーンセンターにおきまして、リサイクルを目的としました木・竹・草の直接搬入、家庭系については無料で受入れをしております。

一時クリーンセンターでストックした後に、武豊町にあります民間施設に運搬して処理をしております。この運搬する費用と堆肥化とかバイオマスの発電用燃料にリサイクルするためのチップ化、破碎とか選別といった中間処理の費用、こちらを知多南部衛生組合において支出をしておると聞いております。

○6番（大崎暁美君）

処理するには、運搬費用と中間処理の費用がかかっているということですね。

今回質問するに当たり、いろいろな自治体のホームページでごみ減量化の取組を調べてみました。隣町の武豊町では、剪定枝破碎機の貸出しを行っております。破碎した枝や葉は、ウッドチップとして自身の庭の畑やマルチングや堆肥の材料として再利用できますので、クリーンセンターに持っていくことはなくなるのではと思います。

美浜町も貸出しをしてみてはどうでしょうか。もしくは購入に対して補助金を出してはどうでしょうか。

○環境課長（百合草俊晴君）

剪定枝の破碎機の貸出事業のお話だと思います。武豊町では、令和3年度より貸出しの事業を始められまして、好評というふうにお聞きをしております。

本町において、まずはクリーンセンターへの搬入状況の分析から始めまして、利用者のニーズを把握した上で貸出制度や購入の補助の導入検討をしてまいりたいと思います。

○6番（大崎暁美君）

ぜひ検討していただきたいと思います。

また、武豊町をはじめとする多くの自治体がおいくらという不用品を一括査定するサービスと連携していて、不用品をごみにしない取組をしています。今、空き家が増える中、家財の処分方法として、廃棄ではなくリユースを進めることでごみ減量循環型社会の実現になるかと思いますので、ぜひリユースプラットフォームおいくらとの連携も検討していただきたいと思います。

次の質問ですが、可燃ごみの組成調査についてです。

家庭の可燃ごみについて組成調査をしていますか。その場合、分別すべきごみがどのくらい入っていますか。

○環境課長（百合草俊晴君）

毎年、ごみ集積所に出されました家庭から出た可燃ごみ、東部地区1か所、西部地区1か所、それぞれ40袋をサンプルとしまして内容物の調査をしております。結果については、毎年同一の傾向でなく違いがございますが、例えば、令和7年2月に実施しました調査では、どちらの地区も紙布類の割合が最も多く、5割前後、またプラスチック製容器包装は2割前後となっておりまして、分別することで資源化が可能なごみが多く含まれているということが分かる結果となっております。

○6番（大崎暁美君）

まだまだ分別し、可燃ごみを減らすということが可能ということですね。

では逆に、分別されたプラスチック製容器包装やミックスペーパーの袋の中に異物が入っているということは

ないですか。

○環境課長（百合草俊晴君）

本町では、プラスチック製容器包装とミックスペーパーを分別して出していただいております。プラスチック製容器包装には、一番多いのがプラスチック製品、硬質プラスチック、硬いプラスチック、そしてミックスペーパーには、生ごみも含めまして可燃ごみ、そして、こちらも同じくプラスチック製品、例えばビーチサンダルとかその辺の混入が多いというふうで聞いております。

○6番（大崎暁美君）

では、異物が入っていた場合、その異物はどのように処理されますか。

○環境課長（百合草俊晴君）

収集したプラスチック製容器包装とミックスペーパー、武豊にある中間処理施設に搬入しております。そちらで選別作業を手作業でやっております。手作業で取り除かれました異物は、それぞれ適正に処理ができます。例えば、ゆめくりん等の施設にそこから搬送され、処分がされております。

○6番（大崎暁美君）

本来可燃ごみに入れられるものが一旦中間処理施設に運ばれて、そこで取り除かれてゆめくりんに運ばれるとということは、間違った分別で一手間、二手間をかけてしまっているということです。

次は、生ごみの処理について伺います。

生ごみを自宅で処理するコンポストや電動生ごみ処理機の購入への補助事業は、どのくらい利用されていますか。

○環境課長（百合草俊晴君）

美浜町で生ごみ堆肥化容器と電動生ごみ処理機の補助をやっております。

生ごみ堆肥化容器、コンポストですね、補助実績でございますが、令和4年度は13基、令和5年度が14基、そして令和6年度が5基でございます。また、電動生ごみ処理機の補助実績ですが、令和4年度が2台、令和5年度が11台、令和6年度が11台でございました。

○6番（大崎暁美君）

今、電動生ごみ処理機というのがとても人気なんだなということが分かりました。電動生ごみ処理機を使うとごみの量が7分の1、10分の1になると聞いておりますので、その後、もしごみとして出してもごみの減量につながります。

では、可燃ごみの指定ごみ袋に「燃やすしかないごみ」と表記する自治体が増えてますが、美浜町も次回製作時に変更してみてはどうでしょうか。

○環境課長（百合草俊晴君）

知多地域でも、表現は違いますけれども、大府市さんと武豊町さんが取り組んでおられると聞いております。

既に始められた市町村からその導入の効果について情報収集して検証してまいりたいと思いますけれども、現段階での変更については具体的な計画はしておりませんので、よろしくお願いします。

○6番（大崎暁美君）

では、資源ごみについて伺います。

アルミ缶など金属類、新聞・雑誌等は町に収益をもたらすと思いますが、逆に処理費用もかかっていると思います。実際の収支はどのようになっていますか。

○環境課長（百合草俊晴君）

品目によりまして、収集・運搬に係る費用、選別であったりプレス等の処理をする費用、そして、機器のメンテナンス費用、処分先への運搬費用など、必要な経費が品目によって異なります。

また、業者さんへの業務の委託の有無などの状況も違いますものですから、それぞれの品目ごとで収支を算出するというのはちょっと困難ではございますが、現在、買取り価格が比較的高値でありますアルミ缶とペットボトル、それらの一部の品目についてはプラスの収支となっておると聞いております。

○6番（大寄暁美君）

アルミ缶はそうかなと思っていましたけれども、ペットボトルも高値で買い取られるというのは結構意外でした。それでは、アルミ缶やペットボトルはできるだけ美浜町の資源ごみに出したいと思っております。

では、最後の質問です。

今、民間でエコステーション、リサイクルステーションなど設置されているところが幾つかありますが、どのような仕組みで運営されているのでしょうか。

○環境課長（百合草俊晴君）

商業施設の駐車場内などに設置されました民間のエコステーション、リサイクルステーションでございますけれども、こちらは、廃棄物でなく資源物を収集する拠点でございます。収集された資源物は、それぞれ知多南部衛生組合に搬入されるものではなくて、設置された事業所さんによって処理、リサイクルがされております。受入れ可能な品目などはステーションによって違いがございますので、それぞれの受入れルールに従って御利用をいただければと思います。

○6番（大寄暁美君）

正しく分別することは、買い取られる資源ごみを増やして効率的に処理ができるということで、再分別作業などに余分な作業や費用がかからない、財政負担の軽減になって同時に循環型社会を構築することとなります。そのためには、住民の方々一人一人がごみ減量への意識を高め、正しく分別をしてルールを守って出すことが大切です。今後も、ごみ減量化の周知や啓発に努めていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終えたいと思います。

○議長（野田増男君）

以上をもって、大寄暁美議員の質問を終わります。大寄暁美議員は自席に戻ってください。

[6番 大寄暁美君 降席]

○議長（野田増男君）

ここで、換気のため休憩を取ります。再開を3時45分とします。

[午後3時34分 休憩]

[午後3時45分 再開]

○議長（野田増男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 都筑新悟議員の質問を許可いたします。都筑新悟議員、質問してください。

[5番 都筑新悟君 登席]

○5番（都筑新悟君）

皆さん、こんにちは。美浜みらい所属、都筑新悟です。

9月に入りましたが、秋の季節の訪れというにはまだまだ暑い日が続いています。しかし、時は流れ季節は移り変わっていくものです。夏の風物詩でもある熱戦の非常に多かった高校野球、夏の甲子園も終わり、先月8月

15日には戦後80年の終戦の日を迎えました。この戦後80年という節目の年に、私が未来へと願うこと、それは、人と人とが傷つけ合うことなく笑って暮らせる未来、平和で笑顔が絶えない未来、人と人とが手と手を携え協力し、懸命に生きてほしいという願いです。我が町の明るい未来を思い描きながら、今回の一般質問をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、先ほど議長から許可をいただきましたので、一般質問通告書に従って一般質問をさせていただきます。

まず初めに、大きな項目の1つ目、知多奥田駅周辺の整備についての質問をいたします。

これからも美浜町を住みよい町として維持していくためには、地域の活性化、交流人口や定住人口の増加を図っていくことは不可欠であり、現在減少傾向にある我が町の人口、若者の都市部への移住に、何かしらの打開策を見いだし実行し、人口増加へとつながるような住みよい町にすることが、政治に携わっている者の責務であるとともに、地域の活性化、交流・定住人口の増加へとつながると考えます。

そこで今回、高校、大学、さらには陸上競技場のある奥田駅周辺の活性化について質問させていただきます。

1点目、美浜奥田土地区画整理事業の現況は。

まずはモニターを御覧ください。

こちらの資料は、平成13年当時の奥田地区における土地利用計画図になります。美浜奥田土地区画整理事業検討委員会が平成6年に設立され、地権者説明会、区画整理事業、現況測量、区画整理設計、市街化区域編入協議などが行われ、平成24年に知多奥田駅駅前の周辺の整備構想がなされてきたと思いますが、現在の状況はどのようにになっていますか。

2点目、今後の整備予定は。

現在、美浜町運動公園整備事業が着々と整備されていますが、本町では、これからのお多奥田駅前周辺の未来予想図をどのように構想されていますか。

次に、大きな項目の2つ目、本町の公園整備についての質問に移ります。

近年、近隣の市町において公園の整備が進められ、きちんと整備された公園には多くの人々が訪れ、子供たちが遊んでいたりお年寄りがくつろいでいる光景をよく目にしますが、本町の公園の中には、整備がきちんとなされず、老朽化が進んでいる公園がたくさん見受けられます。そこで、本町における公園はどのように整備されているのかについて質問します。

1点目、本町の管理している公園施設の点検周期は。

本町では、令和6年度に少子高齢化や多様性社会への変化に対応するため、多世代が集まるレクリエーションの場となるような公園再編がなされました。そこで、公園再編後の様子と公園の遊具やフェンス等の点検について、点検期間を含め、どのように実施されているのかお聞きします。

2点目、公園の整備計画は。

まずはモニターを御覧ください。

こちらは、奥田地区内にある奥田北ふれあい公園の写真になります。現在、美浜町内には複数の公園がありますが、公園施設の老朽化、多世代利用者への対応、防災拠点としての設備強化や地域の交流拠点としての機能向上、多様なニーズへの対応など、様々な課題が考えられます。

では、次のモニターを御覧ください。

こちら、奥田北ふれあい公園内の老朽化の進んだフェンス、トイレ、老朽化のため壊れた手洗い場の写真になります。こちらの写真のような老朽化が進んでいる公園をきちんと整備し、住民の活動の場、憩いの場とし、地

域の活性化、防災機能の向上を図っていく意味でも、公園整備は速やかになされなければならないと考えます。本町の公園には、公園内を照らす明かりすらない公園もあり、子供たちが安心して遊べる場所として防犯対策を含めた公園の整備は、地域コミュニティーの形成の上でも本町の責務であるとの観点から、老朽化が進む公園について整備する考えを伺います。

次に、大きな項目の3点目、学校再編についての質問に移ります。

現在、本町では小中一貫校整備事業計画が進められていますが、第一に考えるべきは学校で学ぶ子供たちのことであり、児童生徒数減少に伴う適正規模を考慮した学校再編が最優先であると考えます。そこで今回、このまま小中一貫という方向性のまま進むのか、小中一貫にこだわらず学校再編に重きを置いて進むのかについて質問いたします。

1点目、小中一貫校建設に要す事業費について。

当初の小中一貫校建設費用は60億円程度の予算との説明でしたが、その後、候補地を日本福祉大学敷地内に建設する計画案とし計画されましたが、建設費用が100億円以上となるため、再度計画を練り直すこととなり、大幅な事業計画の遅れを伴うこととなりました。

現在、候補地調査が再度なされているわけですが、調査が行われている建設候補地調査の結果、幾らまでなら建設し、もしくは幾らなら建設しないといった建設に要する事業費のめどを立てているのか伺います。

2点目、小学校、中学校それぞれの学校再編という選択肢は。

以前、小学校と中学校それぞれで学校再編をし、その後に小中一貫校にすると児童生徒の負担が増えるため、一度で小中一貫校としたいとの回答がありました。小中一貫校計画がここまで先延ばし先延ばしされ、このような状況では、児童生徒並びに教員、保護者の不安は募るばかりです。そこで今後、小中一貫にこだわらず、小学校、中学校別々に学校再編を行うことも考えているのかについて伺います。

3点目、学校再編がなされた後の既存の学校施設の管理は。

現在、学校の体育館や運動場を多世代の様々な方が、いろいろな用途で利用されていますが、今後、学校再編が進み、学校施設が学びの場という使命を終えるとき、それぞれの既存の学校施設の管理をどのようにしていくお考えであるのか伺います。

以上で、私からの壇上での質問を終わります。明確な御答弁のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（野田増男君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

都筑新悟議員の御質問にお答えいたします。

私からは知多奥田駅周辺の整備について、本町の公園整備について及び学校再編についての学校再編がなされた後の既存の学校施設の管理はの御質問にお答えし、学校再編についての小中一貫校建設に要する事業費について及び小学校、中学校それぞれの学校再編という選択肢はについては、教育部長から答弁申し上げますので、よろしくお願ひします。

初めに、知多奥田駅周辺の整備についての御質問の1点目、美浜奥田土地区画整理事業の現況は及び御質問の2点目、今後の整備予定はについては、関連がございますので、併せてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、平成6年度に土地区画整理事業検討委員会が設立されて以降、各種協議、検討を進めてまいりましたが、人口減少による宅地需要の低下で事業費の確保が困難なことから、事業化には至りませんで

した。現在、駅東側については、駅前周辺整備の一環として運動公園の整備を進めており、駅西側についても整備を進めるべき区域と位置づけており、現在、愛知県と定期的に相談しながら、土地区画整理事業に代わる整備手法について検討を進めています。

知多奥田駅周辺の未来予想図といたしましては、山王川の改修と知多西部線の開通を目指すとともに、運動公園を起爆剤に、新たな需要の掘り起こしを進めながら、関連施設や生活利便施設の立地・誘導を図ることで、駅前にふさわしい活気ある地域を目指したいと考えております。

次に、本町の公園整備についての御質問の1点目、本町の管理している公園施設の点検期間、周期はについてでございますが、公園再編後の様子については、位置づけが児童のための公園ではなくなったことで、大人の方も利用しやすくなったのではと思いますが、施設の配置状況等は再編前と特に変化はございません。

公園施設の点検周期でございますが、遊具につきましては、一般社団法人日本公園施設業協会が定める遊具の安全に関する規準に基づく点検を半年ごとに行っており、遊具以外の施設につきましては、職員の見回り等により隨時行っております。

次に、御質問の2点目、公園の整備計画についてでございますが、地域の実情を考慮しながら、議員おっしゃるとおり、多世代が集い、災害時の避難場所や健康づくりの場所として必要な整備を進めていけたらと考えております。

次に、学校再編についての御質問の3点目、学校再編がなされた後の既存の学校施設の管理はについてでございますが、学校施設の利活用につきましては、使用する用途により管理が異なります。これまで申し上げておりますように、体育館、グラウンドについては、住民のためのスポーツ施設や災害時の避難所として、また、校舎につきましては、民間企業に売却、譲渡していく方向性に変わりはございませんので、よろしくお願ひいたします。

私からの壇上での答弁は以上でございます。

[降 壇]

○教育部長（谷川雅啓君）

次に、学校再編についての御質問の1点目、小中一貫校建設に要する事業費についてでございますが、現在、概算事業費のほか、利用可能な補助金や起債等の検討も含めて調査しております。建設に要する事業費や事業費のめどを立てているのかという御質問でございますが、事業費が幾らになるかということではなく、幾らなら返していくかが重要であると考えており、毎年の借金、借入金額の返済額のめどとして、年間約1億7,000万円程度の返済金であれば実現可能であると考えております。

次に、御質問の2点目、小学校、中学校それぞれの学校再編という選択肢はについてでございますが、これまで申し上げておりますように、加速化する児童生徒の減少を見据え、小中学校の単なる統廃合ではなく、本町の特色を生かした魅力ある小中一貫校を目指してまいりたいと考えております。小学校、中学校それぞれ学校再編するということは、現在は検討しておりませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（野田増男君）

再質問はありますか。

○5番（都筑新悟君）

それでは、項目順に再質問のほうをさせていただきますので、よろしくお願ひします。

まず初めに、項目の1つ目、知多奥田駅周辺の整備についての再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で、愛知県と定期的に相談しながら土地区画整理事業に代わる整備手法について検討を進めてい

ることですが、どういった内容の整備手法を検討されていますか。

○都市整備課長（平野和紀君）

やはり、区画整理ができれば一番よいのですが、先ほど町長答弁でも申し上げましたとおり、宅地需要の低下で事業費の確保ができず、そこに公的資金も投入することも町の財政的にも非常に厳しいと考えております。そのため現状といたしましては民間資金に頼るしかいため、民間による商業施設等の開発が誘導できないか、関係する民間企業の御意見を伺ったり、仮に民間開発が実現した場合の法規制等の取扱いについて、勉強会等を行っております。

○5番（都筑新悟君）

愛知県と定期的に相談しているとの答弁でしたので、土地区画整理が難しいのであれば、愛知県主導による整備事業計画を立ててもらうことはできませんか。

○都市整備課長（平野和紀君）

担当レベルでは、愛知県さんに事業を何かやってくださいよというような話はするんですけども、なかなか現実に愛知県のほうで何らかの事業を行うということは、現時点ではないと考えております。

○5番（都筑新悟君）

分かりました。

土地区画整理は難しいということですので、行政からの民間への複合商業施設の積極的な誘致、民間開発のアプローチなど、愛知県と協力し実現できるよう、よろしくお願ひいたします。

では、次の質問に移ります。

現在、運動公園の整備を進めているとのことで、まずは運動公園陸上競技場がオープンし、多くの方が訪れるようになりました。運動公園の整備が進む中で、地元住民の多くの方が望んでいた経済効果、この経済効果は何か形として現れていますか。

○都市整備課長（平野和紀君）

なかなか形を説明するのはちょっと難しいですけれども、陸上競技場と交流広場につきましては、昨年度のオープン以降、各種大会や合宿、イベント等が行われ、多くの方が訪れるようになり、直接な経済効果といたしましては、地元旅館、飲食店にも弁当の注文等が入るようになるなど、一定の経済効果は現れていると思っております。

さらには現在、山王川の対岸のほうで進めしております、のまっキーをモチーフにした大型複合遊具を配置した遊具広場等も来年度オープンする予定でございますので、地域の方も、より多く利用していただけるのではないかと期待しております。

○5番（都筑新悟君）

分かりました。

来年度には、遊具広場もオープン予定であり、今後、さらなる交流人口は望めると思いますので、誰の目から見ても経済効果が現れ、感じられる計画を、地域住民の期待も含め要望しておきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

山王川の改修と知多西部線の開通を目指すとの回答ですが、いついつまでにといったおおよその改修、開通年度は想定されていますか。

○産業建設部長（茶谷昇司君）

山王川と知多西部線の事業主体は、いずれも愛知県になりますので、本町からは早期の事業化を今後も継続的

に要望してまいりますが、改修時期、開通時期につきましては、現時点では未定でございますので、想定はできておりません。

○5番（都筑新悟君）

分かりました。

では、知多奥田駅周辺の未来予想図として、最近、あらゆる地域で人気のある、経済効果や交流人口の増加が望める特産物を集めた道の駅を、知多西部線とともに開設する構想はありますか。

○産業建設部長（茶谷昇司君）

道の駅の構想ですが、これまでいろいろな大型事業も進めておりまして、ちょっと現時点では、財政的には厳しいかなということで、道の駅については想定しておりません。

○5番（都筑新悟君）

分かりました。

山王川の改修においては防災対策の面、また、知多西部線においては美浜町運動公園の交通の便ということも念頭に、早期に実現されるべく引き続き愛知県への要望のほど、よろしくお願ひいたしたいと思います。

では続いて、2点目の本町の公園整備についての再質問へ移らせていただきます。

公園再編後も、再編前と特に変化はないとの答弁ですが、私も以前、公園再編住民説明会に参加させてもらいましたが、そもそも公園再編の意図はどのようなところにあり、今後、どのように再編していく構想ですか。お答えください。

○都市整備課長（平野和紀君）

こちらは住民説明会でも御説明申し上げましたが、団塊ジュニアと呼ばれる世代が子供だった頃の昭和50年代前半頃に、美浜町でも多くの児童遊園とちびっ子広場が整備されました。しかしながら、これらの公園は児童福祉法に基づく児童厚生施設としての位置づけのため、基準があり、必ず遊具とトイレを設置する必要がありました。公園にはもう一つ種類がございまして、都市公園法に基づく運動公園や総合公園のような都市公園がございます。こちらは、いわゆる子供から高齢者まで、どなたでも利用できる公園で、児童福祉施設のような基準はございません。

そのような状況の中で、今回再編計画では、児童厚生施設の位置づけを廃止し、都市公園の基準を満たす公園は都市公園、満たさない公園は都市公園に準ずる公園として、ふれあい公園としました。児童厚生施設の位置づけを廃止したことで、再編前まではどの公園も同じように遊具を設置しなければなりませんでしたが、現時点では特に変化はないのですが、将来的にはその地域の事情に応じて、平時は地域の憩いの場、災害時には一時的な避難場所として利用できるよう、必要な施設を配置できたらと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○5番（都筑新悟君）

分かりました。

公園を災害時の避難場所として利用できるようにすることは、昨今の災害事例を見ましても急務であると考えます。また、10月に行う奥田地区での防災訓練においても、奥田北ふれあい公園は避難訓練のいっぽき避難場所となっておりますので、早期の事業計画のほどを要望しておきます。

次の質問に移ります。

遊具については半年前に行い、遊具以外の施設については職員の見回り等により随時行っているとの答弁でしたが、モニターに映し出されている資料で御覧のとおり、もう一度モニターいいですか、トイレ、手洗い、フェンス等、老朽化が進んでぼろぼろであります。まだ、この手洗いのように使用できなくなる前に、老朽化が進む

公園を整備していく計画はありますか。

○都市整備課長（平野和紀君）

老朽化を放置しますと事故につながるおそれがありますので、速やかに更新や、場合によっては撤去する必要があると考えております。しかしながら、現状といたしましては点検した結果、問題がなければ利用していただきおり、予算に限りもございますので、老朽化の度合いから優先順位を定めた中で、随時、補修・更新等の整備を進めてまいりたいと考えております。

○5番（都筑新悟君）

分かりました。よろしくお願ひします。

美浜町のありとあらゆるもの的老朽化が進んでおり、財政上、予算的にも厳しいことは重々承知しております。しかしながら、使用不可能となる前に、必要なものについては必ずきちんと整備を行ってもらわねば困るを考えますので、よろしくお願ひいたします。

では、次の質問に移ります。

災害時の避難場所としての必要な整備を進めていけたらとの答弁でしたので、モニターのトイレ外観を見ても分かるように、壁がブロックで建てられている非常に強度の弱い造りで、災害時に崩壊する危険がありますが、災害時でも耐えられるようなトイレを整備する計画はありませんか。

○都市整備課長（平野和紀君）

議員おっしゃるとおり、老朽化したトイレにつきましても、先ほどの答弁と同様にはなるんすけれども、地域の実情や老朽度の度合いを踏まえながら、優先順位を定めて随時更新をしていきたいと考えております。

○5番（都筑新悟君）

では、老朽化したトイレについて随時更新をしていきたいとのことですので、更新される際に、和式のいわゆるぼっとん便所を洋式トイレや水洗トイレと交換していくという考え方でよろしいですか。

○都市整備課長（平野和紀君）

当然、今、子供さんも洋式しか使えないという方が多いと思いますけれども、洋式にする場合は、浄化槽の設置が必要なですから、浄化槽の設置をしますと結構費用がかかりますので、その辺も含めて地域の実情を見ながら必要なところには予算をつけてお認めいただいて、また、整備のほうを進めていけたらと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○5番（都筑新悟君）

分かりました。よろしくお願ひします。

よく公園周りを散歩している方を見かけますので、そういう方々や子供たちがトイレに行きたくなつた際、気軽に公園内のトイレに足を運べるような公園トイレにしてあげてもらえたらいいと思いますので、よろしくお願ひします。

では、次の質問に移ります。

公園内の草刈りなどの維持管理は、奥田地区では区会さんが行っていますが、公園内から道路へ飛び出た樹木も多々見受けられます。これら樹木の伐採等は、管理者である本町で行うべきではありませんか。

○都市整備課長（平野和紀君）

公園の草刈りの現状でございますが、都市公園につきましては、公園管理の専属の会計年度職員というのを採用しております、町職員として直接行っております。ふれあい公園につきましては、地元区等、地域にお願いをしております。

奥田地区につきましては、先ほど都筑議員のおっしゃるとおり、区会でやっていただいているようですが、草刈りや軽微な樹木の伐採、剪定は引き続き地域でお願いできたらと考えており、自力で対応できないような高い場所の伐採等については、現在も町のほうで対処しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○5番（都筑新悟君）

では、人力では対応できないような高い場所への伐採等については、現在も町のほうで対処していることですが、現在でも公園から道路などへ飛び出している樹木がありますが、そのような樹木の伐採は定期的に伐採されているのかどうか伺います。

○都市整備課長（平野和紀君）

定期的には行っていないのですけれども、例えば近隣から、例えば民地の屋根とかにかかっていたりだとか、あと電線だとかそういうのにかかっている場合は、業者に委託して、高所作業車で切ったりすることはやっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○5番（都筑新悟君）

分かりました。よろしくお願ひします。

では、次の質間に移ります。

本町の公園には外灯すらなく、日没後に真っ暗となる公園も多々あり、防犯対策も兼ね、災害時、非常用電源となる太陽光発電による公園内や公園周りを照らす外灯を設置する考えはありませんか。

○都市整備課長（平野和紀君）

そもそも、もともとの旧児童遊園やちびっ子広場につきましては、夜利用する想定をしておりませんでしたので、現在、外灯の設置はございませんが、議員おっしゃるとおり、防犯対策としての必要性は感じております。ただ一方で、公園が夜、明るくなることで夜間に人が集まり、近所への騒音被害等の懸念もございますので、まずは地域の実情や意向を十分に把握しながら検討したいと考えております。

太陽光についても安価ではできるんですけども、その辺も含めて検討したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○5番（都筑新悟君）

災害時に非常用電源が使用でき、夜間でも明るくできることを望みますが、平時においては公園を夜中中明るくしてほしいということではなく、日没が早い時期など、暗くなった公園内で遊んでいる子供たちを見かけることがあるので、そういう子供たちがせめて夕方6時ぐらいまで公園内で遊べるよう、明るく照らしてあげてほしいという意味ですが、どのように考えられますか。

○都市整備課長（平野和紀君）

その場合ですと、電気を引く必要がありますので、あと時間によってはタイマーで時間になつたら消えるようなこともできますので、その辺も含めて地域の実情、あと地域の要望を把握しながら検討はしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○5番（都筑新悟君）

分かりました。

では、次の質間に移ります。

公園を災害時の避難場所として必要な整備を進めていくとの答弁でしたので、近隣の自治体では、災害時に備え、公園を防災施設とし、整備されている自治体もありますが、現時点で、本町の公園で、災害時、水を供給する耐震性貯水槽、炊き出しや暖を取るためのかまどベンチ、仮設トイレとなる防災トイレなど、避難場所と

して使用できるような防災施設を兼ね備えた公園はありますか。

○都市整備課長（平野和紀君）

現在、町の地域防災計画では、総合公園と運動公園が指定避難所となっております。運動公園につきましては、昨年度、交流広場にかまどベンチと、テントが張れる小型の複合遊具を設置しております。また、河和台と美浜緑苑の公園には、地元区が管理する防災倉庫が設置されております。

○5番（都筑新悟君）

分かりました。

今後、公園という場所が地域住民の憩いの場、また、災害時の避難場所としてきちんと機能するよう整備計画を立て実行されることをよろしくお願いします。

では、次の質問へと移りたいと思います。

次に、項目の3点目、学校再編についての再質問に移らせていただきたいと思います。済みません、順不同になりますが、質問の3点目からいかせてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

校舎は民間企業に売却、譲渡していくとの答弁でしたが、駐車場や校舎の建てられている土地、校舎の修繕費についてはどのようにする考えですか。

○総務部長（宮原佳伸君）

あくまで学校それぞれそのときによって変わってくると思いますけれども、民間企業に売却、譲渡した場所については、当然その民間企業が担っていくということになります。

○5番（都筑新悟君）

分かりました。

では、学校のプールはどのように活用していくお考えですか。

○総務部長（宮原佳伸君）

プールについては、地域でも活用の方法が恐らくない。企業についてもプールを下さいというところはなかなかないと思いますので、プールについてはなかなか譲渡が難しいのかなと。ですので、かといって地域で使うわけにもいかず、維持していくにはお金もかかるということで、そのまま、現状のまま置いておくという格好になろうかと思います。

○5番（都筑新悟君）

そうですね、養殖とか何か利用できればいいと思いますけれども。分かりました。

では、次の質問に移ります。

体育館、グラウンドについては、スポーツ施設や災害時の避難場所として利活用していくことでお聞きします。現在、学校の体育館やグラウンドは、休日、祝日、また夜間、多くの利用者が利用されていますが、学校施設でなくなった場合に、体育館、グラウンドの平日の利用も可能であると考えてよろしいですか。

○生涯学習課長（戸田典博君）

議員おっしゃるとおり、現在、多くの方が各小中学校のグラウンド、体育館につきまして、また、美浜町運動施設を活用していただきまして、御自身の健康づくりに努めさせていただいております。

現在、河和南部小学校跡地におきましては、令和4年4月から美浜町運動施設といたしまして、南部グランドにつきましては、休日なしで午前7時から日没まで利用でき、また、南部体育館につきましては、月曜日と年末年始が休日になりますが、それ以外の日につきましては、午前9時から午後9時30分まで活用していただけます。

今後においては、閉校した学校の跡地を利用していただける団体と、基本的には平日の利用もできるスポーツ

施設としてグラウンド、体育館が利用できるよう調節をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○5番（都筑新悟君）

分かりました。

では次に、現在の学校施設には、グラウンドを借用して使用していたり駐車場を借用して使用しているところも見受けられますが、これらの借用地は学校施設でなくなった場合、どのようにしていくお考えですか。

○総務部長（宮原佳伸君）

それも相手がある話ですので、そういった新しい利用形態が出てきた際に、地主さんと協議するということになろうかと思います。

○5番（都筑新悟君）

分かりました。

これで3項目めの質問を終わって、質問の1項目めに移りたいと思います。

まず、質問の1点目。小中一貫校建設に要する事業費について、事業費が幾らになるかということではなくという答弁でしたが、幾らまでなら建設、もしくは幾らなら建設しないという予算的な建設に要する事業費を、めどを立てていないということでおろしいでしょうか。

○町長（八谷充則君）

当然、幾らまでなら返せるということをはじく前提として、幾らかかるということは計算をしております。そして、それに対して補助金が幾らもらえるのか、そしてその補助金に対して、いわゆる交付税というものがどれだけもらえるのかということについても計算した上で、実際に町が借り入れる額は幾らなのか、そして、それに対して交付税が来る場合には、その交付税を除いた分、実際に町が支払っていく額は幾らになるのかということを計算しております。それについては、既に去年やった計画調査、あれで大体平米当たり50万円、物価スライドを考えて、かかるであろうという額が示されております。さらに、必要となる学校の面積、これも示されております。さらに、体育館の面積も示されておりますので、掛け算をすると、大体学校整備に幾らかかるというものは出てまいります。

これは、どこに建てても同じですけれども、ただ、中学校に造る場合は中学校の体育館を利用できますので、大きな体育館は改めて造る必要はない。ただ、小学校の体育館は造る必要がありますので、その分面積が小さくなっていますので、いわゆる中学校に造る場合と、それ以外に造る場合では、大体育館にかかる分の整備費が単純に変わってくるということになります。

それから周辺整備、これが幾らかかるのかということもまだまだ精査し切れておりませんけれども、かかっております。

今、中学校につきましては、いわゆる今ある校舎を壊しながら、新しい校舎を造っていくということではなくて、新しい校舎を造っていく、そして、できたら古い校舎を壊していくという形、いわゆる仮設校舎を造らない形で建設ができるような、事業費が相当増えてまいりますので、そうした形の検討をしております。

ただ、それにしても、いわゆる駐車場の整備であったりグラウンドの整備であったり、あるいは既設の校舎、最終的には取り壊すものですから、それが幾らかかるのか、それに対して交付税は幾ら来るのか。これは、そうしたことも全て計算をしておりまして、今のところでいきますと、いわゆる中学校の中で造る分については、およそですけれども、いくであろう。いくであろうというのは、当初33億円ぐらいを借りる予定という、この場合の額が1億7,000万円ぐらいだったというふうに記憶しておりますけれども、これが相当程度抑えられると

いうことで今はじいております。

最終的に、グラウンド整備は幾らかかるとかというのは精査し切れておりませんので、ちょっと数字を出すのはやめておこうかなと思うわけですけれども、かなり安く上がるであろうと思っておりますし、大学の北側グラウンド、こちらを使用した場合でも50万円の単価でいけば、余裕がまだあるであろうと思っておりますけれども、ただ、これも先ほどの答弁で申し上げたように、いわゆる調整池というものの扱いが非常にまだちょっと見えておりませんで、これがいわゆるそもそも調整池のところに立つかという問題、調整池があってもほかに調整池を整備すればいいとなった場合に、それが幾らかかるのか、その場所があるのかといった問題、これらについて今後、さらに整備をしていく必要があると。

当然、代替施設としてのサッカー場、こちらの整備のほうも含めた中でも、まだ余裕があるというふうに見ておりますけれども、例えばこれが物価が上がっていって、単に国の補助金等を毎年10%程度ずつ上がっているんですけれども、これに対して建設物価のほうがそれよりも急激なスピードで上がった場合、いわゆる調査コンサル会社が今、50万円で大丈夫だと言ったものが、平米当たり52万円になったらどうだろうという試算も実はしておりますけれども、52万円になるとちょっと厳しいところが北側は出てくるかなと。中学校のほうは、まだそれでもいけるかなという感じで、こんな感じでいろいろなシミュレーションをしながら当然、はじいておりまして、そのことについては、最終的なまた調査報告の中でお示しをしていけるものだと思っておりますが、これはあくまでも机上の数字で、全国の平均的な学校を造った場合に、今幾らぐらいですよと、瀬戸のにじの丘学園もこの平均的な額で造ったらしいんですけれども、これに対して掛け算をして、それに対して国から頂ける交付金、そして交付税、こうしたもの、そして町の今出せるであろう貯金、今、8億円で見込んでおりますけれども、このぐらいの中でいった場合に、最終的に町が将来的に、ここ25年返済の3年据置きで22年で返していくんですけれども、この中で毎年幾らぐらいになるかということで、はじいております。

昨今、金利も上がってまいりますので、そうしたことも当然加味しながら考えていくことになると思っております。まだまだ精査し切れておりませんが、当然事業費をはじいておりますので、よろしくお願ひします。

○5番（都筑新悟君）

明確な答弁というか、あれですけれども。分かりました。

次に移ります。

毎年の借入金額の返済額のめどとして、年間約1億7,000万円程度の返済金額であれば実現可能であるとの答弁でしたが、この年間約1億7,000万円程度を何年間なら返済し続けることが可能であると考えていますか。あるいは、何年間を越えると返済不能になると考えていますか。

○町長（八谷充則君）

ごめんなさい、私非常に早口でしゃべるものですから、ちょっと分かりにくかったかと思うのですけれども、今後、返していく期間というのは25年間であろうと思っています。これは、いわゆる国のはうが、こういったものを造る場合に、何年で返しなさい、何年以内ということが決まっておりまして、間違っていなければ25年ということで、そのうち3年間は利子のみの返済ということになりますので、3年過ぎた後は22年間で均等に返していくということになってまいります。

○5番（都筑新悟君）

済みません、聞き取れなくて。

では、次の質問に移ります。

現在、概算事業費のほか、利用可能な補助金や起債等の検討も含めて調査しているとの答弁でしたが、現在行

われている小中一貫校候補地の調査をいつ完了し、調査結果ないし結論はいつ公表されますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

現在、調査業務を行っておりまして、その調査業務完了はいつかということと、公表はいつになるかという御質問でございました。

調査業務の契約期間につきましては、年内12月まででございます。ただし、一定の調査報告、これがこの秋に出てまいりますので、この調査報告を受けまして、議員の皆さんや教育委員会、そして今、学校再編の検討委員会、これは地域の区長さんですとか保護者の皆さん、大学の方に入っていた学校再編の検討委員会がございますので、その委員会の報告、また御意見をいただきまして、その後にしっかりと、まずは保護者、これは保育園、それから小学校に、時期を見て保護者の皆さんのが集まりやすい機会、しっかりとそれは保育所や小学校と話をしまして、しっかりと説明してまいりたいと思っています。

その後に、町政報告会という形になろうかと思いますが、住民説明会のほうも行ってまいりたいというふうに考えております。

○5番（都筑新悟君）

分かりました。よろしくお願ひします。

では次、質問の2点目。小学校、中学校それぞれの学校再編という選択肢については、当初、令和10年度に開校される予定であった小中一貫校は先延ばし先延ばしされ、住民並びに児童生徒、特に保護者の不安は募るばかりであります。なぜ学校再編をしなければならないのか、その原点は、やはり児童生徒数の年々の減少、特に小学生の児童数の減少、ここに重きを置くべきであると考えます。

先ほどの答弁の中で、特色を生かした魅力ある小中一貫校を目指してまいりたいとありました、大いに結構でありますし目指してもらいたいものですが、やはり一番に考えるべきは、クラス替えが可能な適正規模、令和11年度には河和を除く4つの小学校、布土小学校、野間小学校、奥田小学校、上野間小学校で、小学1年生のクラスが10人を切ることが予想されます。

今現在でも、子供を小学校に通わせている保護者から、子供の同級生の少なさを嘆く声をよく聞かされることがあります。何とか知りたいという声です。

小学校、中学校それぞれの学校再編を、現在は検討しておりませんとの答弁でしたが、現在行われている小中一貫校候補地調査の調査結果いかんによっては、小学校、中学校それぞれの学校再編ということが片隅にでもあるのか、全くないのか伺います。

○教育長（伊藤 守君）

全くないのかと言われると、まだちょっと調査業務中ですので、全くないわけではないですが、極めて避けたいということを思っております。

○5番（都筑新悟君）

では、小中一貫校を目指す中で、開校までにさらなる時間を要するようなら、開校するまでの期間、小学校、中学校別々に学校再編という選択肢もあるということでよろしいですか。

○教育長（伊藤 守君）

今、開校するまでにさらなる時間を要するなら、という文言があったんですけれども、その期間が、さらなる時間を要するというのが、令和14年度までに開校できない場合なのかどうなのか、ちょっと自分はその辺、分かっていないんですけれども、今やっている調査結果によっては、小学校を再編せざるを得ないかもしれませんけれども、もしそうなったら、先ほど茶谷議員のところで答弁したと思うのですけれども、小学校を学校再編する

と、中学校への再編にはかなり時間がかかります。かなり先の話になると思います、現実問題。そうなったとき、令和6年度、昨年度生まれた子供たちが小学校1年生になるのが、令和13年度です。今年度生まれる子が令和14年度の1年生になるわけですけれども、西の小学校1校に再編した場合は、小学校の4年生と6年生は2クラスです。ほかの学年は1クラスです。ですので、先ほどと同じなのですが、それを一度やると9年間、クラス替えのない学級で子供たちが学校生活を送るということが予想されています。

○5番（都筑新悟君）

はい。次の質問に移ります。

本町の特色を生かした魅力ある小中一貫校を目指していくことは、これまでに何度も何度も耳にしました。では、目指す小中一貫校を何年度に開校としますか、または何年度までには開校としますか。

○教育部長（谷川雅啓君）

開校年度の御質問でございます。年々、近年、生まれてくる子供の数は減ってきております。複式学級も見えてまいりました。現実的なものとなってきております。そちらが令和14年度ということになります。遅くともそれまでには小中一貫校を整備したいと考えておりますので、お願ひいたします。

○5番（都筑新悟君）

では、どのような状態になったら複式学級となるんですか。

○教育長（伊藤　守君）

基準がありまして、1、2年生は2学年合わせて7名。3、4年生、5、6年生については14名ということで、先ほどから14年度、複式学級が見えてくるというのは、1、2年生の複式学級ではなくて、3、4年生になる子供たちをこのままいくと10名を切る学校が2つ出てくることが予想されています。

○5番（都筑新悟君）

分かりました。どうもありがとうございます。

最後、一言述べさせてもらって終わろうと思いますけれども、小中一貫校候補地調査の後に、学校再編の議案が提出されると思いますが、提出された際には子供たちのことを第一に考え、物事を曇りなき眼で見定め、議会にて議決させてもらえたたらと思いますので、よろしくお願ひします。

これにて再質問のほうを全て閉じさせていただき、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野田増男君）

これをもって、都筑新悟議員の質問を終わります。都筑新悟議員は自席に戻ってください。

〔5番　都筑新悟君　降席〕

○議長（野田増男君）

これをもちまして、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（野田増男君）

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、9月9日から9月10日までの2日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、9月9日から9月10日までの2日間を休会することに決定いたしました。

来る9月11日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

[午後4時36分 散会]

令和 7 年 9 月 11 日 (木曜日)

第 3 回美浜町議会定例会会議録 (第 3 号)

令和7年9月11日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

- 日程第1 同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命について
- 日程第2 議案第51号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第52号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第53号 美浜町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第54号 美浜町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第55号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第56号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第57号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第58号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第59号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 認定第1号 令和6年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和6年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和6年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和6年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
認定第7号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計決算の認定について
- 日程第12 発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（12名）

1番	茶 谷 佳 宏 君	2番	野 田 謙 弥 君
3番	中須賀 敬 君	4番	森 川 元 晴 君
5番	都 筑 新 悟 君	6番	大 寄 曜 美 君
7番	橋 場 友 昭 君	8番	野 田 増 男 君
9番	廣 澤 育 君	10番	荒 井 勝 彦 君
11番	大 岩 靖 君	12番	丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	八谷充則君	副町長	杉本康寿君
教育長	伊藤守君	総務部長	宮原佳伸君
厚生部長	中村裕之君	産業建設部長	茶谷昇司君
教育部長	谷川雅啓君	総務課長	大松知彰君
地域戦略課長	下村充功君	防災課長	三枝利博君
税務課長	山本圭介君	住民課長	柴田香緒君
福祉課長	夏目貴子君	健康・子育て課長	藪井幹久君
環境課長	百合草俊晴君	産業課長	富谷佳成君
建設課長	平野恵司君	都市整備課長	平野和紀君
水道課長	竹内健治君	会計管理者	富谷佳宏君
学校教育課長	近藤淳広君	生涯学習課長	戸田典博君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 宮崎典人君 議会係長 江本真実君

〔午前9時00分 開議〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

この9月議会は、6年度の決算認定でございます。皆さん慎重審議よろしくお願ひいたします。

会議に先立ち、お願ひいたします。美浜町議会は、本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を励行しております。御理解、御協力をよろしくお願ひいたします。また、お手持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願ひいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命について

○議長（野田増男君）

日程第1、同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第2 議案第51号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第2、議案第51号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第52号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第3、議案第52号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第53号 美浜町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第4、議案第53号 美浜町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第53号 美浜町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について質問させていただきます。

11ページにあります第20条の第1号部分休業と12ページにあります第20条の2の第2号部分休業の取得方法及び取得時間等の違いについて説明してください。

○総務課長（大松知彰君）

育児休業に関する条例の取得方法等についてですけれども、まず第1号部分休業と第2号部分休業について御説明いたします。

第1号部分休業は、現行の育児休業として認められている制度を第1号部分休業と定義し、今回の改正で新たに第2号部分休業を設け、第1号と第2号の部分休業のいずれかを選択できるようにし、育児と仕事の両立がしやすいよう制度改正を行うものでございます。

第1号部分休業は、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる制度でございますが、これまで勤務の始めまたは終わりに休みを取るルールだったものを、改正により、勤務の始めまたは終わりに限定することなく、1日2時間を超えない範囲で休むことが可能となるものでございます。

また、第2号部分休業は、1年につき10日相当を勤務時間内に勤務しないことができる新しい制度で、例えば、ふだんはフルタイムで働き、年間10日間休むという利用が可能となるものでございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありますか。

○1番（茶谷佳宏君）

もう1点質問させていただきます。

部分休業を取得した場合の給与などはどうになりますか。

○総務課長（大松知彰君）

第1号部分休業及び第2号部分休業は無給となります。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第54号 美浜町税条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第5、議案第54号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第54号 美浜町税条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。

20ページにあります第20条の公示送達の効力について説明をしてください。

○税務課長（山本圭介君）

公示送達の効力についてでございますが、納税義務者の方などの居どころ、所在が分からず、宛先不明で納税通知書などの郵便物が役場に戻ってきてしまった場合に、役場の掲示板に通知すべき郵便物の内容などを掲示することにより、掲示を始めた日から起算して7日を経過しますと、その通知書は送付がされたものとされるものでございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第55号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（野田増男君）

日程第6、議案第55号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第55号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。

31ページにあります第23条の料金において、基本料金、水量料金の改正がなされています。一般家庭13ミリにおける、2か月の次に示す使用水量による改正前と改正後の水道料金及び伸び率について、説明をお願いします。
使用水量2か月で、10立米の場合と40立米の場合について説明をお願いします。

○水道課長（竹内健治君）

それでは水道料金についてお答えいたします。

10立方メートル使用した場合の改正前の料金は2,662円、改正後の料金は3,124円、伸び率といたしましては17.4%。

次に、40立方メートルを使用した場合、6,864円、改正後の料金は7,502円、伸び率は9.3%でございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

もう1点質問します。

33ページにあります附則2に定める水道料金の改正は、令和8年度の2期分から適用するとありますが、何月検針分から適用するのですか。

○水道課長（竹内健治君）

適用ですけれども、7月検針分からの適用となりますので、よろしくお願いします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第56号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第4号）

○議長（野田増男君）

日程第7、議案第56号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

日程第8 議案第57号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（野田増男君）

日程第8、議案第57号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第58号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（野田増男君）

日程第9、議案第58号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第59号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（野田増男君）

日程第10、議案第59号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第11 認定第1号 令和6年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから
認定第7号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計決算の認定についてまで7件一括

○議長（野田増男君）

日程第11、認定第1号 令和6年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計決算の認定についてまで、以上7件を一括議題として、順次議事を進めてまいります。質疑の回数は、会議規則第54条の規定により、議長の宣告した事項について1人3回までとします。

議長から事前にお願いいたします。

この議案は決算審査であります。令和6年度予算が適正に執行されたかどうかを審議するのが主眼でありますので、一般質問にならないよう注意してください。

なお、議会会議規則第53条に、「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。」また、「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。」と規定されております。議員各位においては、この点によく留意して、議長から指摘や注意を受けないよう質疑をしてください。

最初に、認定第1号 令和6年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてですが、本件の質疑は、歳入を一括で行った後、歳出は1款から4款まで、5款から8款まで、9款から14款までの3つの区分に分けて行います。

初めに、歳入について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。大崎議員。

○6番（大崎暁美君）

決算書のページで言いますと、52ページ、53ページの17款財産収入、2項財産売払収入で1目不動産売払収入の土地建物売払い925万562円の収入がありますが、何を売り払いましたか、その内訳を教えてください。

○建設課長（平野恵司君）

この建物の土地建物売払い、不動産収入、こちらにつきましては、基本的に全て建設課の案件3件の元の合計の金額となります。

まず、1点目、河和の南屋敷の月ぎめ駐車場内に現況のない赤道がございましたので、そちらの有効利用ということで、そちらに払下げをした収入でございます。

2つ目、河和の北田面、河和駅前に今建設中のドラッグストアがあると思いますけれども、そちらの昔個人宅地としてあります、そちらの現況のない赤道とか水路がございましたので、そちらを払下げした収入になります。

3つ目です。布土の平井、昨年12月議会で町道の路線の一部を認定廃止したところがございまして、道路用地、そちらの収入となります。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは歳入について……

[「ごめんなさい、これ先ほど、1件目の北屋敷の」と呼ぶ者あり]

○1番（茶谷佳宏君）

……………指名されていないでしょう。

[「失礼しました」と呼ぶ者あり]

○1番（茶谷佳宏君）

それでは質問します。

○議長（野田増男君）

今の発言ちょっと、控えてください。

○1番（茶谷佳宏君）

じゃ、議長が止めてください。

○議長（野田増男君）

それをやろうと思ったら何か言ったんです。だから……

○1番（茶谷佳宏君）

どうしますか。先に質問するのか、先に答弁してもらうか。

○議長（野田増男君）

先に答弁をお願いします。

○建設課長（平野恵司君）

大変失礼いたしました。ちょっと訂正をさせていただきたいと思いますけれども、1点目の北屋敷の月ぎめ駐車場の件、これ私、先ほど北屋敷と申しましたけれども、南屋敷の間違いでございましたので、訂正させていただきます。済みませんでした。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、歳入について質問します。

主要施策の5ページにあります1款町税で、1、町税の年度別収入状況において、収納率の現年が下がってきている理由は何ですか。

2点目、同じく主要施策の5ページ、2、科目別収入額の状況において、町民税が低下した理由は定額減税以外に何がありますか。こちらについて説明をお願いします。

○税務課長（山本圭介君）

まず、1点目の現年の収納率が下がってきている理由は何かについてでございますが、2年前に比べ収納率が毎年下がってきていますのは、昨今の社会経済情勢の影響もあるかと思われますが、令和6年度は特に法人町民税の収納率が下がっており、ある法人において6年度に約150万円の増額の更正がありましたが、その分が未納となっており、収納率が下がっていると考えております。

それから2つ目、科目別収入額の状況について、町民税が低下した理由はでございますけれども、定額減税のほかに法人町民税が減少したことが主な要因と思われます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の1款から4款までについて、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。大寄議員。

○6番（大寄暁美君）

決算書の84ページ、85ページの2款総務費、1項総務管理費、7目企画費、企画事業の18節負担金、補助及び

交付金の住宅取得費補助金の実績は。教えてください。

○地域戦略課長（下村充功君）

住宅取得費補助金の実績の件数になりますが、全部で15件となっております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（大崎暁美君）

今の回答ですけれども、たしかこれ中古住宅と新築の住宅で分けられますよね。よかつたらその辺も教えてください。

○地域戦略課長（下村充功君）

令和6年度の実績におきましては、全て新築という形になります。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、歳出の1款から4款について質問させていただきます。

事前に通知しました内容の番号でちょっと言っていきますので、よろしくお願ひします。

4番目、決算書の71ページ、2款、1項、1目、行政管理事業において、1節、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬があります。今回、情報公開請求件数及び審査結果（開示・非開示）の件数を説明してください。

5番目、決算書83ページ、2款、1項、6目、物品出納事業、10節、消耗品費、こちらにおいてコピー用紙が増加したとありますが、こちらの説明で新型コロナ後、通常の業務になってきたため増加したと説明がありました。令和5年度においても同様の説明がありました。役場のペーパーレスの方針はどのようにになっているんですか。

○総務課長（大松知彰君）

最初に質問順の4番、行政管理事業の情報公開請求件数及び審査結果についてでございますが、昨年度の1年間の情報公開請求件数は137件ございました。そのうち、情報公開・個人情報保護審査会で審査請求があったものを審査したわけでございますが、その審査件数は49件ございました。

また、開示、非開示の件数49件全て、開示、非開示、それから不存在で役場が出た処分について、委員さんの賛同をいただいて変更することはありませんでした。

○会計管理者（富谷佳宏君）

私からは、2つ目の質問といいますか5番目の質問で、決算書の83、84ページ、物品出納事業におけるコピー用紙の増加に関する役場のペーパーレスの方針はどのようにになっているのかという御質問でございました。

役場のペーパーレスの方針につきましては、職員全体にタブレットを配付し、会議資料や通知文といった従来は紙ベースとしていたものを、ネットワーク上で共有することでペーパーレス化に努めているところでございます。今日では役場内の会議において、タブレットを持参することが当たり前の風景になるほど、浸透してきたと私自身感じております。

コピー用紙増加の理由につきまして、先日の説明会でも申し上げましたとおり、令和6年度は年度初めからコロナ前どおりの事業がフルスペックで再開されたためと考えられます。

もう少しこのことについて補足して説明をさせていただきますと、この物品出納事業にはもう一つ印刷製本費があります。こちらの印刷製本費につきまして、令和5年度と比較して令和6年度では、ほぼこちらも倍増とな

っております。印刷製本費が役場の水色封筒、郵送用の水色封筒であることを考えますと、事業再開に伴い、住民の皆様方への様々な通知や御案内といった印刷物が年度初めからコロナ前の水準に戻り、それが大きな要因でコピー用紙と封筒の印刷が増加していったものと考えております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、事前に通知しました内容についての6番目については、同僚議員が別に質問しましたので、それを飛ばします。

7番目、主要施策の36ページ、2款、1項、7目、巡回バス運行事業、こちらの利用者数は徐々に増えてきております。バス停ごとの乗降客数の資料提供をお願いします。

それから8番目、こちら主要施策38ページ、2款、1項、8目、電算管理運営事務、12節、情報システム標準化・共通化対応業務委託料があります。こちらのところに、主要施策に基幹系業務システムの一覧があります。おのおのシステム運用に必要な費用の一覧表の資料提供をお願いします。

また、標準化、共通化されるシステムとされないシステムが分かるように明示をお願いします。

9番目、決算書95ページ、2款、1項、1目、税務事務、18節、知多地域地方税滞納整理機構負担金、こちら滞納整理機構の決算資料の提供をお願いします。

○地域戦略課長（下村充功君）

ただいまの茶谷議員の7番目の巡回バスの資料の提供ですけれども、議会事務局に提供させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○総務課長（大松知彰君）

同じく、8番目の電算管理運営事務につきましても、システムの内訳対象外のシステム等を明示したものを資料提供させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○税務課長（山本圭介君）

滞納整理機構の令和6年度決算資料につきましては、既に配付したとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。荒井議員。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、決算書の71ページ、これいいですか。行政管理事業の情報公開に関してはいいですよね。

個人情報保護審査委員へ支払った6万3,000円となっていますけれども、具体的にどのような内容だったんでしょうか。差し支えない程度の範囲でお答えいただきたいです。

また、これ、何か個人的にいろいろな抗議が来るような話だったということですが、もう繰り返し繰り返しになりますと非常に職員の方も疲弊してしまうと思いますが、反対にそういう方に対して、美浜町側から当該住民に対して、何らかこの対抗措置というの取ることはできないものなのでしょうか。お願ひします。

○総務課長（大松知彰君）

決算書71ページの情報公開・個人情報保護審査会の委員報酬について、6万3,000円の内容についてでございますが、昨年度は2回、5月13日と1月20日に審査会を開催いたしました。5月については27件、1月は22件について、いずれも町内の同一人物から情報公開請求があったものについて、町が決定した処分に対してその方か

ら審査請求がありましたので、審査会で審議していただき、5人の委員さんに委員報酬をお支払いしたものでございます。結果につきましては、先ほど説明したとおり、町の処分に問題がないということで全て棄却をさせていただいております。

また、美浜町が受ける住民の方からのハラスメントに対して、町から対抗措置が取れないかという御質問ですけれども、町としても有効な手立てがないか、これまで役場内部で様々な検討をして、専門家からの助言や他の自治体の類似の事例等を調査、研究して協議してまいりましたが、現状では有効な手段が見つかっておりません。しかしながら、対応している職員の事務負担や疲弊している現状がありますので、引き続き有効な手立てがないか模索している状況でございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

○10番（荒井勝彦君）

何とか職員が萎縮しないように対抗措置、無理かもしれませんけれども、一部部長が全部引き受けて頑張るそういうですけれども、それも気の毒だなと思いますので、お願いいいたします。

それでは次の質問で、カーブミラーの件、いいですか、ここでも。

主要施策の成果並びに実績報告書の40ページのカの部分の交通安全施設の整備のカーブミラー1基、これ撤去と出ておりますが、そもそも必要だからそこにカーブミラーがあったのではないかでしょうか。老朽化によって撤去して、同じ場所に立てたのか、そのところもう少し説明をお願いします。

まず、それ一つ答えをいただいてから次、もう一つ言います。

○防災課長（三枝利博君）

今の荒井議員の件ですが、老朽化及び樹木に覆われた場所にカーブミラーがあったため、気づき、考え、行動し、樹木がかからない見やすい位置に新設をさせていただきました。

○議長（野田増男君）

ほかに。荒井議員、3回目ですからね。

○10番（荒井勝彦君）

今のやつで2つ。

○議長（野田増男君）

3回目。これで。

○10番（荒井勝彦君）

これに対して、1款について3つ。範囲の中で、はい、分かりました。

それでは、同じところのキですけれども、自転車駐輪場の管理の放置自転車、スクーターの撤去、これって持ち主は特定できなかつたんでしょうか。自転車であれば防犯登録、あるいは学校の通学許可ステッカーとかいうのがいろいろ貼ってある、私も確認したことがあります、どこだとは言いませんけれども、そういうものはなかつたんでしょうか。スクーターということであれば、ナンバーがついていなかつたんでしょうか。お願いします。

○防災課長（三枝利博君）

放置自転車につきましては、警察に防犯登録を照会の上、登録がなく所有者を特定できなかつたということでお撤去しております。また、スクーターにつきましては、ナンバーがついておらず、所有者不明のため撤去させていただきました。

このように毎回、防犯登録等によりまして所有者確認の上撤去しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。以上で、1款から4款までの質疑を終わります。

○会計管理者（富谷佳宏君）

済みません、先ほどの物品出納事業の中で増えた理由としまして、住民の方への印刷物が増えましたということも説明させていただきましたが、もう1点、支出済額が増加した理由としまして、コピー用紙の単価の増というのも挙げられますので、補足をさせていただきます。

金額としましては、A3のコピー用紙につきまして、1箱当たりで195円、それからA4のコピー用紙につきましては、1箱当たり226円、令和5年度と比較して上がっておるということもございまして、それもまた支出済額が上がっておる要因であると考えておりますので、補足をさせていただきます。お願いします。

○議長（野田増男君）

以上で、1款から4款までの質疑を終わります。

次に、歳出の5款から8款まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それではまずは、6款のところで番号が事前に通知したものの10番、主要施策の131ページ、6款、1項、5目、土地改良事業、18節、県営防災ダム事業費負担金、こちら主要施策で小原池になっておりますけれども、こちらの金額1,121万9,978円の算出根拠はどのようになっていますか。

11番、同じく主要施策133ページ、6款、2項、1目、竹林間伐材再利用事業において、実施した団体数及び販売額はどのようになっていますか。

12番、主要施策134ページ、6款、3項、2目、水産業振興事業、18節、漁業近代化資金利子補給事業において、貸付件数7件とありますが、具体的には融資対象はどのようなものですか。

こちら3点お願いします。

○建設課長（平野恵司君）

まず、県営防災ダム事業費負担金、小原池の地区1,121万9,978円の算出根拠についての御説明をさせていただきます。

この本事業は、県が事業主体となって実施する事業でございまして、国の負担が50、県が39、町が11%を負担することになっておりますので、本事業、全体事業費として1億199万9,800円かかっておりまして、その11%分となります。

○産業課長（富谷佳成君）

竹林間伐材再利用事業において、実施した団体数及び販売額はという御質問でございますが、補助対象団体数は、美浜炭焼き研究会の1団体でございまして、これは各地区の炭焼き釜の代表を集めました連合組織となってございます。

販売につきましては、美浜炭焼き研究会名義にて、竹炭製品を食と健康の館へ出品したり、町産業まつりで出品するなどのほか、町内事業所へ大量の竹炭を水質浄化剤として販売しており、販売額の総額としましては、29万4,583円となっており、団体の活動のために運用しております。

次に、漁業近代化資金利子補給補助金につきまして、貸付件数7件の融資対象は何かという質問でございますけれども、現在融資を受けている7件の内訳としましては、レーダー更新、機関の換装、海苔工場改修、異物除去機、水産物加工施設補強拡張工事が各1件、全自動海苔製造装置2件の計7件となっております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、次に13番の主要施策139ページ、8款、1項、1目土木総務費、土木総務事務、12節の地籍調査業務において、野間地区の調査を実施したと説明されましたか、調査後何を行うのですか。

14番目、決算書171ページ、8款、1項、1目、土木総務事務、18節、知多建設協議会負担金5万1,000円の算出根拠と協議会の決算資料の提供をお願いします。

15番目、主要施策151ページ、8款、5項、4目、公園緑地管理事業、12節、遊具等点検委託において、危険な遊具の数及び修繕した数はどれだけありましたか。

○建設課長（平野恵司君）

まず、地籍調査業務のことについて、調査後何を行うのかということに対しまして、説明させていただきます。

本事業の目的としましては、地震・津波等の災害発生前に事前に土地境界等を決めておくことで、早期に復旧復興ができるようになることが大きな目的であります。こちら国・県が補助を出して進めている事業でございます。

事業の進捗を図るために、広い公共用地を含めた区域が効率的だと考えまして、小中学校の再編計画に基づきます統廃合による学校の跡地をすぐに有効活用できるよう、既設の学校を含めた区域で進めております。現時点です何をやるとは決まっているわけではございません。

続きまして、知多建設協議会の負担金5万1,000円の算出根拠と協議会の決算資料の提供をということで、算出根拠の資料を提出させていただいておりますけれども、そちらを御覧ください。資料データです。

よろしいでしょうか。そちらを御覧いただきながら説明させていただきたいと思います。

負担金については、事業費別と市町村別がありまして、また、前年度からの繰越金を案分し、案分した金額を差し引いて算出するという、大まかに言うとそういうことになりますけれども、事業費別の算出方法につきましては、知多建設事務所管内の5市5町の全体の県が行った工事費等の金額を、各市町に要した工事費等の金額に応じて工事費の割合をまず算出します。それから令和6年度の工事費である100万円という事業費が、知多建設協議会ありますけれども、その事業費を工事費の割合、先ほど出した工事費の割合で案分して算出しております。市町村別の算出方法につきましては、市が1万円、町が5,000円となっております。

また、差し引かれる繰越金の算出方法についてですけれども、同様に算出した割合により案分し算出しております。なお、事業費別の割合の算定に使用する県工事費等の金額は、前々年度、この6年度の場合ですと令和4年度の金額になりますけれども、実績を使用します。また、繰越金の割合の算定に使用する県工事費等の金額は、前々々年度にある令和3年度の実績を使用しております。

説明は以上でございます。あとは、決算資料の提供は議会事務局に提出しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○都市整備課長（平野和紀君）

続きまして、御質問の15番目、遊具点検の危険な遊具と修繕された遊具の数でございますが、こちらは遊具点検につきましては、専門業者に委託しまして年2回実施しております、危険と判断された遊具は14件ございまして、その全ては修繕は終わっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。荒井議員。

○10番（荒井勝彦君）

それでは、8款土木費、3項河川費ですか、主要施策の成果並びに実績報告書の145ページの2、単独事業（1）河川維持・改修の西谷川除草工一式の29万400円、これは工事終了後に現地を確認したんでしょうか。職員か課長さんか。何でこんなことを私が申し上げるかと言いますと、令和6年の暮れ、12月3日に西谷川の除草した部分は、私の自宅の隣接地ですので、あ、刈ってあるんだなと思って見たところ、刈り取った草、竹、竹木、そういうものが、西谷川の川底に堆積をしておりました。大量にとどまっておりました。私は、それを写真撮影して持っていましたけれども、指摘した12月3日に私が写真撮影して翌日に、これ撤去をされておりました。高さはもう3メートル以上ある、いわゆるオープンカルバート状態の川底から、大量の草木をまた上に持ち上げて回収するというの非常に合理性に欠けて、そのまま放置される可能性もあったのかなと、疑わしき目で見るとそういうふうに感じました。

職員の方か何かがきちんと確認をすれば、当然そんなことは業者もしないと思うのですわ。下へ落としちゃつたやつをまた3メートルも上に持ち上げなければ、しかも下は川底であるということ。ここにかかわらずいろいろな工事に関しては、きちんと工事が完了したところを調査し報告書を上げていただき、写真を撮る、きれいにやっていただきましたね、御苦労さまでしたという、そういうことって常にやるんですか。やっているんですか。お願いします。

○建設課長（平野恵司君）

御質問の件につきましては、まずこの工事、なぜやったかというと、西谷川に隣接する住民の方からササなどの草木が川の反対側、向こう側から自宅のほうへ倒れてきて建物に当たるということで通報を受けて発注したものでございまして、荒井議員から連絡を受けまして、工事担当者2名が現場をすぐ確認に行きました、川の中に連絡のあったとおり草木が落ちているという状態を確認させていただきました。その後は受注した業者にすぐに、川の中の草木を撤去するよう連絡をして、その日のうちに草木の撤去が完了したということは確認しております。

なぜそのような状況になっていたかというのを業者に確認しましたところ、議員から連絡のあった前日に、町から指示を受けた箇所の草木の伐採の作業が終わったところで、あいにく暗くなってしまいまして、やむを得ず川の中の草木についてはそのまま放置しまして、次の日に撤去を行う予定であったということでしたので、そのまま放置される可能性はありません。当然工事が完了したということで、当然完了届等、写真とかそういうものは完了するんですけども、今回の場合は、まだ工事が完了していないまだ工事途中という段階での御連絡だったと考えております。

○10番（荒井勝彦君）

その件についてですが、いいですか。

○議長（野田増男君）

ちょっと一般質問のようになってきてますんで、もっと簡明にお願いします。

○10番（荒井勝彦君）

現場が、反対側と今答弁されました、厚生病院ですのでこれが違いますし、確認に行くのは私が指摘した後で行ったと言われましたね。ほかの現場のことも今、私は伺いましたが、どうなのですか。ほかのいろいろな、私はたまたま見たんですが、どうなのですか。ほかのところちゃんと行っているんですか。

○建設課長（平野恵司君）

現場の確認は当然ながら、各現場が終わったという連絡があったら当然確認に行きます。もちろん、その日ではないかもしれませんけれども、確認して最終的に工事の完了で支払い等をしております。間違いなく確認はしております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。茶谷議員、3回目ですからね。

○1番（茶谷佳宏君）

資料提供いただきました知多建設協議会負担金の決算資料を見させていただくと、こちら、研修費でバス代ということも入っていますけれども、まだ今でもこのような5市5町で集まって、バスでどこかに行って研修するようなことをやっているのかどうかということと、それから、こちらの事業費のところで後援会費ということでありますけれども、令和7年度の美浜町の予算で歳入であります開通記念の負担金や何かが入ってきております。こここの知多建設協議会なのかどうかというのをお答えください。

○建設課長（平野恵司君）

まず、研修とかでバスで移動、まだそんなことしているのかということの御質問に対して、御回答させてもらいますけれども、こちら、実際にバス研修1回を行って、この年度ですけれども行っております。

こちらそういう職員の土木技術者の技術の向上とか、現場を見ることによって有効的であるということで、実際に現場でその状況を見ながら体感するということも重要なことかと思いますので、この協議会の中ではそういった視察研修を行っております。

次に、開通記念式典ということですね。そちらの費用は、この協議会の負担の中から支払いがされます。実際この6年度は、大府市の開通記念式典がございましたので、こちらの提出させていただきました事業費の事業促進費、こちらの中の20万円分が式典への助成ということで支払われております。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。以上で、5款から8款までの質疑を終わります。

次に、歳出の9款から14款まで、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、通知しております16番目、主要施策162ページ、9款、1項、4目、災害対策事業、（9）美浜町メール配信サービスでは4,985件の登録件数がありますが、今LINEの配信も始まってきております。今後どのような使い分けをしていくのか説明をお願いします。

次、17番、主要施策165ページ、9款、1項、4目、災害対策事業、18節、6、個別避難計画の作成数が207件と伸び悩んでいますが、作成の推進にどのような取組をしていますか。

それから18番、主要施策の197、198ページに、12款、1項公債費、元利合計で令和6年度は5億8,826万1,000円余の町債を返還していますが、先ほどの主要施策には、令和6年度末の地方債現在高72億8,000万円余の金額の一覧表があります。こちらの今後の年度別償還額の資料提供をお願いします。

なお、財源を都市計画税とそれ以外のものに区分して資料提供をお願いします。

○防災課長（三枝利博君）

それでは、16番目のメールサービスとLINEの使い分けについての質問でございますが、防災に関しまして

は、ありとあらゆるツールを使用しまして、情報を発信していくことが基本となりますので、特に使い分けという概念はありません。少しでもたくさんの方に届くよう、今後も共有をしていく予定でございますので、よろしくお願ひをいたします。

また、17番目の個別避難計画の作成における取組についての質問でございますが、防災課としましては、出前講座及び自主防災組織連絡協議会によります避難行動要支援者の制度の普及活動、また、個別避難計画の策定に伴う提出書類のサポート、また個別避難計画策定に伴う交付金の交付、これを行っているところでございます。今後につきましても、個別避難計画の策定の向上に努めてまいりますので、よろしくお願ひをいたします。

○地域戦略課長（下村充功君）

18の公債費の令和6年度末の地方債現在高の今後の年度別の償還額とその償還額の財源の内訳の資料の作成、こちらを作成しまして、議会事務局に提供させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（茶谷佳宏君）

先ほど防災課長から答えていただきました個別避難計画というのは、今後、災害がいつ起こるか分からないういう中で、支援を必要とする人たちについての計画、大変重要なものだと思います。そちらの個別避難計画の必要性について少し説明をいただけたらありがたいと思います。

○防災課長（三枝利博君）

平成25年に避難行動要支援者名簿を作成することが国から義務化されております。また、令和3年5月に災害対策基本法が改正されまして、個別避難計画の作成が努力義務化されました。

この制度につきましては、災害時に自力で避難が困難な要支援者に対しまして、地域と連携して個別避難計画を作成しまして、円滑な避難を支援することが目的とされておりますが、昨今、個人情報に関する厳格な取扱い、また地域住民の生活スタイルの変化によりまして、自ら進んで要援護者を助けるということが希薄になってきていることも背景にあることから、避難行動要支援者制度を活用した個別避難計画の策定につきましては、今後も必要であると考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第1号の質疑を終わります。

次に、認定第2号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第2号の質疑を終わります。

次に、認定第3号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第3号の質疑を終わります。

次に、認定第4号 令和6年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号 令和6年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第5号の質疑を終わります。

次に、認定第6号 令和6年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、認定第6号 令和6年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について質問させていただきます。

17ページにあります（2）経営指標に関する事項、水道料金改定に伴い、経営収支比率・料金回収率は改善し、100%を上回ってきましたが、管路経年化率が年々上昇している中で、なぜ管路更新率が下がったのか説明をしてください。

○水道課長（竹内健治君）

なぜ管路更新率が下がったかということですが、令和6年度につきましては、北方地区における重要給水施設配水管布設替工事、こちらの工事が中止になったことによるものでございます。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第6号の質疑を終わります。

次に、認定第7号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計決算の認定について、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、認定第7号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計決算の認定について質問します。

1番、8ページ、損益計算書、当年度純利益が50万6,259円あります。他会計負担金として一般会計及び水道事業会計からの収益が主な収入ですので、精算すべきではありませんか。

2番、19ページにあります（2）経営指標の関する事項、使用料水準の妥当性を示す経費回収率は、4.9%と100%を大きく下回っています。このことをどのように評価しましたか。

3番、19ページにあります管渠老朽化率0.0%と法定耐用年数を経過していないためと記載されています。何年後に法定耐用年数を迎えますか。

3点お願ひします。

○水道課長（竹内健治君）

それでは、初めに1点目の当年度純利益を精算することはできないかということでございますが、地方公営企業法の制度上、精算するといったことはなかなか難しいと考えておりますが、純利益の処分につきましては、今後制度をよく確認し、検討していきたいと考えております。

次に、経営指標の料金回収率についてでございますが、今回、公営企業会計へ移行して、このような形で数値として現れたことに対し、改めまして今後、農業集落排水事業の効率化や料金の見直しなどを検討していく必要があると考えております。

次に、3点目の管渠についてでございますが、こちらの管渠につきましては、令和7年3月で29年を経過しております。現在、管種としては塩化ビニール管、ヒューム管、鋳鉄管の3種類が使われており、こちらの管につきましても耐用年数は50年と言われておりますので、20年後には耐用年数を迎えることになります。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって認定第7号の質疑を終わります。

以上7件の認定議案については、お手元に配付しております議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託いたします。

日程第12 発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について

○議長（野田増男君）

日程第12、発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者より提出理由の説明を求めます。12番 丸田博雅議員、説明をお願いいたします。

〔12番 丸田博雅君 登壇〕

○12番（丸田博雅君）

それでは、発議第3号につきまして提案理由の説明をさせていただきます。お手元のタブレットで、発議第3号をお開きください。

それでは、発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてであります。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年9月11日提出、代表提出者、美浜町議会議員、丸田博雅。提出者、美浜町議会議員、橋場友昭、同じく大寄暁美、大岩靖でございます。

提案理由の説明でございます。

この案を提出するのは、国において、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する必要があるからであります。

詳しくは、次のページに意見書案が載っていますので、よろしくお願ひをいたします。

提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

なお、本案は議会運営委員会として提案するものであり、議員の皆様の御賛同をいただきますようよろしくお願ひをいたします。

[降 壇]

○議長（野田増男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（野田増男君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、9月12日から9月18日までの7日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、9月12日から9月18日までの7日間を休会することに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

来る9月19日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御協力ありがとうございました。

[午前10時12分 散会]

令和 7 年 9 月 19 日 (金曜日)

第 3 回美浜町議会定例会会議録 (第 4 号)

令和 7 年 9 月 19 日 (金曜日) 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程 (第 4 号)

日程第 1 議案第 51 号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 52 号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 53 号 美浜町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 54 号 美浜町税条例の一部を改正する条例について

議案第 55 号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

[総務産業常任委員長 報告]

日程第 2 議案第 56 号 令和 7 年度美浜町一般会計補正予算 (第 4 号)

[各担当常任委員長 報告]

日程第 3 議案第 57 号 令和 7 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 58 号 令和 7 年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 59 号 令和 7 年度美浜町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

[文教厚生常任委員長 報告]

日程第 4 認定第 1 号 令和 6 年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

[各担当常任委員長 報告]

日程第 5 認定第 2 号 令和 6 年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 令和 6 年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 令和 6 年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

[文教厚生常任委員長 報告]

日程第 6 認定第 5 号 令和 6 年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 令和 6 年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

認定第 7 号 令和 6 年度美浜町農業集落排水事業会計決算の認定について

[総務産業常任委員長 報告]

日程第 7 議員派遣の件について

日程第 8 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

[議事日程に同じにつき省略]

◎ 本日の出席議員 (11名)

1番 茶 谷 佳 宏 君

2番 野 田 謙 弥 君

3番 中須賀 敬 君

4番 森 川 元 晴 君

5番 都 筑 新 悟 君

6番 大 寄 曜 美 君

7番 橋 場 友 昭 君

8番 野 田 増 男 君

9番 廣澤 肇君
11番 大岩 靖君

10番 荒井 勝彦君

◎ 本日の欠席議員（1名）

12番 丸田 博雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（22名）

町長	八谷 充則君	副町長	杉本 康寿君
教育長	伊藤 守君	総務部長	宮原 佳伸君
厚生部長	中村 裕之君	産業建設部長	茶谷 昇司君
教育部長	谷川 雅啓君	総務課長	大松 知彰君
地域戦略課長	下村 充功君	防災課長	三枝 利博君
税務課長	山本 圭介君	住民課長	柴田 香緒君
福祉課長	夏目 貴子君	健康・子育て課長	蔽井 幹久君
環境課長	百合草 俊晴君	産業課長	富谷 佳成君
建設課長	平野 恵司君	都市整備課長	平野 和紀君
水道課長	竹内 健治君	会計管理者	富谷 佳宏君
学校教育課長	近藤 淳広君	生涯学習課長	戸田 典博君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 宮崎 典人君 議会係長 江本 真実君

〔午前9時00分 開議〕

○議長（野田増男君）

皆さん、おはようございます。

令和7年第3回定例議会も本日最終日となりました。皆さん、よろしくお願ひいたします。

会議に先立ち、お願ひいたします。美浜町議会は、本年もクールビズによるノーネクタイ・軽装を勧行しています。この本会議場においてもノーネクタイとさせていただきますので、御理解、御協力をお願ひいたします。また、お手持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう、併せてお願ひいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで、議員の皆様にお諮りしたいと思います。茶谷佳宏議員から、9月11日の会議における発言について、会議規則第63条の規定によって、お手元に配付しました発言取消し申出書に記載した部分を取り消したいと申出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、茶谷佳宏議員からの発言取消し申出を許可することに決定いたしました。

それでは、日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日、丸田博雅議員より、本日の会議を欠席する旨連絡がありましたので、報告いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議案第51号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてから

議案第55号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまで5件一括

○議長（野田増男君）

日程第1、議案第51号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第55号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまで、以上5件を一括議題といたします。

以上5件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

[総務産業常任委員長 大岩靖君 登壇]

○総務産業常任委員長（大岩 靖君）

皆さん、おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る9月12日午前9時より、役場3階大会議室において、委員全員の出席の下、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第51号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第55号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまで5議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、5議案とも質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第51号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第51号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第52号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第53号 美浜町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第54号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論ありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第55号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

今回の改正は、令和6年度に20%の値上げに続いて、第2弾として令和8年度に7%水道料金を値上げする改正であります。今回も、使用水量の少ない世帯ほど値上げ幅が大きくなっています。2か月で10立方メートル使用の世帯では17.4%も高くなります。平均的な使用水量の世帯である2か月で40立方メートル使用の世帯では9.3%高くなり、平均7%より伸び率は大きくなっています。

水道料金は、電気料金とともに欠かせない生活費です。自治体は物価高騰で住民の生活を支援する立場でありますから、今、水道料金を値上げすることに反対です。県水の水道料金も令和8年度にも値上げが発表されていますが、今回の本町の水道料金改正では上乗せしないことは評価できますが、住民の立場から判断すれば、今回の水道料金の値上げには反対せざるを得ません。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第55号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第56号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第4号）

○議長（野田増男君）

日程第2、議案第56号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いします。

[総務産業常任委員長 大岩靖君 登壇]

○総務産業常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第56号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（野田増男君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いします。

[文教厚生常任委員長 大寄暁美君 登壇]

○文教厚生常任委員長（大寄暁美君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る9月16日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員5名の出席の下、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第56号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（野田増男君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第56号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第57号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から

議案第59号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで3件一括

○議長（野田増男君）

日程第3、議案第57号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第59号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上3件を一括議題といたします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

[文教厚生常任委員長 大寄暁美君 登壇]

○文教厚生常任委員長（大寄暁美君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第57号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

子ども・子育て支援金の1人当たりの金額はとの質疑があり、現在、試算金額として公表されている1人当たりの平均月額は、令和8年度の見込額として国民健康保険は250円、後期高齢者医療は200円であるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

また、議案第58号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、審査、採決の結果、賛成多数により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

また、議案第59号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（野田増男君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第57号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論ありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第57号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論します。

1款、1項、1目一般管理費において、国保システム改修委託料は、子ども子育て支援制度対応のためシステム改修を行うものであり、国保加入者にさらに負担を強いるものであります。国民健康保険加入者には、子ども・子育て支援金として、令和8年度から平均で1人1か月当たり250円、年額3,000円の国民健康保険税の増額につながるものであります。今でも、国民健康保険税が高く、支払いが困難な人がいますので、収納率の低下にもつながりかねません。令和6年度の決算では、所得が少ないとして国民健康保険税が7割、5割、2割軽減されている世帯が53%と半数を超えていました。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第57号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論ありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、議案第58号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論します。

1款、1項、1目一般管理費において、後期高齢システム改修業務委託料は、子ども・子育て支援金制度対応のためシステム改修を行うものであり、後期高齢者医療加入者にさらに負担を強いるものであります。後期高齢

者医療加入者には、子ども・子育て支援金として、令和8年度から平均で1人1か月当たり200円、年額2,400円の後期高齢者医療保険料の増額につながるものであります。今でも後期高齢者医療保険料が高く、支払いが困難な人がいますので、高齢者の生活がさらに苦しくなりかねません。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第58号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第59号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 認定第1号 令和6年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（野田増男君）

日程第4、認定第1号 令和6年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に関し、各常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告をお願いします。

〔総務産業常任委員長 大岩靖君 登壇〕

○総務産業常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第1号 令和6年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により認定いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

2款総務費において、検査事務において、指名停止5件について説明をとの質疑があり、昨年度、公正取引委員会から独占禁止法違反を指摘され排除命令を受けた事件により3件、入札前に受注調整を行った競争入札妨害また談合により1件、入札金額を誤った不正または不誠実な行為により1件である。以上5件分を審査し、事業者に対し3か月から12か月の指名停止処分を行ったとの答弁がありました。

また、財務諸表専門分析業務委託料についての説明をとの質疑があり、財務諸表は国が示す全国統一の基準で、財務書類の4表を作成する。4表の内訳は、貸借対照表いわゆるバランスシート、資金収支計算書、純資産変動計算書、行政コスト計算書で、この4種類の財務諸表を作成するために、専門家に委託して書類を作成している。広報には、毎年6月に掲載して公表しているとの答弁がありました。

また、知多地域地方税滞納整理機構の収納率について、昨年より収納率が下がった理由はとの質疑があり、知多地域地方税滞納整理機構の収納率が51.7%になった理由は、令和6年度に町から滞納整理機構に滞納額を引き継いだ事案の中に難しい事案があり、他市町の職員と協力して徴収に努めたが回収困難であった。ほかにも困難な事案があり、昨年よりも低い収納率となったとの答弁がありました。

8款土木費において、住宅管理費の家財処分業務委託料は身寄りのない方の家財処分だと思うが、何件分あつたかとの質疑があり、2件であるとの答弁がありました。

9款消防費において、各地区にある642基の消火栓のうち、設置後20年から30年経過しているもの、30年から40年経過しているもの、40年以上経過しているものはそれぞれ何基かとの質疑があり、把握しているものについて、20年以上30年未満が102基、30年以上40年未満が195基、40年以上が202基であるとの答弁がありました。

また、歳入においては、質疑はありませんでした。

また、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（野田増男君）

次に、文教厚生常任委員長、報告をお願いします。

[文教厚生常任委員長 大寄暁美君 登壇]

○文教厚生常任委員長（大寄暁美君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第1号 令和6年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、賛成多数により認定することに決定しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

10款教育費において、小中一貫校基本計画策定業務で、事業費の面で実施が困難と説明があった2案で、単年度借入金の返済額の試算は幾らと算定したのかとの質疑があり、策定業務では算定していない、事業費の中で建設費についてまず算定した。建てるのが幾らで、それに対し交付金が幾ら来て、交付税が幾ら措置されるのか。交付金もつかない、交付税も措置されない事業費が幾らか計算し、南側の2案は10億円から17億円くらい足りないことが分かり、あえて試算はしていないとの答弁がありました。

また、いじめ不登校対策事業で、不登校児童生徒の数はとの質疑があり、令和6年度は72人、内訳として小学

校で34人、中学校で38人であるとの答弁がありました。

3款民生費において、こども家庭センター運営事業において、相談や支援を行うこども家庭センターを設置したとあるが実績件数はとの質疑があり、こども家庭センターの令和6年度の実績は、相談として実施した件数は29件で、各種通報等の情報により訪問や来庁、電話等の支援をした件数の合計は158件であるとの答弁がありました。

また、高齢者タクシー料金助成事業費において、令和6年度申請者数が減少した理由はとの質疑があり、令和5年度に申請した方のうち令和6年度に申請をしなかった方は132人で、申請をしても利用しなかったなどの理由から更新を行わなかったため減少したと思われるとの答弁がありました。

4款衛生費において、野犬の捕獲頭数が29頭あるが、捕獲した地区別頭数はとの質疑があり、布土地区が1頭、河和地区が3頭、河和南部地区が10頭、小野浦・野間地区が2頭、奥田地区が5頭、上野間地区が8頭であるとの答弁がありました。

また、知多南部衛生組合分担金、ごみ処理状況（知多南部衛生組合分）において、埋立処理量が455トンと増えた理由はゆめくりんの焼却灰と思うが、今後もゆめくりんの焼却灰の埋立ては続くのかとの質疑があり、ゆめくりんの焼却灰は武豊町にある愛知臨海環境整備センター（通称アセック）に搬入をしているが、アセックの全体埋立量が計画より早く進んだことにより、延命化のため令和6年度より搬入制限がされた。ゆめくりんからの搬入量が制限量を超えることとなったため、半田市、南知多市、美浜町分は、それぞれの最終処分場に引き取ることとなったことにより、知多南部衛生組合最終処分場の埋立量364トンが増加となった。今後も継続して引き取り、埋立てを予定しているとの答弁がありました。

また、歳入においては、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（野田増男君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論ありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、認定第1号 令和6年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論します。

1点目、2款、2項、1目税務総務費において、知多地域地方税滞納整理機構負担金で、滞納整理の効果である職員の技術向上につながっていることがこれまで答弁されてきましたが、つながっているとは思えません。職員数の少ない本町では、滞納整理機構に職員を派遣することも困難になってきています。滞納整理機構の在り方自体を検討する時期に来ています。

2点目、3款、2項、2目保育所費において、金芽米給食の提供を、町長肝煎りの施策として令和6年度から始めました。金芽米の栄養価を否定するものではありませんが、付加価値のあるものを使用するのであれば、子供の成長にとってどのような効果があったのか評価をして検証すべきです。

3点目、4款、1項、2目予防費において、がん検診受診状況で精検未受診者が多く、人間ドックにおけるがん検診で要精検者の報告はあるが、精検をしたかどうかの報告がないと説明されました。精検を勧めるように医療機関と連携を取り、重症化しないようにすべきであります。

4点目、4款、2項、1目清掃総務費において、ごみ減量化事業で、ごみ質組成分析調査委託料は、可燃ごみ袋の内容物を調査していますが、ミックスペーパーやプラスチック包装容器等に分類できるかを調査し、今後のごみ分別に生かすため周知することが重要であります。結果の周知が不十分であり、ごみ減量化につながっているとは言えません。

5点目、10款、1項、2目事務局費において、小中一貫校基本計画策定業務委託料は、計画に掲載された配置案がいずれも困難となり、結果が出せない支払いとなりました。

6点目、10款、3項、1目学校管理費において、中学校施設整備で体育館の雨漏り修繕工事を行いましたが、工事完了後、雨漏りの報告がありました。その後、手直しをしたそうですが、工事は完了したもの、目的が達成できたか確認は不十分だったのではないでしょうか。

このように、子育て、健康、環境、教育など住民生活にとって欠かすことのできない事業ですので、結果を出すことが求められます。結果が十分でなければ、無駄な経費だったと言わざるを得ません。

歳入においては、町税、ふるさと納税は減少傾向にあります。9月17日に新聞報道されました基準地価によりますと、住宅地価格の平均変動率では本町はマイナス2.0%と県下2番目の下落率でした。このことから、固定資産税、都市計画税はさらに減少することが見込まれます。令和6年度末、地方債現在高が72億円を超えており、今後の財政運営が心配されます。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論ありませんか。11番 大岩議員。

○11番（大岩 靖君）

我々、チャレンジみはまを代表し、認定第1号 令和6年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定に賛成の立場から討論いたします。

本決算は、委員会において丁寧に審査され、歳入では、安定した税収の確保や、少し減額はいたしましたが、ふるさと納税の活用、また、歳出では福祉、教育、防災といった町民生活に直結する分野への的確な投資が確認されました。これは執行部の努力の成果であり、評価できます。一方で、人口減少や財政健全化といった課題は待ったなしの状況であります。

我々、チャレンジみはまは、町民の皆様の声を大切にしつつ、行財政運営の効率化や新しい発想による改革を求めてまいります。しかし、同時に議会は対立の場ではなく、協力し合い、町の未来を築く場でもあります。執行部や他会派とも連携し、よりよい美浜町づくりに尽力してまいります。

以上の理由から、本決算は妥当であると認め、賛成討論といたします。

○議長（野田増男君）

次に、反対討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論ありますか。6番 大寄議員。

○6番（大寄暁美君）

認定第1号 令和6年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定に当たり、美浜みらいを代表し、賛成の立場から討論させていただきます。

令和6年度は町税が減少し、時給の引上げ、職員手当の変更等で人件費が増え、物価高騰により、様々な施策への費用が増大する厳しい行財政でしたが、滞りなく事業執行に努められ、どの事業もおおむね適正に実施していただき評価いたします。特に、子ども医療費の自己負担分への助成が18歳になる年度末までに拡大されたことは大いに評価できると考えます。さらに、こども誰でも通園制度の試行的事業の実施、こども家庭センターでの相談、支援の業務により、子育て支援の充実が図られました。

また、陸上競技場が7月からオープンし、交流人口の増加、地域経済の活性化に寄与していると思います。

町公式のホームページは、全面リニューアルし、スマホ対応となり大変明るく見やすいものとなりました。

産業では、環境保全型農業を支援し、3月にはオーガニックビレッジ宣言をされ、有機農業が農業の新たな一分野に位置づけられたと感じました。また、有機農業に興味を持ち、就農する若者が増えてきているとも聞いています。

しかしながら、小中一貫校整備事業において、8月には、開校年度を10年度から12年度に変更し、3月に策定された基本計画では、建設地の選定ができず、子育て世代の期待を半減させてしまったことがアンケートより見て取れます。

また、令和6年度の重点的に取り組む施策に挙げられていたふるさと納税では、前年度より減少させる結果となつたことは大変残念です。

今後は、学校再編をこれ以上停滞させることなく推し進めていただくことを強く要望し、令和6年度一般会計歳入歳出決算認定についての賛成討論といたします。

○議長（野田増男君）

次に、反対討論はありませんね。

賛成討論ありますか。橋場議員。

○7番（橋場友昭君）

それでは、認定第1号 令和6年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定に当たり、立志会を代表し、賛成の立場から討論させていただきます。

決算認定については、年度当初の施政方針に基づき、予算執行における町政運営の成果、総括を行うことです。令和6年度には、平成29年度より事業を開始した運動公園整備事業が、6月30日に運動公園陸上競技場のオープニングセレモニーを実施し、7月から一般供用を開始し、スポーツを核としたまちづくりの本格的なスタートの年となりました。

各分野においては、持続可能で安心・安全なまちづくりを目指し、様々な事業が行われました。

子育て支援の分野では、子育て世帯支援として、子ども医療費通院分を18歳まで拡大し、金芽米給食の提供、こども誰でも通園制度の試行的事業、こども家庭センター運営事業などを、防災分野では布土地区の消防団詰所を統合し、新たに耐震性を備えた詰所を布土グランド内に整備することにより防災施設の強化を、スポーツ分野では、供用を開始した運動公園陸上競技場の施設運営が開始され、令和6年度の利用者はおよそ2万8,000人と、交流人口や関係人口の増加を図りました。

また、令和5年度に引き続き、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した様々な支援対策事業が行われました。低所得者への給付金の給付をはじめ、子育て世代への支援、保育所、小中学校の給食の補助、農林水産事業への補助金の交付など、多方面にわたり支援を行っております。

しかしながら、今の日本経済は、人口減少による人手不足、物価高騰によるエネルギー、食料品価格などの高騰や円安の影響など、先を読むことが非常に難しい中、本町においても、小中一貫校事業においては、振出しに戻ってしまいました。これまで経験したことのない事業ですので、しっかりと御説明をいただき、進めていただきたいと思います。

厳しい財政状況が続く中ではありますが、子育て支援、福祉、産業振興、防災など、その他の分野も含め、安心・安全で持続可能なまちづくりを行うため、諸施策や計画策定など、本町が目指すまちづくりが着実に実行されており、これを大いに評価し、認定第1号の認定を賛成するものといたします。

○議長（野田増男君）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

これをもって討論を終わります。

これより認定第1号 令和6年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する各担当常任委員長の報告は認定であります。本案は、各担当常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第5 認定第2号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第4号 令和6年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで3件一括

○議長（野田増男君）

日程第5、認定第2号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第4号 令和6年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上3件を一括議題といたします。

以上3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

[文教厚生常任委員長 大寄暁美君 登壇]

○文教厚生常任委員長（大寄暁美君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第2号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査、採決の結果、賛成多数により認定することに決定いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

保険基盤安定繰入金1億2,667万3,906円の世帯数はとの質疑があり、対象となった世帯数は7割軽減が714世帯、5割軽減が387世帯、2割軽減が392世帯で、全部で1,493世帯となっており、全体の53.4%、約半数が軽減世帯であるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

また、認定第3号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、審査、採決の結果、全員賛成により認定することに決定しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

歳入歳出差引残額の351万3,420円は、前年度の203万4,740円と比べ大きく増えている理由はとの質疑があり、差引残額については、翌年度に過年度分保険料負担金として精算し広域連合へ支払うもので、年度末までに還付金が発生した際のために残しており、被保険者の増や保険料率の改正のため多めに残したものであるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

また、認定第4号 令和6年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査、採決の結果、全員賛成により認定することに決定しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

決算の状況において、保険料を引き下げたことにより介護保険料収入が減額になったが、事業運営に影響はとの質疑があり、第9期介護保険事業計画において、要介護認定者の推移、サービス給付費の推移及び基金積立額を見据えて保険料を算出している。令和6年度においては基金の取崩しを行いサービス給付費に充てているので、事業の運営には影響はないとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（野田増男君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第2号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論ありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

認定第2号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論します。

令和6年度は、国民健康保険税率を大きく引き上げたことにより、保険税収入額は大きく増加しました。しかし、その分、加入者の負担が増えました。国民健康保険加入者のうち、所得が少なく保険税が軽減されている世帯は、7割、5割、2割軽減世帯、合計で1,493世帯あり、53%にもなります。このように、所得の少ない世帯が多く加入する国民健康保険において大幅に保険税率を改正したことで、加入者の生活が苦しくなる原因となりました。そのため、現年度収納率は低下しました。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第2号 令和6年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第3号 令和6年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第4号 令和6年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6 認定第5号 令和6年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから

認定第7号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計決算の認定についてまで3件一括

○議長（野田増男君）

日程第6、認定第5号 令和6年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計決算の認定についてまで、以上3件を一括議題といたします。

以上3件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告をお願いします。

[総務産業常任委員長 大岩靖君 登壇]

○総務産業常任委員長（大岩 靖君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました認定第5号 令和6年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、審査、採決の結果、全員賛成により認定することに決定いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

また、認定第6号 令和6年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、審査、採決の結果、全員賛成により可決及び認定することに決定しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

保存工事の概況で、配水管と給水管の漏水の件数が、それぞれ9件と21件とあるが、昨年度との増減はとの質疑があり、前年度では、配水管漏水が5件あり、4件の増で、給水管漏水が13件あり、8件の増であったとの答弁がありました。また、配水及び給水費の水質検査はどういった場所で年何回行うのかとの質疑があり、検査は毎月行う。場所は、上野間の稻早公園と小野浦の食と健康の館の2か所、また、緊急貯水槽がある河和中学校と野間小学校において検査を年2回行っているとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

また、認定第7号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計決算の認定について、審査、採決の結果、全員賛成により認定することに決定しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

中継ポンプ取替工事で8台取替えとあるが、全部で何台あるのかとの質疑があり、中継ポンプ場が小野浦地区で5か所あり、1か所につき2台のポンプがある。令和6年度の工事は4か所の工事をし、計8台のポンプを取り替えた。ポンプは全部で10台であるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（野田増男君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、認定第5号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより認定第5号 令和6年度美浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

先ほどの報告の中で、緊急貯水槽の場所について、河和中学校と野間小学校と言われたかと思ひますけれども、聞き間違いだったのかどうか、ちょっと一度確認をさせてください。

○総務産業常任委員長（大岩 靖君）

緊急貯水槽ですが、河和中学と野間小学校において、年2回検査を行っていると報告があります。

○1番（茶谷佳宏君）

委員会のとき傍聴させていただいて、河和中学校と野間中学校と聞いたような覚えがあつたもんですから、質問させていただきました。野間小学校でいいんですね。

○水道課長（竹内健治君）

済みません。委員会のときに、多分、私が言い間違いをしましたので訂正させていただきます。実際、野間小学校です。中学校ではなく小学校です。済みませんでした。

○議長（野田増男君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論ありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、認定第6号 令和6年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、反対の立場で討論します。

1点目、令和6年度は、水道料金の改定に伴い、当年度純利益が改善されました。しかし、住民の負担は大きく増えました。

2点目、水道料金の改定に伴い、経営収支比率、料金回収率は100%を上回りましたが、管路経年化率が年々上昇してきているにもかかわらず、管路更新率が低下したことは重大です。

3点目、水道料金を値上げしても管路経年化率の上昇を止めることができないということは、値上げをした大義が崩れるのではないでしょうか。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

次に、賛成討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより認定第6号 令和6年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

次に、認定第7号について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、反対討論ありませんか。茶谷議員。

○1番（茶谷佳宏君）

それでは、認定第7号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計決算の認定について、反対の立場で討論します。

1点目、令和6年度からは農業集落排水事業会計が特別会計から企業会計に変更されました。そのため、決算において損益計算書が出され、当年度純利益で50万6,259円が掲載されました。他会計負担金として一般会計及び水道事業会計からの収益が主な収入ですので、精算すべきと考えます。

2点目、経営指標に関する事項で、使用料水準の妥当性を示す料金回収率が4.9%と100%を大きく下回っています。使用料水準を100%に近づけるためには、使用料金をどれだけ値上げすればいいのでしょうか。大きな値上げは住民生活に負担を強いることになります。

3点目、使用料金の少ない本会計を企業会計に変更したことは不要だったのではないのでしょうか。

以上の理由を述べて、本議案の反対討論とさせていただきます。

○議長（野田増男君）

ほかに討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田増男君）

これをもって討論を終わります。

これより認定第7号 令和6年度美浜町農業集落排水事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（野田増男君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7 議員派遣の件について

○議長（野田増男君）

日程第7、議員派遣の件についてを議題とします。

美浜町議会会議規則第127条の規定により、今後の議員派遣について別紙のとおりお手元に配付しました。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

なお、議員派遣の日時、場所、目的、派遣内容など変更が生じた場合、また、別紙以外に派遣の必要が生じた場合は、議長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第8 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（野田増男君）

日程第8、議会閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。

議長宛てに各常任委員会委員長より、議会閉会中の継続調査事件の申出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各常任委員会委員長より申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田増男君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

閉会に当たり、町長より御挨拶をお願いします。

〔町長 八谷充則君 登壇〕

○町長（八谷充則君）

令和7年第3回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に御提案申し上げた同意第3号 美浜町教育委員会委員の任命についてをはじめとする全案、慎重審議の上、御承認いただけたことに対し、まずもって御礼申し上げます。

さて、いよいよ明日から秋の彼岸の時期となります。暑さ寒さも彼岸までと言われますが、この頃を境として、秋の気配が一気に感じられるところでございます。まだまだ暑い日が続きますが、秋へと季節は移り変わってまいります。爽やかな気候の中、ふれあいまつり、花火大会、ふるさとまつり、各学校の運動会等が予定されております。

議員の皆様方におかれましても、それぞれのお立場で御参加、御協力いただきますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

[降 壇]

○議長（野田増男君）

ありがとうございました。

これにて令和7年第3回美浜町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

[午前10時13分 閉会]

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年9月19日

美浜町議会

議長 野田増男

議員 森川元晴

議員 橋場友昭